

平成20年第3回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成20年9月10日(水)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 (開 議)	9月10日 午前9時00分宣告(第2日)			
応 招 議 員	1番	松本正美	2番	伊藤俊一
	3番	山田邦夫	4番	米野秀雄
	5番	高阪康彦	6番	林英子
	7番	小原喜一郎	8番	中村英子
	9番	黒川勝好	10番	菊地久
	11番	吉田正昭	12番	山田乙三
	13番	伊藤正昇	14番	奥田信宏
	15番	猪俣二郎	16番	大原龍彦
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規 定により説明 のため出席し た者の職氏名	常勤特別職	町長	横江 淳一	副町長	水野 一郎
	行政改革推進室	室長	飯田 晴雄		
	総務部	部長	坂井 正善	次長兼 総務課長	加藤 恒弘
		税務課長	長尾 彰夫	収納課長	服部 康彦
	民生部	部長	石原 敏男	次長兼 高齢介護課長	齋藤 仁
		住民課長	犬飼 博初	保険医療課長	鈴木 利彦
		福祉・ 児童課長	佐藤 一夫	環境課長	上田 実
		健康推進課長	西川 和彦		
	産業建設部	部長	河瀬 広幸	次長兼 土木課長	水野 久夫
		次長兼 農政商工課長	佐野 宗夫	下水道課長	絹川 靖夫
		都市計画課長	志治 正弘		
	会計管理室	会計管理者兼 会計管理室長	加賀 松利		
	水道部	次長	大河内幹夫	水道課長	小酒井敏之
	消防本部	消防長	上田 正治	総務課長	浅野 睦
教育委員会事務局	教育長	石垣 武雄	次長兼 教育課長	伊藤 芳樹	
	小中学校給食センター所長	村上 勝芳			
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議事会局	局長	松岡 英雄	書記	金山 昭司
議事日程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

日程第1 議案第56号 (仮称) 蟹江町給食センター建設工事請負契約の締結について

日程第2 一般質問

番号	質問者	質問事項	
1	中村英子	「A社」の騒音問題について……………	33
2	山田邦夫	①町、行財政改革の評価を問う……………	44
		②南保育所の民営化について……………	57
3	松本正美	①保健医療対策の拡充を図れ……………	65
		②緊急防災対策を問う……………	77
4	高阪康彦	蟹江町の人口が伸びないのは……………	86
5	小原喜一郎	①町財政の今後の見通しを問う……………	94
		②介護保険の見直しを前にして……………	107
6	林英子	①再度保育料の見直しを求める……………	114

○議長 奥田信宏君

皆さん、おはようございます。

平成20年第3回蟹江町議会定例会継続会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

議会広報編集委員長より、広報掲載用の写真撮影をしたい旨の申し出がありましたので、一般質問をされる議員の皆さんは、昼の休憩中、本会議場にて写真撮影を行いますので、ご協力をお願いいたします。

西尾張シーエーティーヴィより本日及び明日の撮影放映許可願の届け出がありましたので、議会傍聴規則第7条第4号の規定により、撮影、放映することを許可いたしました。

皆さんのお手元に伊藤俊一議員の1問目の一般質問に関する資料が配付をされております。

なお、米野議員より葬儀のため午後1時から1時間半程度の中座の届け出がありましたので、これを許可いたしました。副町長より同様の内容で中座の届け出がありましたので、これも許可いたしました。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

○議長 奥田信宏君

日程第1 議案第56号「(仮称)蟹江町給食センター建設工事請負契約の締結について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○教育部次長・教育課長 伊藤芳樹君

提案説明した。

○議長 奥田信宏君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結をいたします。

ただいま議題となっております議案第56号は精読にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第56号は精読とされました。

ここで、給食センター所長の退席と、都市計画課長の入場を許可をいたします。その間暫時休憩をいたします。

(小中学校給食センター所長退席)

(都市計画課長入場)

(午前 9時08分)

○議長 奥田信宏君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 9時09分)

○議長 奥田信宏君

日程第2 「一般質問」を行います。

一般質問をされる議員の皆さん及び答弁をされる皆さんに議長と広報編集委員長からお願いをいたします。一般質問を行った後、議場で読み上げた質問書及び答弁書の原稿の写しを事務局へご提出いただき、広報及び会議録の作成にご協力をお願いをいたします。

また、答弁をされる皆さんは努めて簡潔明瞭にされるようお願いをいたします。

それでは、順次発言を許可をいたします。

質問1番 中村英子君の「A社の騒音問題について」を許可をいたします。

中村英子君、質問席へ移動ください。

○8番 中村英子君

8番 中村英子でございます。

けさは1番バッターということですので、質問に入らせていただきたいと思います。今回からこの一般質問は、従来と違って質問回数を3回に限らず細かく分けて行ってもよいということになりましたので、そのようにできるだけ回数を切って、わかりやすい質問をしたいと思っておりますので、答弁のほうも極めて簡潔にさせていただくようお願いをいたします。枝葉をつけまして長々と答弁していただきますと、問題の焦点がぼけてしまうことがありますので、ぜひともその点よろしくをお願いをいたします。

質問の表題についてですけれども、ある会社という意味でA社というふうにしておきました。これは、私が今から申し上げる質問の内容に事実関係の誤りがあったり、見解の相違があるといけませんので、今回はA社ということで実名を伏せておきました。

通告書にはA社の名前、住所を入れておきましたので、答弁される方はこの会社の特定ができています。実際に事実関係が明らかになって間違いないということになれば、実名で取り上げていいと思っておりますけれども、それまでは特定の会社というふうでお願いしたいと思っております。

さて、A社の騒音問題というのがありまして、また過去10年間という長い年月のことだと伺いました。10年ということですので、ここにいらっしゃる議員の中には、ずっと以前からこのことを知っている人がいるかもしれませんし、町長ももしかしたら議員時代から知っていたことかもしれませんが、私はごく最近このことを耳にしましたので、そしてこの問題に対する行政の、つまり町の対応の仕方に疑問を感じましたので、質問をするわけですけれども、今申しあげましたように、10年間もの経過があり、関係資料がかなり多いんですね。たくさんありますので、今回1回だけで事実の全部を明らかにするということはできないかも

しませんが、時間内で進められるところまで進めていきたいと思ひます。

この会社は、平成9年ごろ、なれない言葉ですけども何かギロチンと呼ばれる剪断機というものがあるらしいんですが、その剪断機を事業所の敷地内に設置をいたしました。ギロチンというのはどういうものかといひますと、800トンもの重量のあるものを上から下に落として鉄を切ると、要するに破砕する設備だということであります。

これが設置されてから騒音問題が始まっているようですが、この施設は騒音規制法に基づく特定施設として町に届け出の必要な施設なのかどうかということをもず最初にお伺ひいたします。

○環境課長 上田 実君

A社の剪断機は、特定施設の届け出の必要のあるものであります。

以上です。

○8番 中村英子君

届け出の必要な施設であれば、施設の設置の工事の30日前までに町に届け出をする義務があるというふうに思ひますけれども、このA社はそれをせず平成15年6月ぐらいまで約6年間にわたり無届けであったと聞いていますが、それは事実でしょうか。

○環境課長 上田 実君

設置工事開始前、30日前までに届け出がなかったのは事実であります。

○8番 中村英子君

そうしますと、届け出はいつされたんでしょうか。届け出をされた日にちをお伺ひしたいと思ひます。

そこで、届け出が出ていない間に住民から騒音の苦情が来て、町が音の大きさをはかりました。そして改善の通知と改善勧告を行っておりますね。これは平成14年の9月と12月のことだと思ひますけれども、この時点で騒音の主な発生源、この事業所の騒音の主な発生源がギロチンという剪断機であることを当局は知らなかったんですかね。知っていましたでしょうか。知らずに勧告を行っていたのか、そのことについてお伺ひします。

今、2点お伺ひします。ですからいつ届け出が出てきたのかということと、それから届け出がないにもかかわらず、改善や通告を行ったのかということと。

○環境課長 上田 実君

届け出は平成15年6月13日だったと思ひます。

もう一点でございますが、勧告をしてございますが、それまでは立入調査ということでそれまで実施をしております。

○8番 中村英子君

ちょっと答弁わかりませんが、最初に、ではこの事業所へ立ち入りということをしたのはいつなんんでしょうかね。立ち入りの時期はいつだったのか、一番最初にですよ、した

のはいつでしたでしょうか。

○環境課長 上田 実君

当初平成11年ごろ苦情があり、その以後立入調査をしたというふうに認識をしております。ちょっと日付は認識しておりませんが、現時点では。現時点ではというよりも、資料としてちょっと持っておりません。

○8番 中村英子君

立ち入りをした時期というものを、後でもいいですけれども確かな日を教えていただきたいと思います。といいますのは、届け出も何もされていないって、どんな施設に入っているのかもわからずに通知や勧告をしていたとすれば、それは少しおかしいんじゃないかと思えますので、立ち入りはいつから始まったのかということも後日お願いをしたいと思います。

さて、町は一町民から、この施設が届け出がないということについて町はどう思っているのかということでも聞かれました。そのとき町は、中小企業者なので単に忘れていただけだと、問い合わせた町民に答えております。これは文書に書かれておりますので間違いないと思いますが、このようにこの人たちは単に忘れておっただけだと、いかにも問題のないような回答をしておりました。

この回答は、騒音の監督官庁として適正な回答なんではないでしょうか。そんな回答でよろしいのでしょうか。忘れていればいつでも後出しでいいよと、そんな対応の仕方でもいいのでしょうか。法律では特定施設の設置工事を始める30日前に市町村長に届け出なければならないとされておりますよね、今それは確認しましたが、30日前に届け出なければいけないというふうになっています。

そして、この30日前に届けるという条文には、意味があるんですね。どんなことかといいますと、届け出事項の中には騒音の防止の方法というものが含まれているんです。つまり特定施設を設置しようとする工事の前に騒音防止ができているかどうかを町が確認する機会、できていなければそこで町として適当な指導をしていかなければならないわけです。工事が終わってしまってから、設置してしまってからああだ、こうだ言ったって動かしがたいものがありますので、事前にやりなさいということになっているんです。

この意味するところ、とっても大事な入り口のところだと思うんですね。この入り口のところで最大限公害を防止することが行政の仕事、役割ではないかと私は思います。届け出をしていないことは監督官庁として町の権限を踏みにじるものではないか、私はそのように思いますけれども、ただ単に忘れておっただけいいよという対応ではなくて、普通だったらけしからんとか遺憾だとか、怒って当たり前のことでしょう。それを業者は単に忘れておっただけいいよと、後からいつもで出してもらえば済むという対応でいいのでしょうか。人ごとみたいな印象ですけれども、この姿勢、やり方は、行政が持っております公害防止に対する権限、その権限をみずから放棄しているようなものだと、私は思います。

その結果、約10年間にわたって付近の住民も行政自体もこの騒音問題に苦しめられることになったんじゃないでしょうか。この点についての認識、見解をお伺いしたいと思います。

○環境課長 上田 実君

先ほども言いますように、届け出につきましては、工事開始前30日ということになっており、蟹江町はそれを知る由がないと解しております。

また、回答といたしまして全く問題がないという回答はいたしておりません。当該事業者は中小企業者で、特定建設の届け出の提出を忘れていたというふうに町は解釈をしております。町は速やかに無届け状況については是正をさせております。

以上です。

○8番 中村英子君

そんなことは言っていないみたいなことを言っておりますけれども、ではどういう認識だったんですか。ここに文章が残っているんですが、町に問い合わせしております住民の問い合わせですね。その問い合わせの回答にきちんとそういうふうにかかれて回答しているじゃありませんか。これは事実じゃない回答をしておったんですか。単に中小企業者で単に忘れていたというような回答を住民の方にしていますけれども、これ、違うんですか、文章と。そういうふうに回答しています。ではどういうとらえ方をしておったんですか、当時。

15年まで、平成9年ごろ設置して、15年までの間届け出がなかったと、約6年ぐらいいわたくしにわたって届け出がなかったんですよ。そのことについて、私今言いましたように、遺憾だとかさあ、けしからんだとか、困るじゃないかとか言うのが行政の立場ですよ。そのことを文書によりますと、忘れとったでいいよと、物の言い方をその住民の方にされているでしょう。私そのことを問題にしているんですけれども、ではそれは事実ではないんですか。紙に書いてありますよ、ここに。質疑応答の中に。

だから、この届け出なかったということについての、では町の認識はどういうことだったのか、もう一回お伺いしたいと思います。

○環境課長 上田 実君

町としても苦情があり、現地を確認はしておりますが、機械が定格出力3.7キロワット以上のものという規定がございまして、そちらの確認をもちろん業者にはしておったわけですが、業者としてお忘れであったというふうに思っております。

以上です。

○8番 中村英子君

紙に書いてあるでね。質疑書というのがあるんですね。これにちゃんと書いてありますので、私もその書類を持っておりますから、単に忘れておっただけだよと言って回答したということは、私は間違いないと思うんです。だから、その単に忘れておっただけという回答を紙に書いて一町民にすると、そのこと自体は行政として、監督官庁としてそれは許されん、

考えられない回答だというふうに私思うんですね。まずそのことを指摘します。

そして次の質問ですけれども、法律では最初の届け出を重視していると言いました、最初の入り口の届け出というのはとても大事なんだよというふうに私言いましたけれども、法律の条文では届け出をしない者は刑事罰の対象となっております。届け出をしない者は5万円以下の罰金に処すると、要するに届け出をしなかった理由というのはああもこうもないんですね。忘れておっただの、それから知らなかったの、そういうこと関係ないんです。この条文によりますと、届け出をしなければ罰金ですよと、そういうふうになっていますよね。課長もご存じだと思いますけれども、そうしますとこの代表者は6年間にもわたって無届けであったということについて、刑事罰を受けているんですか、いませんか、どちらでしょうか。

○環境課長 上田 実君

ご指摘のとおり罰金を科す規定がございます。ただ、罰金を科すのは裁判所であり町ではございません。一住民は警察に罰則の適用を求めたということですが、警察では立件しなかったということを聞いております。

以上です。

○8番 中村英子君

罰も何も受けないということは、届けようが届けていまいが、そんなこと余り大事なことじゃないというような、そういう問題のとらえ方、これは刑事罰があるということは、実際にそれを告発して罰を受けるか受けないかは別にしても、そこまでもこの入り口のところは、事前の打ち合わせは大事ですよと、これをしないことはもう罰金刑に当たるよと、それほどのことなのに、その入り口のところについて町は何ら、どうでもいい、後から出してもらえばいいよみたいな態度で非常に私としては不信を、もう公害を担当する行政庁としては非常に私としては対応の仕方はまずいんじゃないかと。まずい対応の仕方が出るということは、根底にあるそのことに対する考え方が、どうだったんだというところに発展しますけれども、そういう指摘をしておきたいと思います。

次に、騒音の規制基準といいますのは、事業所の敷地境界線で守りなさいということになっております。A社が設置しました800トンのギロチンで発生源がどれぐらいの音量になっているのかと、これはわざわざ測定器をもって測るまでもなく、素人でもこれは大音響になるなということは、予想がつきますよね。大体こんな800トンのものが上から落ちてくれば、その発生源の音というのは非常に大きいだろうと、そういうことは考えられます。

A社の敷地面積がどれぐらいあるのか、町当局は把握しておると思いますけれども、私は推定でしか言えませんが、多分ざっと見たところ2,000平米かもうちちょっとあるかもしれません。この数字は間違っているかもわかりませんが、余り広いところではないんですね。

どだいこの敷地面積で800トンのギロチンを使って厚い鉄を切って、その敷地の境界線において騒音の規制基準が守られるということは、どう考えても、これどだい無理な話ですよ、常識に考えたって、一々数字を述べなくたって、狭い境界の中でそれだけの音をするものを出せば、この敷地の境界線において規制基準が守られるということは、どう考えてもそんなことはできないと、あり得んと考えるのが一般的だと思うんですね。大変狭いところですから。

だから、私は、そのことをA社というのには十分知っていたと思うんですね。この会社は古いですから、会社は名古屋市緑区にも同族会社がありまして、こちらの会社というの是非常に古いんですね。昭和27年ぐらいからもう創業しているか設立しているかという会社で、かなり古い会社であります。その同業の会社が名古屋市緑区にもありますし、私はこのような規制があるということはA社は十分知っていたと思うんですね。知っていて、もしかしたらこれはわざと、故意に届け出をしなかったんじゃないかというふうに思えてならないんですよ。またそう思うのが、この状況の中で自然なことなんじゃないかなというふうに私は思いますけれども、この辺について認識があったり、見解があったりしたらお伺いをしたいと思います。

○環境課長 上田 実君

A社の創業は昭和48年ごろからであります。ただ、そういったギロチン、800トンというものではありませんけれども、800トンそのものが落ちるわけじゃございません。ただ規制基準が守れるか守れんかにつきましては、聞いたことはありませんが、守るのは当然のうちで設置をされたものと考えております。

○8番 中村英子君

あなたね、すごく業者に都合のいい答弁だよ、今聞いていると。何かちょっとその答弁いかにも業者のほうに都合がいいですよ。

次ですけれども、さて、次の質問ですが、そこで、このA社というのは、付近に住む一住民が違法な騒音の被害を受けているといたしまして、提訴をいたしました。裁判が行われて地裁と高裁で判決がありました。いずれの判決も裁判所は違法な騒音が恒常的に発生していることを認めまして、原告の自宅に対しその騒音を侵入させてはならないという命令を下しましたね。

この違法な騒音というところで、この何デシベルというふうに入っておりますけれども、今ちょっと数字は取り上げることをしませんけれども、裁判所は原告の言い分を認めました。そしてその騒音を侵入させてはならないと。しかも慰謝料として一定の金額を払うように判決を下しました。

それで、今上田課長は、いかにも業者が悪くないような答弁をしておりますけれども、A社はその判決後も敷地東側の壁をかさ上げしたとかやりましたけれども、それは効果的な防

音対策になっておりませんで、その後も騒音が続きました。

原告は判決がおりたのに、それはしてはならないという判決がおり、また精神的な苦痛もあったということを訴えておりますのに、その判決どおりにならないものですから、その判決を実効性のあるものにするために、間接強制の申し立てを裁判所にして、裁判所もこれを認め、ここで現在に至っているというところだと思いますね。かなり今担当者は業者寄りの答弁をしているなというふうに思いましたけれども、A社は裁判所の決定さえ守っていないんですよ。守っていない、また町も守らせていないんですよ。判決は確定しているんですね。これを不服だと言って、また何かの方法でこの会社のほうが訴えをしているなら別として、判決も確定しているんですよ。

確定しているということは、それを受け入れているということですから、この確定した判決を守られていない、そしてそれは当事者であるA社も守っていないし、行政も守っていないんですね。私は、判決というものは非常に重いものだというふうにやっぱり考えておりますし、そこで一定の線を引くべきだというふうに考えておりますけれども、この会社も行政もこれは守らなくていいわけ。守らなくていいんだったら、判決の意味がないんですよ。

ですから、判決がもし守られなくていいとするなら、被害を受けた被害者の救済というのは、どこでだれがやるのか。人は公害より社会的問題だとかその他いろいろな問題で自分が被害者になったときに裁判所というものをよりどころにして、力のない一市民はその救済というものを求めているわけですよ。

これはここの今のA社に限った問題ではないです。市民というのは、そういう被害に遭ったり、困ったことがあったら、裁判所に対してこの救済を求めている。そしてそれを認められる。しかし、それを認められても何ら判決前と変わらないとしたら、一体市民は救われるのかどうか、どこでだれが救済するのか。やっぱりしなくていいのか、こういうのは。黙っておってくれさえすればいいのか、というふうなことなのか。行政としてこの判決に対することが守られていないということについて、どのように考えていますか。そして判決が守られなくてもいいとするなら、この一市民というのはだれがどこで救済をするのか、その点についてお考えをいただきたいと思います。

○環境課長 上田 実君

蟹江町としては、A社も訴えてみえる方も、私は一住民だと思っております。どちらに私は偏るつもりもございません。ただ、今ご質問の件ですが、大変申しわけございません、裁判で確定をしましておるものであれば、行政はそれ以上出るものじゃないというふうに私は考えております。

以上です。

○8番 中村英子君

課長って、おかしいことを言っていないですか。裁判が確定していれば行政が出るものじゃ

ないって、どういうことでしょうかね。監督官庁として騒音に対するのは当事者じゃないですか、行政は。ほんなら、あんた、民民でやってもらって判決出たら、私はそれは関係ありませんとは、どういう答弁ですか、それは。蟹江町というのは騒音の監督官庁で当事者じゃないですか。公害を発生させない、もしくは住民を公害から守るという義務があるんじゃないですか。

それは問題によってはいろいろできること、できないこと、行政も万能じゃありませんので、ありますけれども、そういうですね、あなた、裁判が民民でやったから行政は関係ないみたいな、それこそ皆さんの姿勢が問われるじゃないですか。実際に出ているということを経験しているんですよ。行政というのは、本来出さんようにするのが行政の役割でしょう。民民でやって一般の人が勝ってやっておるんだから、私らそんなの関係ないって、当事者じゃないみたいな答弁してもらおうのは困りますけれども、どうなんですか、それは。

○環境課長 上田 実君

説明不足で大変申しわけございません。先ほどの裁判につきましては、訴えた方をBさんといいますが、BさんはA社に対し、騒音の差し止め500万円、損害賠償を求めて訴えを提起しましたが、判決はA社の操業によりBさんの敷地上に65デシベルという数字を超える騒音を侵入させてはならない。損害賠償金としてBさんに何がし払え、訴訟費用はこれを5分し、その4をBさんが負担し、残りの1をA社が負担するという判決の決定がありました。

控訴費用はこれを5分し、4をBさんの負担とし、残りの1をA社が負担するというものですから、Bさんが一部勝訴したものと考えております。

また、A社は、受忍限度を超えている騒音をBさん敷地地上に侵入させてきたもので、民事上は違法であると判断されたものであると認識はしております。

次に、この判決があり、Bさんは間接強制ということでさらに訴えというか、そういった申請をいたしました。それによってA社の操業によりBさん土地上に午前8時から午前0時まで、1時から5時まで、65デシベルという数字を侵入させてはならない。これに違反したときは違反した日1日につき5万円を支払えという判決の内容であります。

ただ、現時点ではその決定に基づいてA社が現実に支払ったということは確認はしておりません。

以上です。

○8番 中村英子君

事細かいことはいいんですけれども、要するに騒音というのが基準を超えて出ているということの事実ですよ。出ているということが事実なんですよ。恒常的にこれは出ているということもまた事実だと思うんですよ。その事実について、私今質問しているわけ。

それで、今課長はその訴えた人も訴えられた人も一町民であると。だから何なんですかね。これ、どちらも一町民であるなら、争いがあつたときに、争いが起こって裁判所に提訴され

て決定されたらどちらがどうしなきゃいけないという、そういう内容のものが決定してくるわけでしょう。住民であるかどうかなんてことがどうして関係あるんですか。住民だったら違法駐車でも何駐車しても、私らこれに対して注意しなくてもいいという意味ですか。そういう意味なの。

どっちも住民であるから、ではこの人がもし違法駐車しておりましたと。違法駐車をしてもらったけれども、この人は住民だから多少のことはいいじゃないという意味なの。法の遵守ということはどういうことですか。法をどちらがどういうふうに遵守するという立場で物事を見ないで、あっちもこっちも住民だから訴えたほうも訴えられたほうもいいんだよと、そういう考え方なの、それでいいの。それだったら、別に法律守らなくてもいいということに拡大解釈になっていくよ。法律を守るということは前提じゃないんですか、行政は。そんな答弁の仕方では問題なんか解決できると思いませんよ。もう一回答弁をお願いします。

○環境課長 上田 実君

議員言われますように、もちろん蟹江町は法律遵守の立場で指導をしております。

○8番 中村英子君

この次の質問ですけれども、町長にちょっと答弁をしていただきたいと思うんですね。町長に答弁をいただきたいと思う。

町のほうは過去3回ほどこの規制基準を守ってくれと行って、改善のための文書をA社に出しておりますよね。A社はその都度防音壁を高くするとか、作業のやり方を見直すとかというふうに言っていますけれども、実際のところ今私がるる申し上げてきましたように、恒常的に違法な騒音が出ていると……

○議長 奥田信宏君

中村英子君、あと5分です。

○8番 中村英子君

5分。まだいっぱいあるんですけれども。急ぎますね、早口で。

それで、何とか言っていますけれども、違法が出ていると。それで町とA社の指導のやりとりの記録を見ても、今担当課長もそうですけれども、町のほうは口先だけで基準を守ってくれ、守ってくれと言っているだけの印象があるんですね。非常に事業者に対して甘い感じがしてならないわけですね。

最も最近の町とA社のやりとりの例ですけれども、ここに一番最近のところで、蟹江町長は騒音に対してこれを改善してほしいということで、20年4月24日付でこのA社に出しました。この町長のほうはこの騒音が2カ所の地点で出ているので、騒音発生施設の周辺の防音工事をするとか、敷地境界に防音壁を設置するなどとして、言っているんですけれども、回答のほうは非常にその回答からずれていまして、1カ所出ているギロチンの音も無視された回答になっていまして、回答としては工場の防音工事をするとかそういうことではなく

て、作業の徹底だとか社員教育の徹底だとか、業者の協力要請だとかそんなようなことで、言っていることと回答というのが全くずれているわけですね。

このずれたまま、このままで言いました、変えましたということではずれていようが何しようが、事が済んでいくということだと、これは甘いというよりむしろ私は客観的に見れば行政とA社のなれ合いがあるんじゃないかと言ったほうがいいかもしれないと、そんなふうを感じるわけですね。

どうしてこのようななれ合い状態になってくるのかと思うんですけども、ここに1枚の名簿がございます。これは蟹江ライオンズクラブの名簿でありまして、蟹江ライオンズクラブは写真入りで会員の紹介をしております。インターネットでこれを取り寄せてみますと、このA社の社長はこのクラブの会員であり、前町長と、また現横江町長もこのクラブの会員となっております。

町長になれば、普通どんな会からも脱退いたしまして、公平な行政をしようというところですが、ところが横江町長は、町長になってからこの会に入会をしているわけです。ですから、公害を出しているA社の社長と町長は、実はこのクラブで仲よしこよしの間柄だったんだなというふうに思うんですね。

○議長 奥田信宏君

あと2分です。

○8番 中村英子君

はい。蟹江町長にお聞きします。公害を出している会社の社長と仲よしこよしをしていて、町の公害防止行政ができるんですか。どうですか、お伺いをいたします。

○町長 横江淳一君

大変ご心配をおかけをいたしております。このことにつきまして、長々と答弁するつもりはございません。

ただ、担当が若干その説明不足が否めないのは事実でありますので、補足をさせていただきます。冒頭に中村議員がおっしゃいましたように、私が議員のときにBさんと実はこの話はお会いをさせていただき、るるお話を聞かせていただきました。若干内容に私は相違点があるものの、おおむね内容としてはそのようなことだというふうに、私も理解をいたしておりますし、裁判の結果、経過、それから町の対応、それもすべて私も熟知いたしております。

そんな中で、町長に就任をさせていただき平成17年4月、その時点でこの問題がまだ継続しておりましたので、私といたしましてはA社の代表者を町長室に呼びまして、これからの対応等々につきまして、現に平成17年だったのか、うちが勧告を実は出していることも事実であります。そのときに、指導をし、防音壁をつくるようにと、周囲の皆様方に大変ご迷惑をかけておるということも含めてお話をさせていただいた経緯が実はございます。

ただし、一番危惧をいたしましたのは、一部音が若干まだ漏れているというふうな情報が

実はございまして、県に測定をさせていただきました。町としても測定をいたしました、出口付近で若干基準をオーバーする音が出ておる、このようなことがございましたので、我々といたしましてはこういうことではだめだと、何とか適正なあくまで65デシベルという基準がございまして、そこまで届いているかどうかは別といたしまして、その発生源について開口部で以上の音が出ているから、これを改善してくださいという、改善命令は出しておりませんが、指示をさせていただいたのは事実でございます。それにつきまして、地域の住民の皆様方にも、意識調査を実はさせていただきました。冒頭は数人の方々から書面をいただき、我々もその書面も見せていただきました。その方々に担当者としていたしまして実質被害はどうなんだということを、後で調査をさせていただきましたが、今現在はその方々からの実質的な苦情は、実はいただいております。ただ、Bさんがということで、情報公開を求められ、我々も弁護士といろいろ相談をした結果、何が一番いいであろうということについて、日々検証させていただいております。

ですから、先ほど来、中村議員がおっしゃってみえるように、決してなれ合いでどうのこの、憶測で言うていただくのは非常に勝手でございますけれども、ライオンズクラブに入ったからといって、なれ合いだというのは、ちょっと考え方が違うのではないのかな。どう考えていただいても結構でありますけれども。

ただ、我々といたしましては、適切な環境を守るというのは、これ当然のことです。今後強い指導をしていきたいというように思っておりますし、当然事実関係がはっきりすれば、これはもう実際先ほど言いましたように、間接強制の決定をもう裁判所ですべて出しておりますので、我々といたしましてはそのBさんの宅に65デシベルが届いているかどうかの確認も実はさせていただきましたが、ご存じのようにBさん宅のあるところには、大変交通量の多い道路が走っております。暗騒音が相当多い状況にあります。これがその音が確定できないということも事実でございますので、今現在我々としては強い指導をしているのが現実でございます。

いずれにいたしましても、放置しているものではございません。ただ、Bさんに対して大変ご心痛をおかけしているということにつきましても、我々も四、五年の間Bさんともお話をさせていただき、立場が変われども担当には強い指導をということで、2回ぐらい代表の方にも町長室へお越しいただいたことも事実でありますので、今後もこれも続けていきたい。こんなことを思っておりますので、何とぞよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○8番 中村英子君

もちろん放置してなくて、口で要するに騒音基準を守ってくれ、守ってくれ、守ってくれは言うておるわけですよ。しかし、指導だけでこの問題というのは解決できるかということ、また防音壁だけで解決できるかということ、無理があるということはおわかっていでしょう。

これ、無理なんですよ。ですから、もし町長がなれ合いなんかしていませんと、私は公害に対してきちんとやりますということであるのでありまして、やっぱり関係者全部突っ込んで深く話し合いをしていただいて、問題解決の方向に持っていくようにしませんか。そうしましたら。ここままじゃいけませんよ。このまま10年間だらだらやってきて、この先何十年間だらだらやるんですか。決め手というものはないですよ。ですから、柔軟に考えていけば解決方法というのはあると思うんですね。

A社にしましても、きのうきょうできた会社ではありませんし、先ほども言いましたように同族会社は名古屋市緑区の工業地帯の中にありまして、昭和27年から創業しており、昭和37年に会社を設立しているわけですよ。私はこのような会社は十分法律の範囲内で自立して経営していける会社だと思うんですね。こんなことを考えながら解決に向けてやはり関係者集まってきちんと話し合いをし、発生源そのものをどうこうしていくというようなことをやっていただきたいし、またやらなければいけないことじゃないでしょうか。ぜひ横江町長の任期の間にこのことを頭に入れながら、解決に向けてのより深い話し合いの場を設け、相手だって今言ったように長いことこうやって仕事をしている会社ですから、何も全部が拒否だということではないと思いますよ。ぜひとも解決に向けて話し合いの場を設け、解決できるように環境を整えて進んでいってもらいたいと思いますが、どうでしょうか。

○町長 横江淳一君

一生懸命努力させていただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたしたいと思います。

○議長 奥田信宏君

以上で、中村英子君の質問を終わります。

質問2番 山田邦夫君の1問目「町、行財政改革の評価を問う」を許可をいたします。

山田邦夫君、質問席へお着きください。

○3番 山田邦夫君

3番 山田邦夫でございます。

質問通告書に基づきまして、「蟹江町の行財政改革の評価を問う」というテーマで質問をいたします。

横江淳一町政は1期目あと半年となりました。行財政改革は防災・防犯対策、少子高齢化対策、環境対策など諸問題のトップに掲げられた4年前町長選の公約でありました。皆さんお目にかけたことがあります。4年前の公約というか、今どきで言うとマニフェストなんですね。この公約の骨子には、行財政改革を町民の目線に立って町民のニーズに的確に対応する、2つ目は役場の組織機構の効率化を進め、職員定数の削減と総枠人件費の抑制を図る。3つ目は補助金などの見直しに着手するとありました。

当時にしてみると、補助金の削減という言葉を使うのは非常に気になる用語であって、勇

気ある公約だったわけです。その後3年半、蟹江町の行財政改革はどう進んだかを検証してみたいと思うのであります。

ことし3月議会での行政改革集中改革プラン、ここに87ページの報告書があります。その一番最初にこの4年間の集計表があります。その集計表によりますと、平成17年から20年、ことしまでの4年間の改革成果は、平成20年度、今年度で年間5億4,000万円となっています。中身の寄与率の大きな、何が成果があったか、寄与率の大きい分類でいきますと、一番大きいのは人件費の削減、これは用語は人件費の削減でなくて組織体制の充実となっておりますが、2億4,200万円、その次に大きいのが受益者負担の増加。別の言い方をすると町民負担の増加です。これが1億5,800万円。その次に大きいのが補助金や交付金の削減など、事務事業全般の見直しで1億4,000万円。このようなことを足して5億4,000万円のことしは行革効果があるという報告が出ております。

今の人件費の削減の内訳を見ますと、最近4年間の職員削減22人で、その成果が1億7,200万円、議員の削減が6人、3,100万円、収入役の廃止など1,400万円というようなのが、大きな項目で2億4,200万円になっているわけです。

受益者負担の問題は、一番大きなのは水道料金の値上げ、これは町民負担の増そのものですが1億3,000万円。2つ目に大きいのは保育所の保護者負担の増加。これが2,800万円。その他町の各施設の使用料の見直しなどであります。

3つ目の補助金、交付金、その他事務事業全般の見直しは、細かいものの積み重ねですが、一番大きかったのは、これはもう4年ほど前ですけれども、納税報奨金というのをやめました。これが3,900万円。図書館の運営の仕方を見直しました。これ1,600万円。それから心身障害者扶助料の見直し1,100万円、浄化槽の補助金削減900万円、消耗品など役場経費削減800万円、町民プール借り上げ中止800万円、児童手当の削減600万円、シルバー人材センター補助金削減600万円、ここまでが500万円以上の項目で、あと数十項目にわたって、大変なたくさんのいろいろ削減をされた。

この集計表によりますと、延べ700項目を見直し、実施済みが174件、実施予定が69件、継続検討が458件となっております。実施済みの大半は件数でいえば経費、補助金、交付金などの削減、それから水道料金の値上げに発する町民負担の増加であります。これまでになく集中的によく見直されたと評価いたしております。

しかし、大まかに言えばやりやすい、総括的に見るとやりやすいことはやれた。しかし行革の本質的なこと、難しいことはまだまだ半端で先送り状態であると思います。

広範な町民負担の増加とか、細かい無駄の排除はできたが、民営化の問題とか人件費削減とかというような構造的な改革は不十分だと言えます。これから来年の町長選挙やこれから10年間の蟹江町の第4次総合計画の作成という大きな仕事がかしからやってくるわけですが、そういうことの見先と、それから労力を奪われますと、改革への集中力や活力が細るの

ではないかと懸念しているところでもあります。

若干の問題点を質問しまして、行革の今後の進め方を聞きたいと思います。

質問は3つにいたしておりますが、1つ目が職員数と人件費の問題、2つ目が町の税収納率の問題、3つ目が行財政改革への今後の取り組み姿勢についてであります。

順序を変えまして、1番、3番は先にしまして、最後に収納率の問題をしたいと思います。

それでは、最初の質問は、職員の数と人件費の問題です。非常に難しい問題ですが、役場や我々は税金をいただいて行政をしている、住民サービスをしているということで、効率よく行うということは、行革の中心課題であります。それで、蟹江町の職員数というのは、定数条例というのがありまして、これには323人となっております。ずっと10年以上前からそうとなっております。10年前既に決算書によりますと310人でした。町の正規職員は、私の調べでは、横江町長が就任された3年前の17年4月現在で正規の職員数は306人でした。ことし平成20年4月現在の正規職員数は299人。3年でマイナス7人であります。

そういう意味で、先ほどの22人減って人件費効果が1億7,200万あるというのと少し整合しないということが気になるわけでもあります。

それから、行政改革実施計画、こういうものですが、では、平成18年度以降退職補充を50%とする。要するに年間退職者の半分の採用に抑えて、何年かかかって職員数を減らしたいという方針を出していらっしやいました。定員管理の適正化を計画するという方針が示されておりました。私は内心非常にこの方針に拍手をして期待いたしております。しかし今のように人数が余り減っていないという現実を見ると、方針が変わったのかどうか、まず第一にお尋ねします。

続いて、もう少し細かい点をまとめて質問しておきます。この3年間くらいで、職員の年間の退職者数と採用数を簡単にご提示いただきたい。それから、今の質問の1の2では、人員を大事に考えておるわけですが、人員計画というのは目先のことでなくて何年ものこと、5年、10年見通して企業でもどこでも検討しないといけないですね。そのためにはこれから組織をどうやっていくか。その組織の変化に対して配置転換をどうするか。配置転換に基づく人材育成、能力育成をどうするかというような長期的な展望と計画が必要です。

行政改革の根幹をなす問題だと思われませんが、どのようにお考えでしょうか。

3つ目の問題は臨時職員の問題です。どうも臨時職員がふえているように、正規職員は少し前倒ししているけれども、臨時職員はふえているように見える、これはデータがはっきり我々わからないんです。その一端を感ずるのは、臨時職員の給与というのは賃金とこう分類されておまして、賃金というのは物件費という決算に載っているわけですね。

その物件費で見ますと、平成16年度は2億500万円、ついこの前出ました平成19年度決算では2億3,000万円と、2,500万円増加しています。人件費抑制を何か錯覚させないかどうか。一方で臨時職員をどんどん使っておったらすね。ただ、臨時職員は3分の1から4分の1

の person 費 ですので、人数の割には余り大きく膨らんでいないということは感じます。

ただ、person 費 総額という決算の書き方には、賃金の一部を含めた考え方を表示していただくとか、説明を受けるほうがいいのではないかと思います、いかがでしょうか。

それから、先ほど申しました集計表の成果、person 費 削減 2 億 4,200 万円、これは申しましたように組織体制の充実で定員の適正化、給与の適正化、いろいろ統廃合、議会の削減、そういうのを全部ひっくるめて 2 億 4,200 万円と。人が減ったという部分は 1 億 7,200 万円です。この表示はちょっと不正確でないかという、整合しないんじゃないかという感じがするんです。

決算書によりますと、person 費 という表示は平成 16 年度決算で 24 億 5,000 万円、これはいつも気にして見ている数字です。去年の決算では 23 億 6,000 万円、マイナス 9,000 万円、要するに億の台には乗っていないわけです。

その点を、以上をまずお尋ねいたします。

○総務部次長・総務課長 加藤恒弘君

いつもご心配をおかけしております職員の person 費 の件でございます。まず、平成 18 年度以降の退職補充率の関係でございます。私どもは実は平成 17 年に行政改革プランを作成するという中で、基本的に平成 22 年度まで定年退職者の 50% の新規採用で抑制していこうという、そういう方針を固めてまいったのは、先ほど議員のほうからご指摘いただいたとおりでございます。

私どもそういった形で進めてまいりました。18 年度までは、実はその数字以外にも退職に関しましては任意の退職者が発生しておりまして、実は任意の退職者数がかなり多くございました。ただ、先にそういったことも踏まえながら今後のことを踏まえて採用を進めてまいりました。ただ、そうした結果といたしまして、実は 20 年度当初に職員が大変少なくなってしまうと、事務事業の状況が大変難しいことになるというような状況になってまいりましたのと、この 19 年度の後半からまた 20 年度にかけてでございますが、後期高齢者の関係とか、民生部門でのかなり大きな国の変革がございました。これに対応するというところで、実は見直しをかせさせていただきまして、現在に至っておるわけでございます。

ただ、私どもといたしましては基本的にはこのこれからの状況も踏まえて、50% の採用率と、定年退職者の 50% 採用をもって何とか進めたいという、この方針には揺るぎはございませんので、その状況をお話しさせていただいて、ご理解いただきたいと思っております。

また、職員数の削減の実績ということで、退職と採用の内容はどうかというお尋ねでございますが、職員数の実績につきましては、実は平成 17 年度につきましてですが、これは 16 年度の退職者が 7 名おりました。それに対しまして 17 年度採用はゼロというところから始まっております。そして 18 年度におきましては退職者 15 名に対し採用 7 名、19 年度は前年度退職者が 7 名に対し、採用は 2 名、そして先ほど申し上げましたが、20 年度につきましては退職

者が12名でございましたが、諸所状況がございまして18名の新規の採用を行っております。

この間の総数につきまして、退職者は41名、採用者は27名となっておりまして、削減といたしましては14名というふうになっております。ただし行革プランは17年の4月1日からということございまして、16年度の減数7名につきましてはカウントされませんので、現在とその17年度を比べますと退職者数は34名に対し、採用27名ということで実際その間では7名の削減という状況になっておるわけでございます。

また、人事計画につきまして、先ほども組織、人事配置等のお話をいただきました。大変重要なことだというふうに認識しておりますし、今後につきましては、私どももそういう認識のもとに組織配置、そして組織の改革、人員配置、職員の職務転向、そういったものも含めまして進めていきたいというふうには思っております。我々は現在のところもそういった内容で職員の削減を敢行してきたところでございますけれども、ただ、現在皆様のほうもよくご存じのように社会を取り巻く情勢から、行政自体、国の施策等も大きく変換されるようなところがございます。また、地方分権によりまして権限移譲ということで、多くの事務が私ども、末端の市町村におりてきております。こういったものに対応していかなければいけないということも踏まえて、今後は考えさせていただきたいというふうには思っておるわけでございます。

ただ、先ほどにも申し上げましたが、やはり職員数の減というのは、私どものほうが敢行しなければならない使命だと思っておりますので、組織改革、人員配置、そういったものも含めまして今後も進めていきたいというふうにと考えてございまして、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

そして、臨時職員の件でございます。臨時職員がふえておるんじゃないか、またこれは賃金という物件費に分類されるので、蟹江町はそれでちょっと錯覚させてはいないかというご指摘をいただきました。これにつきましても17年度と20年度、パートを含む臨時職員、確かに計数でいきますと29名の増加がしております。しかしこの29名のうちの25名につきましては、実は小学校、中学校でのティームティーチングと特別支援学級、この担当に20名ほどを採用しております。あと、現在大きな課題を持っております防犯、収納、環境、高齢者対策等に5名を強化させていただきました。残りの4名につきましても実は育児休業者の対応等に、また職員を削減させていただいたその部分のどうしても必要な補助職員ということで、代替措置で必要最小限採用させていただいておるところでございます。

人件費の抑制の錯覚ということでございまして、先ほど議員ご自身もおっしゃられましたように、物件費の中で4分の1ほど金額が正規職員の4分の1ほどになるということで、その削減率につきましては、実は臨時職員と正職員を差し引きいたしますと、約4,600万円ほど、これは16年度と19年度ご指摘いただいたところで生み出しておるということでございます。

ただ、先ほどおっしゃいましたように、総枠で人件費の中で賃金を入れるというお話になりますと、それはなかなか私どもの構成上難しいところがございますので、できましたらそういった観点でのご指摘をいただく場合、申しわけございません、ちょっと算入しながら私どもの行政を見守っていただきたい、またご指導をいただきたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

また、人件費の削減額が不正確でないかということでございます。4億2,400万円につきまして、実は諸所の部分の累計を入れてございます。1年で減った部分、それにまた例えば17年度で減りますと、その職員の部分は基準17年度でございますので、18年度までまた足される、18年度足したものが19年度に足されるというような形で、進んでおりますので、この計数につきましては少し計算の方式が違っております。

ただ、現在の金額と人件費と、以前の人件費を系列で横で引いていただく場合とは少し計算方法が違っているということでございますので、こちらにつきましてはご理解をいただきたいと思います。よろしく願いをいたします。

以上であります。

○3番 山田邦夫君

お答えで、退職者の補充を50%方針というのは捨てないで努力をしたいとお答えになりました。大変よかったとほっとしております。ただし、人を減らすというのは、ただ減らしたいというもんじゃありません。今もお答えになったように、非常に大きな差ができたのは、平成17年4月の採用、これは前町長の最終年ですが、採用ゼロになっておったわけです。やめたのに対してね。それから助役もなくなされた。収入役もなくなされた。これは当時町村合併の課題がありまして余り大勢抱えて合併するということもあって、しかし翌年の採用ゼロでいく、助役なしにする、収入役なしにするは、非常に無責任な逃げ切りだったと思います。後を受け継がれた新町長は大変だったと思いますね。

そういうように私は企業におったわけですがけれども、非常に不況なときでも採用を少しでもやるんです。それは新採用はそのときの戦力じゃないです。5年、10年、20年先の戦力なわけです。ですから、穴をつくってしまうと人材の登用の序列が悪くなってしまっていると、そういう意味で採用ゼロというのはちょっと問題がある。だから半分ずつでも、その半分に多少の色をつけていくということが必要で、今は行政需要がむちゃくちゃふえてくるので、少ししのぎ切れなくて増員したというのも、了解します。

それから、臨時職員で相当されたと、普通に見ますと年間で4分の1ぐらいだと僕は思っておるんですが、これも大変その時々課題に町長が積極的に対応された。やらない人ならやらないわけです。そういう意味で、非常によかったという方針だと思います。

これからまだまだ団塊の世代が退職にくるのではないかと思いますので、ひとつ人を減らすだけじゃなくて、いかにして減らすかと、仕事のやり方を変えて減らす、その問題、今か

ら論じますけれども、ぜひご留意いただきたいと思います。

それでは、質問の3つ目を予定しております、今後の行財政改革の取り組み姿勢についてお尋ねします。

一つは起債と公債費の問題、2つ目は下水道の起債、大きな借金、それから3つ目は今も申しました職員を減らして、資金を、それを事業費その他に生み出す考え方。4つ目は内部でつくっているこの行革の評価、最後に町長にお尋ねをしますが、一つずつお尋ねします。

まず、起債と公債費、きょうは傍聴者がいらっしゃいますけれども、まことにわかりにくい言葉であります、起債というのは10年、20年かかって何億という借金をして、20年ローンぐらいで返していくという借金なんです。公債費というのは毎年の予算の中でことしは幾ら返さんならんか、ローンを幾ら返さんならんかという金額が公債費です。その率というのが年間の会計に対して何%ぐらい借金返済に当たっているかという問題です。

町の財政はじわじわと悪くなっていると、私は思います。税収が伸びる見込みはありません。景気も悪くなって住民税もこのところは減るんじゃないかと思われま。ただ、固定資産税が少しふえつつある感じはあります。

一方、町債の残高は、10年前に48億円でした。あれもこれもひっくるめて48億円。来年にはこれが85億円になります。毎年返済するその公債の比率というのは、19年度決算では6.4%、1年間の経費のうち6.4%を借金返済に充てている。それが5年後ぐらいには9.4%になります。これは去年の返し額が年間5億7,000万円だったんですが、五、六年後には8億ぐらいになる。年間2億2,000万余分に返さんならんようになる。これ以上大きく借りると孫子の時代に借金が大きくなる。国やその他と同じ現象になるわけです。そういうことで相当気をつけなければいけない。

この前、6月議会で長期見通しをだれか質問しまして、資料が出ました。下水道のことも絡めてですね。その資料に23年以後は年3億5,000万円の起債にとどめたいという仮定数字が書いてありました。ああいう数字を出すのはちょっと甘くないかというふうにお尋ねいたします。

一つずついきたいと思います。お願いします。

○総務部次長・総務課長 加藤恒弘君

起債の件で仮想数値が3億5,000万円は低いのではないかというご指摘をいただきました。

実は、私どものほうで平成10年度から19年度までの10年間の起債の総額をはかりましたところ、71億8,180万円起債を起こしております。このうち、税の補てんにする減税補てん債というものがございまして、これが8億1,620万円。そして、臨時財政対策債、これが28億8,510万円ということで、この2つ、さきに山田議員からは赤字債であるというふうにご指摘をいただいたものでございまして、これが2つで37億130万円、全体の51.5%を占めております。

また、事業債、別に学校等を建設をするときにお借りいたします事業債につきましては、この10年間の間に34億8,050万円ということで48.5%となっておりますのがまず現状でございます。

さきにお示しいたしました起債計画におきましては、21年度、そして22年度、こちらにつきまして私どものほうで策定をしております3カ年計画で、ほぼ事業が確定しておる、事業を行っていかねばならない、そういったものに合わせまして起債額を上げさせていただきました。

それで、もう一つはこの21年度まででございますが、赤字債であります臨時財政対策債が認められると。その後につきましては、現在のところは認められないであろうというふうに私どものほうは聞き及んでおりますので、この21年度につきましてはその額を3億円予定いたしました。そして合計いたしましたのが、8億7,700万円という起債額でございます。22年度につきましても事業債で3億6,250万円と、こういう計上をさせていただきました。

ただ、23年度からの起債額につきましては、これはやはり私どもといたしまして計画的、進めるべきというふうには思っておるわけでございますが、事務事業をそのまますべて管理できるわけではございませんし、私どもとしてやらせていただいたシミュレーションの中で、さきにお示しをいたしました、実は平成10年度から19年度までの平均起債額、この事業費における平均起債額が3億5,000万円でございますので、大体そういったところで簡単に言えば締めていかねばならない。それ以上の起債になるとかなり大きな起債額になってしまいますので、事業内容をそこにあわせて精査していかねばいけないということも含めて、させていただきました。

ただ、実は事業債だけでここ2年、3年のうちには学校関係で大変大きな額を出させていただいております。この学校が大体22年度で耐震も含めて終わりたいというふうに思っておりますので、そのことを差し引きますと年間、ただいままでこの8年間でございますけれども、私どもが起債をお借りした平均需要額といえますか起債額は2億8,000万程度になってございますので、そのあたりも含めて、私どもはこの3億5,000万円というものをらせていただきましたので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

以上であります。

○3番 山田邦夫君

この問題は以前にも一般質問でしましたので、多少重複しておりますけれども、非常にわかりづらい議論であります。現実に85億円の起債残高が残るということは確かですね。それは10年、20年にわたって返していかなければいけない。そのうち半分ぐらいが建設債で半分ぐらいが臨時財政対策債だとおっしゃる。これもわかっているんですが、臨時財政対策債というのは、一般、毎日の家計の足らん分を、今までに借りた、その借りるときには政府のほうは地方交付税その他で穴埋めするというのが大半条件がついておったんですが、小泉改革

によってみんなほごにされて、不渡りにされて、もう交付税が来なくなっちゃうと。

だから、借金だけ残って返さなければいかんという問題が起きている。しかも20年もかかって返していくもんですから借り換えが発生するわけです。今住宅ローンでもみんなそういうことをやっています。ですから結局は、それはもう全部返さなければいけない。借りたものは。

例えば1軒の家計でいいますと、亭主の収入あるいは奥さんの収入で家も傷んできたな、お勝手も傷んできたな、風呂も変えなきゃいかんなどというんですが、ないそでは振れないです。金の見通しの立たないところは。だから我慢して古いものを使って、やるんですが、見通しがついたところについて家を直したり建て直したりするわけです。企業でも一緒です。経営の見通しによって設備投資をするわけです。それを放漫経営しますと家庭でも破産しますし、企業でも倒産する。

どこでしたか、夕張ですね、夕張とか今は大阪府。どうしてあんなことになっちゃったんだ、やるときには必要だ、必要だと言ってやったわけです。政府も補助を相当出すから、しかし自分も出さなければいかん。それでもうかるような感じで観光客が来るような気持ちでやったんですが、ほとんどが全部無駄になってしまって、借金だけが残って、倒産しかかっている。その縮図が今全国の町村で起きつつあると見ております。

ですから、行政で金もうけをするということは、税金以外に余り派手に考えないほうがいい。ほどをわきまえて、入ってくる金より余計使うということは、非常に気をつけて今後行政運営をしてもらいたいというのが、今回の質問の主題であります。

それでは、2つ目の問題ですが、公共下水道事業です。この起債額は平成19年度までに14億円既に発生しておりまして、10年後には50億円、30年後には150億円、非常に大まかな言い方ですから多少の問題はありますが、これは特別会計で下水道の運営収入で返していくというのが原則でありますけれども、昨今問題になっております連結経営、蟹江町財政とその外郭にある諸団体の連結経営という観点から見ますと、何か運転資金か何かで金利か、わかりませんが、町の財政に負担がかかってくるのではないかと、細かい試算はよろしいんですが、10年20年という物差しで見通しをお聞かせいただきたいと思っております。

○下水道課長 絹川靖夫君

議員からの質問ですが、この数字は平成20年第2回定例議会全員協議会、蟹江町給食センター建設事業関係請求資料の償還の予定よりはじかれた数字だと思われまますので、その資料をもとに答弁をさせていただきます。

平成19年度起債合計額14億円、利子等合計を含めまして起債償還額は3,000万円になります。平成29年度には起債合計額50億円、利子と元金を含めまして起債償還額2億円となっております。

まず、最初に建設財源の仕組みを理解するために、確認をさせていただきます。支出の部

でございますが、建設費と下水道管理費に分かれまして、建設費が蟹江町公共下水道と県の流域下水道負担金があります。下水道管理費には起債償還費と維持管理費、すなわち蟹江町公共下水道と流域下水の負担があります。

次に、財源の部でございますが、建設費には国費と起債、町費、受益者負担金も含まれます。それから、下水道維持管理費、下水道使用料、町費が財源合計になっております。一般会計繰出金は、建設費の町費、下水道管理費の町費に充てられます。それと、下水道使用料収入は、維持管理費と元利償還費に充てられます。下水道事業は事業量、事業費、事業者の施工能力を勘案し、事業期間を設定し、現在事業計画を30年として計画しています。

また、下水道事業の財源の大半が起債で、その起債償還年限は30年の償還となっている。したがって、起債償還のピークは30年目少し過ぎたところで、起債償還額5億円になる見込みでございます。起債償還額5億円の内訳財源は、使用料収入と一般会計からの繰入金、建設期間中は大半を占めると思われます。また使用料については、費用の実態を反映した適正な下水道使用料を定め、財政計画を作成してまいります。

また、9月2日に財政健全化審査意見が監査委員より公表をされました。連結実質赤字比率は現行基準では20%超えが健全化の対象となりますが、蟹江町はその基準から見れば余裕があるように見えますが、安閑としてはられません。財政計画の着実な実行と既に計画されたものや実行中のものを含め、さらなる費用見直しの必要があると考えています。長期的な視点に立って下水道整備のめり張りをつけ、重点的な整備を図り、地域にふさわしい形態にし、コスト縮減、工事計画、設計等の取り組み、工事発注の効率化などに努めてまいりますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○3番 山田邦夫君

ありがとうございました。下水道は大変大きな公共事業で、今おっしゃったように一般会計のほうへも相当影響が来ると、運転資金等で思われます。先ほども申しましたが、工事、建設にかかわる起債、借金というのは、物が残るからいいわということですけども、うかつにやると元が取れない、借金だけが残る。3億5,000万円で渡っていきたいとおっしゃったんですが、考えてみると目の前にでも保育所の建て直し、排水機もやり直すとおっしゃっていただいております。数億円、10億に近い。

それから学校の耐震、福祉センターも老朽化してきたからどうやらしたい。一番気になるのは、6月議会で某議員がされました、東郊線と今須成線の陸橋の問題、これなんかは十何億という話になってくると思うんですね。こういうような金の需要が後ろに迫っているわけです。ですから、やらんならんことはやらんならんというわけにはいけないんで、いや、やらなくていいというんじゃないんです。知恵を絞って順送りをして、適正なる時期にやると。しかもその資金捻出をほかのところで少ししないといかんというのが、人件費、人を減らす

という問題であります。

そこで、次の質問ですけれども、これは職員を本当に本気になって減らさないといけないという私の意見、質問であります。

以前に2割減らしてと言いましたが、今現在大分減ってきましたので、少なくとも1割減らすと20人、300人近くおるわけですから、20人から30人減るわけです。ただ数字で減らせばいいわけじゃないですよ。どうやって減らすか。

町職員の1人の人件費というのは大体750万円ぐらいです。年間23億から4億で300人ですから1人当たり七百何十万円なんです。ですから、20人、30人もし減ると、1億5,000万から2,000万浮いてくる。こういう努力を何年かかけてやって、そういうものを今後の投資、住民サービスに向けるということを、これはもう構造改革なんです。役場の仕事の構造改革をしないとイケない。

中でも、本庁の職員をもっと減らせという感じは、比較的僕はありません。外回り、外郭に随分苦情が来ます。どうも人が多いんじゃないかということをよく聞きます。ですから、本庁の外におる人たちのことを非常に検討しないとイケないというふうに思っております。

それで、その20人、30人を減らすことを来年つくるんですが、今から10年の計画に方針として入れ込まないとイケない。これは第3次総合計画にも書いてありましたけれども、実行されていません。4次総合計画に、そういう行政の構造改革をするということを入れ込んで、次の町長、現町長がやるかもわかりませんが、引き継いでいかないと、町長は政治家ですから、かわるかもわからない。かわると次の人はまた金を使うようになってくるということはありますので、町の方針として入れ込まなければいけないんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 奥田信宏君

山田邦夫君、あと5分です。

○行政改革推進室長 飯田晴雄君

それでは、私のほうからお答えをいたします。

第4次総合計画に方針を入れるべきではないかというご質問でございます。基本計画の期間中に進める行財政改革の内容の表記につきましては、これから詰めていきたいというふうに思っております。例えば内部改革の1つであります役場のスリム化については、行政改革実施計画の整合性を保つ必要性から考えれば、民間委託や施設の統廃合によって職員を削減をし、人件費の抑制をするというような表現までにすべきと考えています。

ただし、行政改革大綱等で計画する具体的な削減数値等の目標値については、年度ごとに作成する行政改革実施計画でお示しすべきだと今のところ考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○3番 山田邦夫君

今民間委託ということを中心にしてとおっしゃいましたが、民間委託というのは、指定管理者制度についてもそうですが、町のやることをこうやってくださいとやるんですね、多少減りますけれども、後のテーマでも扱いますが民営化、役場がそう指図したり手を出さんでもいいやり方、そういう分野がないかということをしっかり考えないと依然としてお金がかかるということを申し上げておきます。

それから、その次の質問で、ややこの行革の報告が自画自賛でないかと言っておりますが、これは意見の相違が起きるといけませんので、省略します。

要は、非常に町の幹部会、よくやっていたらと思うんです。ですけれども、そして大変な成果が発表されております。ですけれども、行革審議会という外の人員の入ったのがありますが、大した意見を言っている気配がないんですね。そういう意味で少し外の目で評価、チェックをしてもらうことを検討してはどうかと。もう回答不要です。

一番最後の問題は、町長にお尋ねしたいんですけれども、職員の人件費の削減というのは非常に重要テーマと考えておまして、人員計画と組織をどうしていく、そのための配転やその他による職務能力の育成というのは連動しておって、先ほど申したように大変重要なことだと。ところで、町長は4年前に就任直後の感想だったか、職員の意識改革がまず必要だということは何度も聞きました。これは本当はどういう意味で実現しつつあるかどうか、今後どういうふうにしていこうとされているか、お尋ねします。

○町長 横江淳一君

大変いつもどうもありがとうございます。私は、平成17年4月に町長に就任させていただいて以来、行政改革、マニフェストは別といたしまして、とにかく行政改革を一本にという考え方も実はあったわけでありまして、その前に今議員が指摘をされましたように、まずは職員の意識を変えなければ行政の仕事自身も変わらんだろうという、そういう基本的な考え方に立って着手をさせていただきました。決して自画自賛しているわけじゃございませんが、職員の中にも私は公務員であるという自覚がないまま職務についている職員がおりはしないかと、一生懸命やっている職員の足を引っ張っているような職員がひょっとしたらおりはしないか、住民からのいろいろな意見を的確に聞いて、住民サービスを遂行している、そういう職員ばかりではなく、ひょっとすると公務員という、いわゆる一つの名前であぐらをかいているんじゃないか、こんなことをいろいろ検索をさせていただき、いろいろな会を設けさせていただきました。

そんな中で、この平成19年度はご存じのように5つのKということで、蟹江町のKをもじってキーワードにさせていただきました。観光事業をやったらどうなんだ、それには職員1人がやるべきではなく、住民の皆さんのいろいろな意見が要るのではないかと。ですから、観光、環境、改革、そして、健康、教育、この5つのKを中心にキーワードをさせていただきました。こればかりではございません。

そして、もう一つは輝来都かにえ懇話会ということで、住民の皆様方に広く意見を聞くという、そういう懇話会も催しをさせていただきました。その中で、今回、先ほど来本当にご指摘をいただきました職員でなくてもできる仕事があるのではないかと。まさにおっしゃるとおりでありまして、そんな中で、協働まちづくり事業ということで応募をいただいた皆様方、9つの団体の方に委嘱をさせていただき、今現在この蟹江町の職員ではできない、住民の意識を持った、そして協働でできるようなそんな施策が今実行されようとしております。これはあくまでもテストパターンでありますけれども、一過性のもではなく、今後これも続けていきたい。最終的にはコストダウンにつながるのか、これをコストダウンにつなげていきたい。

ただし、先ほど来お褒めをいただいたのかご指摘をいただいたのか、ちょっと私もわかりませんが、実際その職員を削減するに当たっても住民サービスの著しい低下、これはあつてはならないというふうに思っております。そういう意味で今現在ある配置をどのようにしていくかも、日々これは検討をしております。

この4月からは、町長部局、町長室で、月に1回、もしくは2回、最高幹部が集まりまして情報の共有化、そして透明化、今後の話し合いということで、部課長会とは違う組織をつくって3時間から3時間半の今熱い会議を闘わせております。もう実であります。机上の空論の話し合いではなく、今後どうしていくかということについて、3歩進んで4歩下がってもいいですから、1年間かけてとにかくじっくり来年度の計画も含めてやっていきたい。そういう自覚をトップマネジャーにつけていきたい。こういうふうで、名前は輝来都かにえ2008のYUME創り会議と、夢のある名前にいたしました。内容は大変厳しいものであります。まだまだ皆様方のお耳には聞こえてこないかも知れませんが、人づくりというのは時間のかかるものであります。しかしながら、1歩ずつこれから改革に向けて町民の皆様方の住民サービスの著しい低下を招かないように、一生懸命頑張っていきたいなとこんなふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上であります。

○議長 奥田信宏君

山田邦夫君、あと2分です。

○3番 山田邦夫君

いろいろお話を聞きまして、この1年、行革推進本部というのを町につくってみえるようですね。それから幹事会というのをやってみえる。非常に討議をしてみえると。そして行革推進部長の報告の骨子をつくってきているということは、わかります。これは、オン・ザ・ジョブ・トレーニングで非常に人づくり、人の教育のいい方法をとられたなと思っております。経営者になったようなつもりで、重役会をやっているような形で各部長が発言している、発想を出している、本当にいいと思っております。

それから、輝来都かにえとかその協働事業、これも数年前私はアイデアとして発言した覚えがありますが、住民の力をかりる、生かす、何とか褒めて褒めて協力してもらおう。これも大変いい手法だと思います。そういう意味で一層育てて発展させていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長 奥田信宏君

以上で、山田邦夫君の1問目の質問を終わります。

暫時休憩といたします。10時55分より再開といたします。

暫時休憩とします。

(午前10時42分)

○議長 奥田信宏君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時55分)

○議長 奥田信宏君

引き続き、2問目「南保育所の民営化について」を許可をいたします。

○3番 山田邦夫君

3番 山田邦夫です。2問目の質問をいたします。

南保育所の民営化について。南保育所は私の家のすぐ前ですけれども隣の隣接の県有地、以前の土木事務所の跡地が昨年1つできました。老朽化した南保育所の建てかえ計画が具体化していると思います。南保育所については、平成18年3月の行政改革実施計画で初めて町内6カ所ある保育所のうち3カ所程度指定管理者制度に移行する検討をすると出てきました。

さらに、昨年、平成19年2月及びことし3月の行革プランでは、保育所の建てかえとあわせて民営化を検討するとなりました。行政改革の考え方には、そもそもという論がありまして、従来やってきたことはそもそも必要なことか。次が税金でやるべきことか。それから民でやれることは民でという視点であります。保育所はまさに民でやれることでありまして、各地に民営の保育所はたくさんあります。半々くらいある市町村もあります。

また、行革の視点から今まで公営であったものを民営に移管する努力をしている市町も多くあります。

そこで、質問の1ですが、保育所の費用対効果についてお聞かせをいただきたいわけですが、保育所にどのぐらいお金を使っていてどうだということですね。保育所の費用というのは、平成19年度決算では総額約8億円。ちょっと表を私見間違えまして、8億円弱のようですが、町営保育所6カ所で保育児童数は629人。職員は141人、うち臨時保育士が73人で約半々であります。

そこで、保護者負担金というのは最近ふえて苦しんでいるわけですがけれども、年間どのぐ

らいあって、国・県やなんかの負担金や補助金がどのぐらい来て、実質蟹江町の持ち出しは保育関係について19年度の例で町負担は総額幾らぐらいか。それを629人で割ってやると、1人当たりどれくらい年間お金が要っているか、まずお聞かせをいただきたいと思います。

○民生部長 石原敏男君

それでは、19年度の保育所費につきましては総額で7億6,500万円余りの歳出となっております。この中には民間保育所の運営費とか、母子通園費、それから蟹江西保育所の増築事業費などが含まれております。実際公立6保育所の19年度に要した経費は、5億8,854万円余りであります。延べ児童数にいたしまして、7,860人、それから月655人の人数でございます。議員がちょっと言われた人数と異なっておりますけれども、これには町が委託をしている児童数も含めて今回私は算出をさせていただきましたので、若干人数が異なっていると思っております。

そして、1人当たりの月当たりの経費といたしましては、7万4,877円で、年間89万8,533円であります。そうした中で、議員が言われております歳入面を引いてということでございますが、これにつきましては平成16年度から措置費の負担金が一般財源化されて、歳入は大半が保育所の運営費の保護者負担金が主な収入になっているものでございます。この収入面におきましてはいろいろなものがありますけれども、約1億2,570万円余りであります。このような歳出から歳入を引いたものに対しましては、4億6,284万円余りで、議員がお尋ねになっておられます1人当たりの月当たりの経費につきましては、5万8,885円、年間で76万6,631円あります。

以上です。

○3番 山田邦夫君

私も以前から保育所で児童1人には100万円かかっているなど、年間ですね。そして返ってくる金は国や本人負担等で二、三割だなというふうに思っておりました。小学校でも中学校でも義務教育は非常に先生もたくさんいるし、施設もかかっているし、国や町で負担しているわけですが、保育の問題は義務教育じゃないわけです。親が片親だったり働きに出ていたり、家で子供の保育ができないから預けると。そしてそれを町が受けて建っているということです。

本当にあちこちの市町に、半々くらい公営と民営があるところが見受けられます。それは事情があって、私立保育園がこう上手にできたわけですね。蟹江町はどうしたのか、もちろん以前の議員はおれは違う、努力して公営にしたんだということを後ろで言われたことがありますけれども、中でも公営から民営に変えつつある市町が方々に、これは役所のほうで調べれば私の手元にも幾つかあるわけです。

大変努力をして、細かい配慮をして、二、三年がかりで1カ所民営化する。その次はあそこをやるというやるといってやるということを努力しております。それは行革の残された大きな課題

でないかと私は思っておるわけです。そういう意味で、以前はそんな指定管理者でいくとか民営化するということはとても言い出せなかったところを、この行革計画に書かれたわけですから、僕はこれもそわそわして、拍手しておったわけでありませう。

いろいろなよその市町の実施計画や実施例を読みますと、行政組織の構造改革として民営化を進めるという方針を書いている町、それから保育のニーズが非常に多様化している。本当に担当者はお困りだろうと思うんです。ところが民営のほうは非常に素早く機動的に柔軟にそういうニーズに対応しているケースが多い。

例えば保育時間の延長問題でも、まだまだ気に入らない人がいる。一方にニーズがあるとそれに対応するという民間の機動力がある。保育の実施日の問題でもです。

それから、一時保育という問題もですね、それから看護師の配置という問題もあります。まだまだいろいろあると思いますが、経営努力が非常に民間に目立つのは、入所率を見ると蟹江町でも6つあるうち2つぐらいが満たしているんで、あとは100%に届いていないという状態があります。それは全体として需要がなければいいということですが、民間とこう並立しているところは、民間がいち早く100%を満たしてしまう。そして公立のほうは70%、80%で運営しているというケースがデータとしては目立ちます。

その公営を民営に移すというのは、非常に気になる、難しい実は課題です。事例を読みますと非常に細かい配慮を1年、2年がかりでやっております。そういう意味で民営化を検討すると計画に出てきて、今年度3月の予算であそこの建てかえの設計料を760万円組みましたから、もう半年来たからもしかするとコンサルに発注されているなど僕は思うわけです。それは実は聞けないんですが、そうすると構想ができてはいるはずですよ。

ところが議会にまだ報告されておられません。南保育所をどうするか。あるいは保育所をどうするかということ。非常に大きな問題、先ほど来の質問で、人を減らすということを行っているんですが、例えばここの保育所が民営化できると、140人のうち、いや、全体じゃないですね。南保育所でいくと30人ぐらいですね、職員。そのうち13人か4人が正規職員で、残りが臨時職員です。

民営化する場合は、臨時職員というのは話し合いで期限を限って雇用しているわけですから、もしかすると新しくやっていただけたところに引き取ってもらえる。しかし正規職員はそうはいかない。しかもその話を出す前から反対がじわりじわりとこう押し寄せてくるということがありまして、よっぽど覚悟を決めてきちっと手を打っていかないと。

あと残るところの補充採用を控えてそちらへ配置転換をして、一、二年かけて1つのものを減らすと。1つがうまくいったら次の1つぐらいをやると。やりますと6つのうちの、例えば私は2つぐらいまずと思っているんですが、非常に民間経営になったものとの比較ができます。いろいろな意味の比較ができます。そうすると公立のほうも非常に刺激を受けて、やり方が改革されるという効果があると見ておるわけです。全部公営というのはちょっと問

題があるというのは、これはもう数年前から僕は言っていることでして、前助役のときに既に申し出たんですが、コンピューターでやりそこなったもんですから、全く新しいことには手を出す気がなかった。それからもうやめるんだという気持ちがあったのか、取り次ぎもしてくれなかった。町長も取り上げなかったということはありますが、そういう意味で行革計画に今回指定管理者を検討する民営化をと、ついこの3月のあれにまで出ていたわけですから非常に拍手しておるわけです。

ところが、どうもその報告が議会にない。この問題について、現在設計委託に入っているんでないかと思うんですが、構想はどうお考えになってやっておられるかお伺いします。

○民生部長 石原敏男君

それではお答えさせていただきます。

保育所の民営化につきましては、民営化とか指定管理者制度につきましては、議員もご存じのように平成18年4月から公の施設に対して指定管理者制度の導入が施行されたものであります。私どもといたしましても平成17年度の行政改革の実施計画の中で、町立保育所の民間、社会福祉法人への経営委託とか指定管理者制度へ移行するという計画を出させていだいたのも事実でございます。

今回蟹江南保育所の改築に当たり、私ども内部で検討させていただきましたが、特に蟹江町におきましては昭和45年から49年にかけて設置者や住民の要望によって私立から公立への移管した経緯もあります。そうしたものですべて現在保育所は民営化へ移行するということは、住民の理解が得られないものと、私どもは認識しておりますし、また、蟹江南保育所につきましては、特に町の保育所を総括するということで、指導保育士を配置して運営させており、またこの指導保育士のもとにおいて現在町の保育所も成り立っておるところでございます。

そうした中で、特に南保育所につきましては引き続き町立の保育所で運営していきたいというふうに考えておるところでございます。

なお、議員から議会のほうに報告がなかったと言われておりますけれども、私どもといたしましては本来この9月議会の全員協議会に、南保育所の改築計画にあわせてこのご報告をさせていただく予定でございましたが、若干基本構想に手間取りまして、今回9月の全員協議会にご報告できなかったことが、私としては残念に思っておりますけれども、早い時期に議員の皆様方にもご報告をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○3番 山田邦夫君

大変多少感づきましたけれども、今のご答弁で、つい3月の計画まで民営化を検討する。ただし厨房ですね、給食をあそこでやらなければいけない、民営化するとですね。という間

題があるということは書いてありました。だから今質問しているわけです。民営化を考えるなら、あそこで給食、厨房設備をつくらなければいけないはずだが。

それから、次の質問にかかわりがあるんですが、南保育所の改築計画については、先般来お話のあった学童保育の問題、それから地域の公民館が隣接してあります。この公民館の空地をほとんどあそこの送迎用の駐車場に、もう長年貸しておるわけです。そういう土地利用の問題とか、今まで借りっ放しにしておいて、今後は解決しますからいいとおっしゃるかもわかりませんが。それから、かねて3世代ふれあい機能ということが地元と協議してほしいということ、実は昨年、ことしもまちづくりミーティングがされました。昨年は各町内で行われまして、海門公民館でありました。そのときはどういうテーマを質問するかというのは多少事前打ち合わせされたと思うんです。

町内会長が町内三役に諮って、どういうふうにしようかといって、だれが何をしゃべるかを決めて、このことを質問しているわけです。そのときに町長は民営化を含めて考えたいという答弁をされました。

そのことを受けて、私も全員協議会でも既に発言をしております。忘れないように相談してくださいよと。相談してくださいよというのは、土地利用とか構想、3世代ふれあい機能というのは、これは論ずると大きくなっちゃうんですが、舟入や新町のようなものを想定していないんです。幼児、子供の教育というのが学校や保育所ではやりおおせない、家庭での親のしつけや教育が決定的なものになっている。例えば朝御飯を食べさせてくださいというようなことを学校で言っている話は、それは何だと。当たり前じゃないかと。家庭で母親が子供に朝食を食べさせるのはね。

そういうことができないのは、今の母親の年齢層が、既にそういうような生活感覚になってきてしまっているのが1つ。それから男女共同参画社会という名目のもとに、非常に多くの方がパート労働等に出られる。そのために子供を預ける。ところがその収入たるや10万から15万。一方で町が月7万も8万もかけて子供を実は預かるという現象が起きているわけですね。

子供を親が小さいうちに手元でこう世話をしないために起きる社会問題、子供のしつけ問題、こういうものは非常に根が深いと私は思っておるわけです。そういう意味で、海門の老人クラブには熱心な人がおりまして、是非この機会に建て直されるんなら、隣接地かどこかに少し送ってくる母親等と懇談をする、お茶を飲む場所をぜひつくってほしいということ、かねて要望しておるわけです。そのことをまちづくりミーティングでも発言しているわけです。

町内会長が代わりましたので、今年度の町内会長にも引き継ぎをしているんです。何かあったかと、相談あったかと。ですが、今日に至ってしまって、何の相談もなく実は内部で検討の結果、ほぼその方向ではないと今おっしゃった。これは、町の職員は非常に幹部会その

他でよくやっていると、僕は先ほど言いましたけれども、こういう方針を決めるのはやり過ぎだと思うんです。

町長主導で町長だけが決めたら、これは政治家ですからいいですよ。議員も政治家だからいいです。ですけれども役場の職員が熱心な余り、しかし難しいとか、地元のもともと要望があったとか、結論を出すのは早過ぎると思うんです。1年遅れてでも、僕はもっと検討していくべき。ただし、設計発注しているという、もう何ていうか暴走ですよ。そう思います。そういう念押しを僕は繰り返しやってきたんですが、どうして事前相談をしていただけなかったか。お答えをお願いします。

○民生部長 石原敏男君

私どもはまだ設計の発注はしておりません。現在基本的な構想をつくっていただくということで、やっております。そうした中で、特に県から払い下げていただいた建物、これをごくどうにか仮園舎で使えないかということで今日いろいろ委託のものに改修調査させていただきましたけれども、やはり用途を変更して使うと耐震の補強もしなければいけない、それから窓枠は鉄なものですからアルミ等にかえると相当費用がのすということで、先ほど言いましたように、この基本計画が9月議会に発表ができなかったというのもそこに要因があるわけでございます。

私どもは、きちんと議会の全員協議会に報告した後、地元のほうへ説明し、ご理解を求めていくつもりで現在計画をしておりますので、よろしく願いいたします。

○3番 山田邦夫君

手順が逆ですね。これだけ地元が熱心な要望を出しているわけですから、言ったことは全部やってもらえるとは思っていないですよ。地元の住民というのは。しかし意見は述べておきたい。3世代、舟入や新町のような3世代ふれあいプラザというようなのは全然思っていない、費用がかかる。ちょっと送ってくる母親たちと時々お茶が飲める喫茶店じゃなくて場所をつくって接触したい。そして母親教育を言いようによってはしたいという熱意があるわけです。これこそが大事なことです。そのことは、今までも通じているはずなんですが、聞くだけは聞いたらいいじゃないですか、もう少し。聞かずに方針を決めたから説明しようと思ったっていうのは、意見をまるで聞かないって、今私がこれ代弁して言っているわけですから、事前に意見を聞いていろいろ広い視野で考えるとこうなりますという結論を出してもらうのは結構です。

しかし、そこを幹事会で部長が全部寄って、副町長も町長も出られたからその意思だとおっしゃるかもわかりませんが、地元との相談は事前にしてもらう約束なんです。引き継ぎままでしている、町内会長。だからちょっと信義にもとるのではないかと。行政のやり方としてはそういう手順を踏むべきでないかと、せっかく輝来都や協働まちづくり作業とか言ってみても、こういうような手法がいまいち欠けると。

しかも、行政改革と称する行政機能の中で、例えば老人福祉センターの分館とか、学童保育とか、出先ですね。そういう出先が随分町民からは我々には声が伝わってくるんです。ようあんなの、これは人を思い浮かべるといかなのですが、使っているなど。町職員は。そういう人がまだ点々とある。しかもそういう人が出先へ出ているということもあります。そういうことも含めて、本庁の中は大騒動しているんですが、出先を少しもうちょっと検討する。しかも行政改革の一番の残された骨が民営化なんです。民間委託じゃないんです。民間委託は、指定管理者制度みたいに、町がこうやってください、こうやってくださいと決めてしまっただけでやるから補助金も出さなければいけません、ですが、民営化なんです。

ですけれども、今から4億もかけて南保育所をつくり直しますから、どうするだということですが、土地も建物も金はかけてしまったら、あと町営でやればずっと人件費をかけてやっていきますね。しかしこういうよその例を見ると、土地は無償貸与、建物も無償譲渡。基本的な構想に違反したときは返してもらいますよ。そうすれば町が直営でやっておいたって、民営化したって一緒じゃないですか。あとは町職員でやらない、しかも民営のほうが非常に機動的にうまくやる。現に半分ぐらいの大きな市町でやっている。蟹江町は統一された指針がない。だから今より変化されたくないから、今の保護者や何やは今のままがいい、今のままがいいとこうおっしゃいます。

ですけれども、民営化を1つやっとうまく成功させれば、2つ目はできます。そういうことは検討すべきです。うまくいっているところへ勉強に行くべきです。

例えば稲沢市の市議員は勉強に行っています。その資料を私はもらってきているんです。だからそのことを既にやったとおっしゃるのか、やらないままで結論を出したとおっしゃっていただければ、これだけ期待している、行革の残された拠点と思っているのに、議論がなくなっちゃうじゃないですか。町長にお伺いしたいです。お願いします。

○町長 横江淳一君

大変ご心配をおかけいたしまししていることをまずもって、おわびを申し上げたいと思います。

ちょっと話を整理をさせていただきます。

決して論議をしないと言っているわけじゃありません。先ほど来担当がお答えいたしましたのは、今一生懸命コンサルに今委託をしております。その中で整理がまだついておりませんので、発表することが本当は9月にやりたかった、私もそうでありますけれども、できなかったことをおわびをしたということでございます。

それと、民営化、それから公でやるということにつきましては、これはいろいろな議論が実はございました。そんな中で、民に委託をするということも視野に入れて、この計画の中にいろいろ策定をさせていただきましたが、保護者のいろいろなお話、それから地域の関係、蟹江町の置かれている現状をかんがみたと、とりあえず南保育所につきましては一番キ

一ポイントになる保育所でございますので、まずこれは公設公営でやるべきであるという意見が大半を占めたということでもありますので、基本的には民営化については、保育所についてはこれは公営でやりたいというような考えを今示したというようなことを一応担当が申し上げたわけでありませう。

ただし、私、去年のたしか平成19年の7月17日、タウンミーティングの議事録をとっておりますので、これを実は引っ張り出してきました。これも、20年度に実施設計に入ります、皆様方とご相談を差し上げたいのは、西側に園庭がございます。この利用をどうするかということについても、これは高阪さんという方が質問されていると思いましたがけれども、それについても、私はお話をさせていただいていると思っております。

ただ、このことについて何もしていないわけじゃなく、周辺の皆様方にいろいろなりサーチをさせていただいたところ、あそこに大きな建物を建てていただくということについては異論が相当あるということも実はわかりました。そんなことで、だとすれば、もう一度今現在ある蟹江町が購入をいたしました県の施設を再利用できるかどうか、というのは、財政出動は最小限にしたいというのが我々の考え方でございますので、今現在ある建物を耐震までして使ってまた壊すか。これが非常に無駄があるのではないかとということも含めて今現在コンサルと協議中でありませう。

そして、児童館の併設も今現在考えております。学童保育もそこでやるということももう実質の中には入っております。その中に今山田議員がおっしゃいました地元の町内会長さんのお話も、これも今現在非公式に町内会長さんをお願いをしている部分が実はございます。ただ、内容については担当が詳しい話ではございませうけれども、今こういう話があるんですけれども、コンサルでまだきちんとした実施設計ができておりませうので、こういうお願いをしたときにまたよろしくねということぐらいのあいさつは、もう既にさせていただいておりますので、町内会長さんにお確かめをいただければありがたいと思っております。

そして、なおかつ、今現在児童館と学童保育、そして山田議員と地元の皆様方のお話し合いの中で、十分それを入れるかどうか別といたしまして、本町、学戸地域にございませうふれあいプラザ、舟入にありますふれあいプラザによく似た機能を持たせるようなということも視野に入れ、蟹江町としては考えていきたいということを思っておるわけでありまして、決して考えていない、入れないということではございませうので、何とぞご理解をいただきたい。

ただ、もうちょっと時間がかかるということでありまして、本来は9月議会にしたかったんでありますが、ご存じのように諸事情がございまして、ほかに力を入れる、どうしてもやっていかなければならないものがございまして、今現在はコンサルに今お任せをしている段階でありますけれども、この議会中でも途中経過が聞ければ聞き、全員協議会ではひょっとしたら発表することができませんが、また話ができましたら町内会の皆様方にもお話を

する機会が必ずあるというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたい。決して終わったということではございませんので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上です。

○3番 山田邦夫君

町長のお話には時系列で入り乱れがありますが、もちろん蟹江小でやったおとしにも発言がありました。去年は海門公民館でやった、このときは高阪さんじゃないわけです。三役のもう一人ほかの人がこのことを発言、それは打ち合わせの上で発言したわけですね。そしてことしに至っておるわけです。

ですから、町内会長はことしかわっておまして、かわると、その人の性格によって全く無関心ということもある。去年の町内会長は三役議論の末そうしたわけですから、それを引き継ぎしている。引き継ぎしても新町内会長が淡白ですと余り知らんという感じになるわけですね。それでいいわけじゃないんです。前の町内会長にあいさつすべきです。

やるだけのことはやりつつ、まだ決定でないとおっしゃいますので、ほかを遅らせてでも本格的に、例えば給食センターでも猛烈に行革のこの議会の委員会も検討して、しかもああいうところへ行き着いた。それはそれでいいんです。蟹江南保育所は町の6つのうちの最も中心なんで町営でやりたいとおっしゃいました。建てかえの時期だからチャンスだということもあります。

しかも、厨房をつくるかつくらないかが、何ていうか給食センターをつくってしまうので、それもなべを入れているからということがあったら、そんなことは既に考え合わせてやらなければいかん問題ですね。民営にこう持っていったら民間が給食もやるという前提でつくらなければいかん。そういうことが条件が整っているかどうか。整わないで僕は基本構想を立ててもらっているのは、走り過ぎじゃないかということをお申し上げたわけです。

以上です。

○議長 奥田信宏君

以上で、山田邦夫君の質問を終わります。

質問3番 松本正美君の1問目「保健医療対策の拡充を図れ」を許可いたします。

松本正美君、質問席へお着きください。

○1番 松本正美君

1番公明党の松本正美でございます。

保健医療対策の拡充を図れを質問させていただきます。今回は大きく4点について質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

1点目ががん対策としてがん知識の普及についてお伺いいたします。

がんは皆様もご存じのように体の細胞の設計図ともいえるべき遺伝子、DNAが異常を来し、その結果異常に増殖し、やがて正常な体の臓器に浸潤あるいは転移し、死に至らしめる恐ろ

しい病気でございます。なぜがんがふえたかといえ、平均寿命が延びたからでもあります。実際日本ではがんにかかる人の数と死亡者数はふえているところです。

がんの発生する危険性は高まっていますが、それを予防する対策が充実すれば、がんの発生を抑えることができるのではないのでしょうか。

去る6月16日にがん対策基本法が成立し、今後はがん難民対策など基本法に基づく具体策づくりが急がれているところでございます。愛知県においては愛知県民の死亡原因の第1位のがんであります。がん予防及び早期発見のためのがん検診の普及啓発、がん医療の情報収集提供体制が、求められているところでございます。

蟹江町でも、従来の検診制度が見直され、生活習慣病の発見並びに生活指導による予防を目的にした特定健診制度がスタートいたしました。これとあわせてがん検診の取り組みも重要であり、がん対策で一番重要なのがん予防対策と早期発見、早期治療、またがん医療の均てん化の促進などが上げられております。

蟹江町の18年度のがん死亡率を見ると、疾患名悪性新生物は43.0%で、海部管内では40.1%、愛知県では39.2%の状況になっております。

蟹江町では、この18年度には92人の方ががんで亡くなられ、14年度では27.9%に比べ、15.1%増の死亡率となっております。本町でも早期発見、早期治療のためのがん検診が実施され、がん検診の受診率アップに向けた取り組みをされていますが、がん死亡率から見てもさらなる受診率のアップに向けた取り組みが必要です。

がんは今や国民の3人に1人がかかる身近な病気だとも言われております。がん対策で一番大事なことは予防対策、早期発見、早期治療のためにがんを知ることだと言われております。がん検診の受診率アップを目指す試みとして、がんについて正しい知識を町民、患者へ普及させる取り組みが重要だと思います。早期発見、早期治療のための受診率アップにもつながるがん知識の普及の取り組みについて、町の考えをお示しください。

○健康推進課長 西川和彦君

それでは、がん検診の受診率アップについての普及対策ですけれども、各種健診のお知らせを毎年4月1日に健康への定期便として全戸配布しています。この中では、健診の説明や、申込書とともに健康をテーマとした内容で知識の普及啓発に努めています。

また、21世紀国民の健康づくり運動として、健康日本21の中でも取り入れられているがん対策ですが、蟹江町でも平成17年3月に策定した「かにえ生き生きプラン21」にも6項目の重点の1つとして、健康管理を掲げ推進しています。

生き生きプラン21のPRのためにいろいろなイベントに出向き、話をし、クイズ形式でラリーをしたりして、町民に健康を考えていただく機会を設けて少しでも関心を深めるように努めています。

以上です。

○1番 松本正美君

1番 松本正美でございます。

今、健康推進課長のほうからお話がありましたが、確かに健康推進課のほうで早期発見、早期治療のための啓発はされているわけなんですけれども、特に今回は特定健診ということなんですけれども、従来的一般健診にしても、健診のほうは非常に伸びているんですけれども、がんの検診においてはずっと横並びになっておるわけなんです。そうしたときに、やっぱりこうしたがんの知識にもう一步深く入っていかなければいけないのではないかなどそういうふうに思うわけなんですけれども、健康推進課長はこのがん検診の推移についてはどのように思ってみえるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○健康推進課長 西川和彦君

がん検診の受診率は毎年、例えば胃がんでいきますと1,000人弱、というふうで推移しています。ほかの検診も大腸がんですと1,300人、肺がんですと1,300少し。子宮がん、乳がんですと800人弱というふうで、受診者自身の考え、それからもう一つは、現在本人がそのがん検診を受けた後の受診として、自分の主治医に通っている方がみえますので、そういう推移は町としては受診率の分母にはなりませんので、どうしてもその検診の率を上げるというのは非常に難しいと考えています。

以上です。

○1番 松本正美君

1番。確かに受診率を上げるのは今健康推進課長が言われたようなこともあるかもわからないですけれども、これ全体的に見たときに、やっぱり知識が不足している方も結構かなり町民の中にはみえるわけなんです。それで病気になって不具合になったということが出てきて、どうしてこんなになったのかということで、予防に対しても非常にわからないままで通ってみえる方もあるわけなんです。そうしたときに、やっぱり町としてももうちょっと住民の一人一人に知識という面でもうちょっとわかりやすい提供が欲しいのではないかなどこのように思うわけなんです。

今回、6月16日にがん対策基本法が成立したわけなんですけれども、その中でもやっぱりがんの知識の提供ということは言われていますので、だからそういう意味ではやっぱり正しい知識の情報をどんどん住民の方に送れるような体制というのは、これは今後必要になってくると思うんですね。

そういう意味での、やっぱり確かに受診率のアップももちろんですけれども、予防の知識ももちろん大事になってきますので、すべてを含んだがんについての正しい知識の情報の提供というのは、これは今後必要になってくるとは思いますが、この点はいかがでしょうか。

○健康推進課長 西川和彦君

一度内部で協議しまして、広報等で特集を組んでやりたいと考えています。

以上です。

○1番 松本正美君

1番 松本正美でございます。

がん対策の情報を住民にとということで、全国的にもやっぱり動きがありますので、ちょっとそこを紹介させていただきたいなと思うわけなんですけれども、特にがんについての正しい知識、情報が住民に一目でもわかるがん手帳というのを発行されて、取り組んでみえるところもあるわけなんですけれども、特にがんは2015年度から3人に2人はがんにかかり、2人に1人はがんで亡くなると言われておるわけなんですけれども、特に蟹江町でもそうなんですけれども、がんそのものについての理解というのは非常に薄いんじゃないかなと思うわけですね。がんの治療法には手術、化学療法、放射線療法とかこういうことはわかってみえる方は多いと思うわけなんですけれども、モルヒネは適切に使って痛みを取る、そういうモルヒネについても、以前は何かモルヒネをやると何か痛みが取れると言っておるけれども、中毒になってしまうんじゃないかなとか、いろいろとそういうことを聞かされるわけなんですけれども、だから本当に適切に治療ができるような取り組みということが、ここでも取り組んでみえます。

特に今後住民の受診だけでなくして、本当にがんと診断された患者が、その後セカンドオピニオンだとか緩和ケアだとか在宅療養だとか、そうしたがん医療に関する情報の提供をいただいて、速やかにがんの治療に取り組んでいけるようながん手帳を発行されて、臨んでみえるところもありますので、どうかこれひとつ参考にしていただいて、臨んでいただきたいなとこのように思いますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、2点目に「高齢者の基本健診に聴覚検診を導入せよ」について、お伺いいたします。

聴覚の衰えは年をとるにつれて気がつきにくくなり、老眼は見たり読んだりすることで比較的早く気づきますが、難聴は音を大きくすると聞こえるため、意外と気づかず、その状態が少しでも悪化すると会話に参加できなくなり、いわゆるコミュニケーション障害が起きてきます。そうなる高齢者がその親の介護をする老老介護や、高齢者のひとり暮らし世帯がふえるという事態とも重なり、ますます人と会うのが面倒になり、外に出かけなくなるなどのひきこもり状態にもなります。結果的に寝たきりや認知症、うつ病を引き起こす原因ともなりかねません。

本町でも聞こえとコミュニケーションとの問題は放置されているのではないのでしょうか。厚労省の調査では、65歳以上の高齢者のうち、聞こえにくいと自覚している人は全体の2割以上となっております。60歳以上で日常生活やテレビの聞き取りに困っている割合も8%近くに達しております。

しかし、補聴器を使っている60歳以上の割合は約3%にすぎません。60歳以上で補聴器など聴覚保護の支援を受けていない人は10%以上いると推定をされております。本町でも聞こ

えとコミュニケーションの問題は、一人の人間としての気持ちが相手に伝わるかどうかで、その人の人生も大きく変わってくると思います。難聴対策に取り組むときだと思います。厚労省の調査によると、聴力の低い人は男性、女性ともに活動能力が低くなることも判明しております。抑うつ状態が強くなることで、寝たきりや痴呆状態が進んでしまい、このままでは2030年の高齢化率は30%と推測されているからです。

難聴者は1,000万人以上にもなり、耳鼻咽喉科の専門医は難聴の治療には補聴器が有効だとも言われております。本町でも高齢者の基本健診に聴覚検診体制を拡充することで高齢者のひきこもり、認知症予防にもつながるのではないのでしょうか。基本健診に聴覚検診を導入することはできないか、お伺いいたします。

○保険医療課長 鈴木利彦君

それでは、高齢者の基本健診に聴覚検診の導入ができないかということでお答えさせていただきます。

去年まで老人保健法に規定されておりました基本健診、健康推進課で実施しておりましたが、今年度から老健法から高齢者の医療の確保に関する法律に変わったことによって、基本健診がなくなりまして、議員ご存じのとおりメタボリックシンドロームに重きを置いた保険者による特定健診が始まりました。

この健診項目の中は国からの健診項目が示されていますので、身体計測ですとか血压等がありまして、あいにく聴覚検診は入っておりません。今後町としてもこの国からの健診項目が追加されるようなことがあれば検討はしていきたいと思いますが、今のところ町単独で行う予定はございません。

以上です。

○1番 松本正美君

今老人保健が変わったから、そういう基本健診の中には入っていないからということで、町は今考えていないというお話、答弁でありましたが、本当に高齢者の難聴は、ほかっておけば寝たきりにもなるし、その要因もあると思うわけですね。特に危険性を伴っております。

本当にそういう意味では、やっぱり今町独自では考えていないということだったんですけども、本当に今後高齢者が蟹江町でもだんだんふえてくると思うわけなんですね。そうしたときに、やっぱり聞こえる、コミュニケーションがとれないということは、非常に不自由になると思うんですね。

だから、そういう意味では、早いことそれをわかってあげるということも大事になってくるんじゃないかなと思うわけなんです。そういう意味では聞こえのコミュニケーションを、一人の人間として本当に気持ちよく相手に伝わるかどうかで、これ決まってくるので、そういう意味で、ぜひ取り組んでいただきたいなとこのように思うんですけども、今町としては考えていないということですので、町長が見えますので、町長のほうから最後ちょっとお

聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○町長 横江淳一君

先ほど担当がお答えを申し上げましたとおり、老人保健法の変更等々で、この4月1日から特定健診という形になりました。こればかりではなく、特定健診の中にいろいろこれから入れていただきたいものがたくさん町村で今あるというふうに、私も理解いたしております。そのうちの1つであるかもしれません。これについてもまだ我々も一生懸命ちょっと精査をさせていただき、仮に我々のほうが要望できるものでしたら、今後考えていかなければならない。

こればかりではなく、今現在特定健診もスタートしたばかりでありまして、その中身がどうかということも今後検討されるべきものであると思っております。そういう意味で検討に値するということは、我々としては思っておりますけれども、今現在どうだと言われますと、スタートしたばかりでありまして、この健診項目の中に残念ながら今現在入っておりませんので、注意して今後見ていきたい。こんなことを思っておりますので、よろしくお願いしますと思います。

○1番 松本正美君

1番 松本正美です。

どうか、今後ひとつ基本健診、聴覚の検診もどうか視野に入れて考えていただきたいなどこのように思いますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、3点目でございますが、「うつ病対策の拡充で、自殺防止の取り組みについて」お伺いいたします。うつ病にかかった後、1年以内に医療機関を受診した人は、2割しかいなく、8割の人はつらさを感じながらどうしていいかわからないまま過ごすことにより、それが自殺につながったり、社会的立場を悪くしたりしている状況であります。

警察庁によると2006年の自殺者は3万2,155人、交通事故死亡者の約5倍という恐ろしい社会現象となっております。2007年版自殺対策白書によれば、自殺者の4割以上が45から64歳の働きざかりの中高年の男性で、動機は健康問題が約半数、また自殺未遂のうち、何らかの精神障害を持つ人は75%に上り、うち4割超がうつ病だとも言われております。失業や長時間労働、多重債務、病気などの要因が複雑に関係し、心理的に追い込まれた末に自殺に至るという状況でございます。その多くが直前にうつ病などを発症しており、自殺者を減らす有効策としてうつ病対策のさらなる拡充を急ぐべきだと思います。

うつ病患者の4分の3は病院で受診しておらず、仮に内科医などに不調を訴えてもうつ病と診断が下される率は2割以下にすぎない状況であり、見過ごされた患者は次第に重症化し、最悪の場合は死に至ると言われております。多くのうつ病患者の受診率の低さの原因は精神科を受診することへの偏見の根強さがあり、周囲の人が変調に早く気づいて受診を勧めるなどの意識改革が早急に進まなければ、救える命も失い続けるのではないのでしょうか。

本町でもストレスを発散できず、うつ状態で悩んでいたりと、つらさを感じながらも、どうしていいかわからないまま不安を感じながら、憂うつな毎日を過ごしてみえる方もおられます。このことが自殺へとつながったり、社会的立場を悪くしたりする状況をつくっているのではないのでしょうか。

18年度の愛知県の自殺死亡者は1,452人、海部津島管内では66人、蟹江町でも8人の方が亡くなられておられます。うつ病対策の拡充は自殺防止にもつながると言われていますが、うつ的な状態になっている人の悩みを第三者が聞いてあげるなど、その人の立場になって、その人のストレスを発散させる相談ネットワークの充実が求められています。

うつ病対策として心の健康相談は自殺防止にもつながります。皆さんが安心していつまでもどこまでも気軽に相談できる、心の相談ネットワークが必要でございます。うつ病対策の拡充として、心のケアの推進事業で自殺防止に取り組む考えはないか、お伺いいたします。

よろしく申し上げます。

○議長 奥田信宏君

それでは、ちょっと時間が早いですが、答弁が途中になりますので、ここで午後1時から再開ということで、答弁から再開をしたいと思います。昼の休み中に一般質問をされる、あるいはされた議員の皆さんは写真撮影にご協力をお願いいたします。

それでは、暫時休憩として、午後1時から再開といたします。

(午前11時50分)

○議長 奥田信宏君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時00分)

○議長 奥田信宏君

それでは、松本正美君の「うつ病対策の拡充で自殺防止の取り組みについて」ということの答弁から入ります。

○健康推進課長 西川和彦君

自殺予防の取り組みについてですが、平成14年4月より精神福祉業務が一部市町村に移譲されたことにより、精神疾患患者とその家族の地域生活に関する相談業務を行っています。また保健所と連携をとりながら、街頭キャンペーンや心の相談業務を実施していますが、実際の相談は窓口、電話等で持ち込まれ、そのときの適切な初期対応とその後の支援を展開していく段階で専門的な知識と技術が求められています。

町民への適切な心のケアと精神分野の保健師業務への指導も含め、専門職である精神保健福祉士、臨床心理士の個別相談も年間6回実施していますが、健康日本21の取り組みの一つとして休養の中で心の健康づくりを町主催のイベント等でPRしていますので、お気軽にご相談ください。

以上です。

○1番 松本正美君

1番 松本正美です。

今うつ病対策で自殺防止の拡充を図れということですが、今保健課長のほうからもお話がありましたけれども、今回の自殺防止の取り組みですが、うつ病対策がやっぱり拡充が大事になってくるということで、今先ほども健康推進課長のお話がありましたけれども、我が蟹江町においても、いろいろな悩みを抱えた方がたくさん見えるわけなんですけれども、非常に保健センターのほうで心の相談窓口も開いているということなんですけれども、なかなかそこまで足を運んでみえる方は少ないと思うわけなんです。

そして、やっぱり今回のうつの状態の人をやっぱり窓口を、ネットワークをつくるということは、住民の皆様も本当に町民の皆様も巻き込んだ相談体制を図っていかないといけないんじゃないかなと、このように思うわけなんですけれども、この点についてはどのように思ってみえますでしょうか。

○健康推進課長 西川和彦君

先ほどの平成14年から精神保健の一部が町村におりたということで、それからの集計ですと、例えば電話相談ですと平成14年は40件でしたけれども、平成19年になりますと113件、それから直接来られた方は、平成15年では200件、平成19年度では183件ありますので、町としてはできるだけ心のケア、ですから電話相談が当初でそれから訪問に見えて、それでうちでそこまで難しいのは保健所とか、先ほど言いました精神保健福祉士とか臨床心理士のアドバイスをもらいながら実施しているのが現状でございます。

以上です。

○1番 松本正美君

実は、今特に60歳以上の方が、この10年間で3万人自殺者が超えたということも報道されているわけなんです。そして全体の36.6%を占めているということで、60歳以上の自殺者の1万人を超えるのも、10年間連続になっているという報道がされておるわけなんです。

本町にも高齢者の方、結構みえて、それなりにひきこもりだとかそういう対策をとって回られてはみえるわけなんですけれども、特に80歳、90代のひとり暮らしや、家族からも社会からも見放された孤立状態の人が若干見えるわけなんですけれども、こうした人たちに本当にサポートが届いていないような気がするわけなんですけれども、先ほどの難聴の問題も関連してくるわけなんです。一人で見えるからということで、大きな声で呼んでもなかなか表に出てきていただけないというのも現実にあるわけなんですけれども、そうした呼んでもなかなか出てきていない方というのは、非常に中で伏せ込んでみえる方も結構見えるわけなんです。

そうしたやっぱり高齢者のひとり暮らしの方も孤独と向き合って、人と人のつながりが途

絶えているというか、そうした中で生活を暮らされているわけなんですね。こうしたやっぱり高齢者の孤立を防ぐためにも、自殺者を減らしていくためにも、地域、職域でやっぱりサポートしていかなければいけないですね、体制が必要ではないかなと思いますが、この点についてはどうでしょうか。

○健康推進課長 西川和彦君

老人に対してのサポートとしまして各種ふれあいプラザ等で健康相談等、それからひとり暮らしの方をできるだけなくすということで、周りの方と一緒にそういうプラザ等へ来てもらって、できるだけそういう独居にならないようなサポートをしようと思って、各ふれあいプラザで健康相談等で転倒予防も含めてサポートをしていますので、ご理解ください。

以上です。

○1番 松本正美君

現実、今課長が言われたように出られる方はよろしいんですけども、なかなかそこへ参加できない方というのはみえるわけなんですね。そうした方はどういうように今後サポートしていかれるのか、それではお聞きしたいと思います。

○民生部次長・高齢介護課長 齋藤 仁君

お答えいたします。

ご家庭でもってみえるような方、そういうような方をなるべくなくそうということで、先ほど西川課長のほうからもお答えさせていただきました。できる限りお誘いいただきたいということは、ふれあいプラザですとか、そういうような機会があるたびに、皆さん方にお願いはしております。それ以外にも民生委員さんをはじめ、高齢者の方の各独居家庭の訪問ですとか、そういうようなことも行っております。

ただ、議員がご心配されますように、お声がけ、玄関先でされてもなかなか出てこれないような方という方も、今後は十分想定に入れましてやっていきたいと思っております。ただ、お一人の方で健康不安のある方につきましては、緊急通報システムですとか、そういうようなことでできる限り対応していきたいというふうに考えておりますので、なお一層そういうような方の健康不安ですとかひきこもりに対して何とか出てきていただくような手だてを今後とも考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○1番 松本正美君

今お話しいただきましたんですけども、やっぱりこの自殺対策というのは、やっぱりうつ病対策ということで見ていくと、非常に本町でも早期発見、早期治療ということはやっぱり大事になってくるわけなんんですけども、うつ病は中途半端な治療で終わっている人がかなり多いわけなんですね。結構蟹江町でも病院に行かれて途中で治療をやめられて帰ってきて、生活してみえる方もあるわけなんですけど、その7割近くがやっぱりうつ病というのは

再発するということを言われております。

そうしたときに、きちっとした治療をしていかなければいけないんじゃないかなど。そのためにも少し良くなったからといって薬をやめたり、治療をやめたりすると再発する確率は高くなってくると言われておりますので、だからそういう意味ではやっぱり早く気づいて治療ができるような早期発見、早期治療の推進を我が蟹江町でも取り組んでいただきたいと思いますのですが、この点はどうでしょうか。

○健康推進課長 西川和彦君

早期治療についてのご質問ですが、本人自身がそういうふうになっていて、その周りの方からの相談も随時受け付けしていますので、そのときに保健師等が自立支援の方法もあるとか、こういう臨床心理士とかいろいろな方がいるので、まずは家族の方の相談も行っていきますので、本人だけじゃなくて家族が先に来られて、それからできるだけ本人を医者へ連れていくようなサポートも相談業務として行っていますので、ご理解ください。

○1番 松本正美君

今先ほど、障害自立支援のお話がありましたけれども、今回このうつ病に対しても自己負担としては1割の医療の対象となっておるわけなんですけれども、意外と蟹江町の住民の皆様は知らない方もあるわけなんです。そうした受診率、早期発見のための受診率アップにもつながると思いますが、こうしたうつ病の自己負担が1割になるという、そうしたお知らせなんかはどのようにされているのでしょうか。

○健康推進課長 西川和彦君

町が行うようになってから、平成14年ですけれども、自立支援の医療受給者証の発行枚数は290枚でしたが、平成19年度では337枚ということでだんだんふえていっていますが、先ほど言いましたようにその家族とか本人の所得によって1割負担とか2,500円とかゼロとかいうふうになっていますので、そこら辺は家族にまずそういう医療の受給者証があるということ伝えて、それから医療にかかってもらうようにしています。

以上です。

○1番 松本正美君

どうか、うつ病対策はやっぱり本当に本人が苦しんでいますので、しっかりと取り組んでいただきたいのでありますが、昨年度から介護予防事業が新しく始まりました。特に筋肉の力や栄養、それから認知症などに加えて、本町でも認知症を伴ううつ病の人も見受けられるわけなんですけれども、家族の方は大変苦勞をされております。

介護予防事業は、今回うつ病状態に対してもアプローチしないといけないということが打ち出されております。そういう意味では単に体だけのサポートでなくして、本当に家族も安心してサポートできるような、また地域の方や、そしてボランティアの方からも応援してサポートできるような体制が必要だと思わなければならないんですけども、この点はどうでしょうか。

○民生部次長・高齢介護課長 齋藤 仁君

介護予防生活支援事業、そういうようなところで健診時に65歳以上の方、いわゆる介護保険の第1号被保険者の方につきましては生活機能評価というものを行っております。この方の中でも一部介護保険のご利用者ですとか、認定者、条件のわかっておる方については除外されておりますけれども、ほとんどの方が認知症をはじめ、閉じこもり、栄養改善、それから転倒予防、口腔機能の向上といったようなところを網羅した生活機能評価というものをやっていたいておりますので、できる限り早期発見に努め、万一そういうような傾向がありましたならば、私どものほうからお知らせをして、そういった教室に出ていただくですとかというようなことで、十分対応していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○1番 松本正美君

どうか、このうつ病対策も自殺防止につながりますので、しっかり取り組んでいただきまして、特にうつ病状態で悩んでいる人たちの本当にストレスを発散できるような、みんなで、蟹江町の住民の皆様とともに、相談体制に取り組んでいただきたいなど、このように思いますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、4点目にインフルエンザ対策についてお伺いいたします。

新型インフルエンザ発生の脅威が高まっており、いつ新型インフルエンザが発生してもおかしくない状況になりつつある今日、一刻も早い新型インフルエンザ対策が求められております。新型インフルエンザは、鳥インフルエンザウイルスが変異し、人から人への感染力を得た感染症でもあります。世界保健機構WHOの調べによると、これまでに鳥から人への感染は15カ国で385件が報告されております。

一部には、家族の感染もあり、こうした事例から見ても新型ウイルスの出現は時間の問題となっております。人間は新型ウイルスに対する免疫がないために重症化するおそれがあり、社会機能への影響も懸念されております。新型インフルエンザは冬に発生するとは限らず、全く新しい感染症と考えるべきと言われております。

人同士の感染が発生した場合、不要な外出や人ごみを避け、自宅待機に備えて2週間分程度の食料や水、日用品などの備蓄、ワクチンの接種など新型インフルエンザから身を守るために家庭や個人レベルでの日ごろからの十分な備えをしておくことが重要だと言われております。

本町でも、新型インフルエンザ発生に備え、各家庭や個人で食料や日用品の備蓄、ワクチンの接種、正しい予防知識の習得などの対策も重要だ。新型インフルエンザはいつ起きてもおかしくない状況でございます。新型インフルエンザ発生に備え、強化対策のお考えをお示しください。よろしくお願い申し上げます。

○健康推進課長 西川和彦君

インフルエンザ対策ですけれども、WHOが2008年6月に発表した鳥インフルエンザH5N1ヒト感染症例によると、2003年から2006年までに256例あり、インドネシア、ベトナム、中国、エジプトなど15カ国で感染、死亡の報告があります。

国及び県が感染予防の抗インフルエンザウイルス薬、タミフルを2,500万人分備蓄し、予防方法としてマスク、手洗い、うがい、休養などを行い、感染を最小限に抑えるとしていますが、町の対策としては県が作成した愛知県新型インフルエンザ行動計画に基づき、指導を仰ぎながら感染予防のPR等に努めたいと考えています。

以上です。

○1番 松本正美君

新型インフルエンザの発生に対して今健康推進課長のほうからお話がありましたけれども、一応県の対応と照らし合わせて対策を練っていくというようなお話があったわけなんですけれども、やっぱり蟹江町として独自で、やっぱりただし予防知識の習得ということはきちっとやっていただきたいと思うわけなんです。県からそうしたあれが来てからやっておるんじゃないかして、ふだんからやっぱりこれはインフルエンザというのは、新型インフルエンザに対してもインフルエンザに対してもそうなんですけれども、ふだんからの準備が大切だと思います。そうした中にやっぱりこういう発生に対しての備えがあるんじゃないかなと、このように思うわけなんですけれども、この点に対してはどうなんでしょうか。

○健康推進課長 西川和彦君

保健センターでは、各種検診を行った後に、教室を設けています。健康教室。その中でパンフレット等で特にこれから冬になると一般のインフルエンザがはやりますけれども、そういうパンフレット等も準備して、住民に周知をしているのが現状であります。

以上です。

○議長 奥田信宏君

松本正美君、あと3分です。

○1番 松本正美君

新型インフルエンザに対してですけれども、もしもこの本町、感染した方が出た場合、二次感染の可能性がある場合は町の保健センターとしてはどのような対応をされるんでしょうか。ちょっとお聞きしたいと思います。

○健康推進課長 西川和彦君

町としては県が作成した行動計画に基づいて、もしこの町内で発生した場合に、まずカプセルに入れて、その住民がカプセルをその中に入れて、町内の医者が診て、重篤であればその専門の救急車で一宮の市民病院へ運ぶというふうには聞いています。それ以上のことは聞いていません。

以上です。

○1番 松本正美君

まだ蟹江町は県のほうのそうした取り組みで、本当に蟹江町としての独自の取り組みというのがまだ完璧じゃないなと思います。本当に今後新型インフルエンザというのは我が町でも起きてくるかもわからないし、本当にそうしたときにいつでも対応できるような取り組みというのは、日ごろからやっぱりやっていかないといけないと思いますので、どうか正しい予防、知識を町民の方にしっかりわかっていただくような対策を練っていただくようお願いしまして、終わりたいと思います。

○議長 奥田信宏君

以上で、松本正美君の1問目の質問を終わります。

引き続き、2問目「緊急防災対策を問う」を許可をいたします。

○1番 松本正美君

続きまして、「緊急防災対策を問う」を質問させていただきます。

1点目に局地的ゲリラ豪雨の浸水対策についてお伺いいたします。8月28日の夜から29日の未明にかけて、東海地方を襲った局地的な豪雨で、最も被害が大きかったのは岡崎市内、名古屋市、一宮などの都市部だったのであります。また、愛知県幸田町の広田川の堤防の決壊、農地145ヘクタールが水没するなどの被害が出ました。

このたびの集中豪雨により、被害を受けられました皆様に、この場をおかりしまして謹んで水害のお見舞いを申し上げます。

7月28日には北陸、近畿地方に局地的な集中豪雨による被害も起きるなど、神戸市灘区の都賀川で集中豪雨により濁流に流され、水遊びをしていた小学生ら5人が死亡するなどの水難事故が起きました。都市型河川に潜む脅威を見せつけられました。

同じ日、石川県金沢市では、午前8時までの3時間で約110ミリの雨量を観測するなど、市中心部を流れる浅野川では堤防の切れ目などで各所ではんらんする家屋の浸水被害も出ました。こうした局地的な豪雨が最近増加傾向にあります。

気象庁によると、1時間に80ミリ以上の集中豪雨の発生回数は1988年から1997年には平均11.1回であったのに対して、1999年から2007年は、平均18.5回にふえております。その一因と考えられるのが地球温暖化の影響で、気候変動に関する政府間パネルの第4次報告書でも、大雨の頻度はほとんどの陸域においても増加しており、今後も引き続き増加する可能性がかなり高いと指摘しているところでございます。

本町でも、河川がはんらんすると被害は甚大です。そのために河川のはんらんや堤防の決壊を防ぐために、排水機場の整備や護岸の工事が進められております。堤防は降水量などを予測して建設してきたわけですが、最近はそのような予測を超える集中豪雨が各地で多発しておるところです。

本町でも集中豪雨による急激な河川の増水による堤防の決壊など、安全対策のための河川

の総点検を実施することはできないか、町民の皆様から河川堤防の安全対策は大丈夫かとよくお聞きします。予測を超える集中豪雨の安全対策として、蟹江町全域の河川の総点検と、大雨警報などの気象情報と直結した警報システム（回転灯）の整備で、河川周辺、住民の安全確保を図れないか、お伺いいたします。

○消防長 上田正治君

それでは、最初は河川の総点検と回転灯などによる住民の警報伝達システムの設置についてのお尋ねであります。

海部管内を流れている河川は、3つの水系、木曾川水系、日光川水系、筏川水系と14河川で、その総延長は82.4キロメートルとなっています。蟹江町内では日光川、蟹江川、福田川などが流れており、平常は河川を管理しております建設事務所の維持管理課がパトロールを実施しております。堤防や護岸のふぐあい個所の発見やごみの投げ捨て、危険行為の監視に当たっています。堤防の総点検としては毎年1回堤防の点検を行っており、降水時には水位の観測を含め随時巡視を実施しております。今後も常時、非常時を問わず、河川の安全性の確保に努めてまいります。

また、もう一つは警報システムの設置により、河川増水時等の情報をいち早く住民に知らせ、安全確保が図れないかのご質問であります。ダム、堰、排水機場からの放水時に安全確保のために設置した例はありますが、県内においては豪雨での水位の上昇等による危険を知らせる方策として設置した例はございません。

河川を管理しております愛知県としましては、河川防災情報の整備の充実を図っておりますが、ご質問の回転灯の設置につきましては、今のところは考えていないということをお聞きしております。

しかし、今年度からは、日光川が洪水予報河川、これは流域面積が大きく洪水により相当な損害を生じるおそれのある河川として位置づけられまして、その洪水情報は5段階の分類で市町村に伝えられ、また報道機関を通じて直接住民へも情報提供されることとなっております。

町としましては、これら県からの情報や、インターネット等で得られる気象情報等を的確に判断し、住民の安全確保に努めさせていただきようと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○1番 松本正美君

今、河川の総点検ということでもちょっとお話があったわけなんですけれども、これはやっぱり日ごろから河川の総点検をお願いしたいなと思うんです。定期的で結構ですので、これはなぜかという、以前に日光川の堤防がちょっと破損したということもあったわけなんですけれども、こういうことが事前にわかれば、もっと取り組みやすいんじゃないかなと、

このように思うわけなんですけれども、この点についてはどうでしょうか。

○産業建設部次長・土木課長 水野久夫君

5、6年前のお話だったと思うんですが、日光川の国道1号線のあたりでの漏水といいますか、川側の護岸がまだきっちりした矢板で施工がしていなかった部分のお話だと思います。あのときには台風の後ということもございましたし、県のほうに現地のほうの確認もしていただきまして対応したような事実がございます。

今後とも先ほど申しましたように、県の通常的な河川パトロールにつきましては、堤防のそういった損壊箇所、不具合等を十分発見できるような形で常時進めてまいりたいと考えております。

○1番 松本正美君

それと、警報システムの回転灯も、今後しっかりそうした、今そういう考えはないということでありましたが、今後はどういう気象情報で雨が局地的に降って、蟹江もそうした警報システムで河川の整備というか、そうした住民に安全対策を教えていくような取り組みをどうかお願いしたいなど、このように思います。

それと、河川の水位が上がった際の安全対策として、特に本町でも親水施設があるわけなんですけれども、そうした河川の水位の安全対策として、町としてはどのように考えてみるのか。また、水位が上昇したときに、皆さんにわかりやすくこう注意を促すような看板が立てられるのかどうか、そうした取り組みはどうなのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○産業建設部長 河瀬広幸君

お答えをいたします。河川の水位の監視でございますが、今申しましたように、日光川の洪水予報河川といいまして、日光川につきましてはレベル1から5まで県のほうから引き続き伝達をいただきながら、それを我々が防災対策本部の中で状況を監視しながらそれぞれ避難につながるような体制をとっているようなわけでございます。

それと、安全対策につきましては、私ども排水機がございまして、その排水機の水系をN T Tの電話システムでつかんでおりまして、常時その水系を把握しながら、例えば増水時にはポンプが作動するような注意喚起を図りながらやっております。

あと、住民への周知といたしましては、ただ、避難勧告も含めまして非常に難しい状況がございますが、県と各地域の市町村長が合わせまして、対策本部がございますので、その中で情報収集しながら、注意喚起などをしながら対応していきたいと、このように考えております。

○1番 松本正美君

今回の愛知県の岡崎市の雨は、本当に1時間当たりで147ミリという本当に大きな雨が降ったわけなんですけれども、蟹江町がもしこういうような147ミリの雨が降るようなことがあったときには、道路の冠水だとか住宅の被害だとかいろいろなことが想定されるわけなん

ですけれども、どのぐらいまで及ぶのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○産業建設部長 河瀬広幸君

大変難しいご質問でございます。時間147ミリというのはもう想像を絶する雨でございます。我々時間50という想定もしておりますが、当該豪雨のときは80ミリぐらいだったと思いますが、それでももうバケツをぶっちゃけた以上の雨でございます。想像を絶する雨が今回降ったなということを感じております。

町の特質としましては、やっぱり海拔ゼロ以下でございますので、いったん水は必ず来ます、これはもう防ぎようがございません。ただ、そのいったん入った水をいかに早く外へかき出すか、これを重点的に考えたいと思っております。それは当然想像を絶する雨の場合については、十分体制をとるつもりでございますが、なかなか時間80、100になりますと、対応が少し難しいというように考えております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

今それなりに取り組むということでお話があったわけなんですけれども、多分これだけの雨が降ると排水機のほうも間に合わなくて、パンクしてしまうんじゃないかなという気もするわけなんですけれども、そうした蟹江町もこの排水機のおかげで今までいろいろな水害にも守られてきたわけなんですけれども、今後やっぱり議会の中でも言われているわけなんですけれども、浸水対策ということで、本当に雨水の調整施設だとか、調整池の設置だとかということをおっしゃっておられるわけなんですけれども、学校の校庭を利用したそういう雨水調整施設の整備だとか、都市公園に雨水調整池を設置するだとか、今後こういうことの実施についてはどう考えてみえるでしょうか。

○産業建設部長 河瀬広幸君

今のご質問は蟹江町の特質で、非常に低い地域であると。だからいったん水を受けるために調整池の設置はどうなのかということでございます。現在計画しておりますのは、JRの駅北、区画整理事業の中でこれは17.7ヘクタールの開発を行っておりますので、その開発地域の雨と一部上部の雨をとるために、調整池の設置を予定しております。

それで、本来ならば調整池ができれば一番ベストでございますが、現在の排水機場の状況を踏まえると、なかなかその調整池も設けることも難しゅうございます。ただ、都市公園等の地下の調整池につきましては、場所的にもよりますし、なかなか効果的にどうだということもあります。それから設置費用がかなりたくさんかかりますので、今のところ基盤整備の中では調整池の設置義務と、それから今回本町舟入排水機場のポンプの増強も考えておりますので、そこの中である程度調整池的な役割を果たすような改修工事はできないか、そのように考えておりますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○1番 松本正美君

どうか、これから局地的なゲリラの豪雨というのは、これ蟹江町でも起きてはこない、本当に限らないわけですので、どうか浸水対策、安全対策をしっかりと取り組んでいただきたいなど、このように思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、2点目ですけれども、若干関連する部分あるかもわからないですけれども、2点目に緊急時での安全確保についてお伺いいたします。

今回の東海地方を襲った局地的豪雨による岡崎市では避難勧告が住民に十分伝わっていませんでした。行き届いていませんでした。また、神戸市灘区の集中豪雨による水難事故、栃木県の鹿沼市での集中豪雨での軽自動車による女性の水没事故など、緊急時での安全確保が問題となりました。

蟹江町でも地域住民の皆様の憩いの場である親水施設もあり、河川環境の面からも大切なものです。今後安全性の確保を大前提に、親水と治水のバランスをどうとっていくかも課題になると思います。東海地方を襲った局地的な集中豪雨は、避難勧告の伝達の徹底、河川の決壊、道路の増水時における緊急時での安全確保対策など、迅速な対応が今後の課題として残りました。本町での集中豪雨における被害の減少化や救助の迅速化のために、水害からの避難、防護、救助対策の各段階における防災担当部署の緊急時でのスピードアップ、安全確保はどのように考えているのか、お伺いいたします。

○消防長 上田正治君

それでは、2問目の緊急防災対策でございますが、緊急時での安全確保についてでございますが、防災の基本は自分の身は自分で守ることから始まり、隣近所の助け合い、共助の力につながっていくものと思っております。防災担当としては、いかに迅速に的確な情報を住民の皆様に伝えられるかが、ただいま申し上げました防災の基本に欠くことのできない重要なことでもあります。その後の活動にも大きく左右されるものと思っております。

河川の維持管理につきましては、先ほどお答えさせていただきましたとおりでございますが、安全確保に当たり、町の初動体制であります。大雨警報や洪水警報が発令されると、消防は福田川、蟹江川及び日光川にあります量水標等により3河川の水位を1時間置き、増水の状況により30分置きに調査し、結果を対策本部に報告する体制をとっております。

場合によっては職員をその場に張りつけて、逐次河川の状況を聞き取れる体制を敷き、対策本部においても、いつでも次の段階に移行できるように注意を払っております。報告内容などにより、適切にしかも早目に、避難準備情報、避難勧告などの情報を発令する手順であります。当町の防災計画の職員非常配備には、通常の非常配備班のほか、初期災害対策非常配備分担という定めもありまして、総務対策部は情報の収集、伝達など、また産業建設部は排水機のポンプ、用水の水位調整、道路パトロールなどに早い段階からそれぞれが活動しており、当町の災害対策本部は本部長の指揮のもと、統制されていますので、先を見据えた対

策を講じられるものと思っております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○1番 松本正美君

今、消防長のほうからお話ありましたが、防災は自分自身で守る、一人一人の減災が大事だということ、これは確かにそのとおりでございます。本当に今回特に避難勧告の問題が岡崎では問題になったわけなんですけれども、本当に一人一人に完全に避難勧告が伝わっていなかったという問題なんです。

実は、これ、去年台風9号による豪雨で、東京の多摩川の堤防からの溢水寸前になり、世田谷区が避難勧告を発令したが、結果的には洪水は免れたもので、勧告を受けた約1,500人のうち、実際に避難したのはわずか4世帯、6名でした。これは特別な例ではなく、避難するのは堤防が決壊してからと多くの人は考えていたようでございます。

洪水が起こってからの避難では遅いと思いますが、避難勧告の伝達の徹底のために、日ごろから避難勧告における対応を町民の皆様にご理解していただくための話し合いが必要ではないかなど、このように思います。万一被害に遭ったとき、住民の被害を最小限にするためにも、住民一人一人の災害に対する減災に向けての意識の高揚についてもセミナーとか、それぞれ防災に対する一人一人の意識を高める取り組みについて、ちょっとお聞きしたいと思います。

○消防本部総務課長 浅野 睦君

ただいま説明がございました。議員が言われるとおりでございまして、避難勧告の準備情報、避難勧告の時期、そういったものを含めまして言われたとおり、こういった時期にお出しをするのか、そういったものも含めてこれから普及を進めてまいりたいというふうに思っております。

また、それだけではなくて、災害時要援護者の問題もございまして。そういった時期に皆様の防災のお力が、地域の防災力を集めていただきまして、そういった形のことも踏まえて、避難をしていただけるよう進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

特に今回の避難勧告、岡崎では特にゲリラ集中豪雨が夜だったんですね。夜起きた。そして住民への確実な伝達が難しかったということをお聞きしておるわけなんですけれども、特に我が町にも同報無線というのがあるわけなんですけれども、昭和60年に整備されて、年に2回保守点検をされているということをお聞きしているわけなんですけれども、この局地的な豪雨のときというのは、同報無線の放送も聞き取りにくいと思うわけなんですけれども、こうした伝達する同報無線ですね、こうした豪雨のときの伝達は、一人一人、1軒1軒回るのが一番よろしいんですけれども、同報無線はこういうときにはどういうふうに対応される

んでしょうかね。

○消防本部総務課長 浅野 睦君

当町の防災計画では、言われましたとおりに同報無線、それと広報車で伝達をすることになっております。広報車でございますけれども、回れる車両は18台ございます。30町内会でございますので、そこらのところ整理はしたいなと思っておりますけれども、それとあわせまして、消防団、それから自主防災会のお力添えをいただきまして訪問伝達などもできれば実施していただきたい、講じていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

そうすると、通行止めだとか、それから立入禁止だとかいろいろなことが起きてくると思うんですね。今町の広報車が走っていく、どうしても走っていけない部分も出てくると思うんですね。そうしたときに、いろいろなことを想定して、やっぱり動いていただかなければいけないと思うんですけれども、そういったときの指揮命令系統はしっかりと話し合いはできているんでしょうか。

○消防本部総務課長 浅野 睦君

当然ながら災害対策本部が設けられるわけでございますけれども、本部長は町長でございます。指揮命令は町長がお出しをなされますけれども、その中で本部員というものが各対策の部長がそれぞれなられます。先ほど申し上げましたけれども、産業建設部が初期災害対策班ということで、道路のパトロール等々を行われます。産業建設部の指揮のもとに道路等のパトロールは執行されると思います。

以上でございます。

○1番 松本正美君

それと、今回のこうした局地的な豪雨で、避難勧告を受けたときに一番心配されるのが特に災害弱者、難聴者、先ほどもちょっとお話ししたんですけれども、それから視力障害者など、こういった方々の対応も、こういう激しい雨の中でもやっていかなければいけないんですけれども、こうした取り組みのほうはどうでしょうか。

○消防本部総務課長 浅野 睦君

避難の準備情報というものをお出しをさせていただきます。この避難の準備情報でございますけれども、蟹江町につきましては愛西市にございます古瀬の水位の観測所というものがございます。ここの日光川の水位というものがT P1.6というメーターがございまして、その1.6メートルになる3時間前に、日光川の排水機の連絡会というものがございまして、3時間前に排水の調整の連絡が参ります。その3時間前に連絡が参りますと、その時点で避難の準備情報をお出しをしようというふうに思っております。これが災害時要援護者の方を踏まえたものでありまして、そういった施設のところには全部連絡をすることに、災害

対策本部から施設には連絡をさせていただきます。

それと、災害時要援護者の個人支援プランを作成されておる町内会等につきましても、私どものほうから連絡させていただきますし、あと民生対策部が掌握しているところにも連絡が行くだろうとは思っております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

どうか、緊急時での安全確保を蟹江町としてもしっかり取り組んでいただきますようお願いしまして、質問を終わります。

そして次に、3点目の質問に入らせていただきます。最後になりましたが、学校耐震化事業について伺いたします。

学校施設は災害時における児童・生徒の安全を守ることはもとより、地域住民の緊急避難所にもなることから、その耐震化促進は極めて重要であります。中国・四川の大地震や、岩手・宮城内陸地震といった地震災害が相次ぐ中、学校施設の耐震化が喫緊の課題となっております。震度6強の激しい揺れが襲った岩手・宮城内陸地震、幸いにも倒壊した学校、校舎はなかったものの、壁に亀裂が入ったり、天井が落下したり、ガラスが破損するなど、東北地方4県の262校の小・中・高校などの被害が発生いたしました。

例えば宮城県栗原市の市立栗駒中学校では、男子生徒が武道館から避難する際、ガラスの破片で腹部にけがを負い、入院をしたと聞いております。また、5月には中国・四川大地震で多数の学校施設が倒壊し、多くの児童・生徒が犠牲になったばかりでございます。本町でも学校施設の耐震化について、改めて課題を突きつけられたのではないのでしょうか。

文部科学省が6月20日に発表した公立小・中学校の耐震改修状況調査によると、ことし4月現在によると全国の学校施設12万7,164棟のうち、耐震性のある建物は7万9,215棟、全体の62.3%だったと言われております。

一方、耐震性がなく未改修の建物は4万3,109棟、全体の33.9%、耐震診断を未実施の建物は4,840棟、3.8%となっております。また、この耐震性がない建物と未診断の建物のうち、震度6強以上の大規模地震で倒壊のおそれの高い構造耐震指標値0.3未満の建物は1万棟以上に及ぶと推定されております。

ことし1月に発表された人と防災未来センターとNHKによる共同アンケートによれば、回答のあった869の自治体のうち、学校の耐震化を推進する上で障害となる項目について805の自治体が財源が不足しているためと回答。推進のための重要項目については、818の自治体が国の補助制度の拡充、636の自治体が都道府県の補助制度の拡充を求めている結果となりました。

6月18日に施行された改正地震防災対策特別措置法は、特に緊急性の高い学校施設の耐震改修を促すため、地震による倒壊などの危険度が高い公立小・中学校などについて、地震補

強事業の国庫補助率を2分の1から3分の2へと大幅な引き上げを実施。それに加えて交付税措置が18.75%から20%へ拡充。各自治体の実質的な負担は31.25%から13.3%まで軽減されます。本町でも東海地震の強化地域に指定されており、学校は地域住民の緊急避難場所でもあります。学校耐震化の促進が課題となっています。6月18日に改正地震防災対策特別措置法が施行され、小・中学校の耐震化事業が国の補助制度の拡充により取り組みやすくなりました。今回の9月議会の補正予算にも中学校の耐震設計委託料が計上されていますが、すべての学校耐震化の促進は、今後どのような手法でいつまでに完了させるのか、お考えをお聞かせください。よろしくお願いいたします。

○教育部次長・教育課長 伊藤芳樹君

お答えさせていただきます。

蟹江町で現在昭和56年以前に建てられた建物で耐震補強が必要な校舎、体育館について順次建てかえや耐震補強工事を進めているところでございます。

学校の耐震化工事については、3カ年の実施計画に沿って現在進めておりますけれども、実施計画上では平成24年度までにすべての小・中学校の耐震補強工事を完了するんだという格好で今計画が立てられております。

今回、改正されました地震防災対策特別措置法の内容につきましては、先ほどおっしゃられましたとおり、市町村の財政事情によって耐震化の差が出てきているんだと、そんなようなことから、耐震補強工事の補助率をアップすることによって耐震化を促進していこうというものであります。これに伴って、実は町では平成24年度までの計画を前倒しをさせていただいて、少なくとも教育課としては23年までにはすべての耐震補強工事を完了していきたいと、そんなふうには考えております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

今、教育次長のほうからお話がありましたが、平成24年まで取り組んでいるのを23年度までに耐震化をしていきたいというお話がありました。今回のやっぱり四川大地震、また学校倒壊で多くの子供たちが犠牲になったわけなんですので、そしてまた昨年の中越地震では、2004年の中越地震を機に耐震補強をした校舎とそうでない校舎では、もう歴然とした差が出たと。本町でもいろいろとさまざまな事情があるかと思いますが、どうか学校耐震化の普及へ取り組んでいただきたいと思います。

今、文部科学省が自治体の財政難ということで耐震工事にPFIを取り入れていきなさいということも呼びかけております。また、少子化による校舎の減築による耐震化コストダウンを図るなどの取り組みが今全国各地で行われておりますが、本町はこの点についてはどのようにお考えでしょうか。よろしくお願いいたします。

○教育部次長・教育課長 伊藤芳樹君

おっしゃるとおり、PFIでもっての耐震工事ということで文部省も言っているということは聞きました。せんだつても私もちょっと行くことはできませんでしたが、愛知県地域でこのPFIについての説明会もあったということを知っています。

ただ、私どもは今そのPFIというよりも、独自でもって先ほど言いましたように計画等を進めておりますので、この計画に沿って進めていけると、そんなふうには思っています。それから、これ、耐震工事、耐震補強ばかりではなくて、当然学校のほうでは相当校舎自体も傷んでいるということもありますので、耐震工事と絡めて改修工事のほうも一緒に進めていけるといふふうに今は考えております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

ありがとうございました。どうか、学校耐震化の普及へ創意工夫を凝らしていただき、本当に子供たちが安心して学校で生活ができるように、しっかり取り組んでいただきたいと思っております。

以上で、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長 奥田信宏君

以上で、松本正美君の質問を終わります。

質問4番 高阪康彦君の「蟹江町の人口が伸びないのは」を許可をいたします。

高阪康彦君、質問席へお着きをください。

○5番 高阪康彦君

5番 清新クラブ高阪康彦でございます。

議長の許可をいただきましたので、一般質問通告書要旨に従い、「蟹江町の人口が伸びないのは」というテーマで質問をいたします。

蟹江町は名古屋市のベッドタウンとしての要素は高いと思います。交通アクセスのよさ、名古屋市内に比べて地価が安い、商店が多いので買い物に便利などによる生活のしやすさが考えられます。そしてこれらの利点が生かされ、勤労者のベッドタウンとして発展していくものととらえられています。

事実、マンション建設の多さはこのことの証明であると思われます。そしてこの状況は当然人口増につながっていくと考えます。町の人口がふえれば一般的にはこのことによりいろいろ市場の拡大があり、経済成長が見込まれます。市には商業の発展が考えられます。蟹江町は他町村に比べ商業者が多いという実態もあります。人がふえればそこに産業が成り立つのは自明の理であり、最終的には町税の増収が期待されることとなります。また、インフラ整備の1人当たりのコストが下がり、その効率がよくなることも考えられます。

しかし、当町は統計を見ますと平成15年から19年の5年間で人口はわずか145人の増加であります。一方世帯は778世帯ふえています。人口の伸びない原因として考えられるのは少

子化の問題、市街化区域率の問題、また、転入より転出が上回る社会減の問題などがあると思いますので、これらの問題についてお尋ねをいたします。

まず、基本的な問題として、人口がふえたほうがよいのか悪いのか。人口増によって考えられる町としてのメリット、デメリットをお尋ねをいたします。

○行政改革推進室長 飯田晴雄君

それでは、お答えしたいと思います。

日本の人口が減少しつつある中で、質の高い住環境で形成された名古屋のベッドタウンとして緩やかに人口がふえて税収がふえてほしいと思っています。よって人口はふえたほうがよいということになります。

問題は、人口のふえ方、人口の階層、定住化志向なのかなどさまざまな要素によってメリット、デメリットが変わってくると思います。人口が社会増で急激にふえれば、税収はふえ、地価は上がり、市場拡大につながり、さまざまな要素で発展する活力が増すメリットは生じます。しかし、人口増が一極集中し、例えば蟹江小学校内で子供世帯の多い人口増加は、学校施設が不足しますので投資的経費が増します。これによるさまざまな財政負担が生じますので、その差額や他学校区との格差はアンバランスになり、非効率な行政運営を選択することとなり、デメリットになる場合も考えられます。

一方、人口が自然増でふえるのは、世代交代がうまくいき、定住化が継続され、地域社会が維持され、人口構成も安定したものになってくると思います。自然増は人口が緩やかにふえると思われまますので、急激な発展や多くの税収は望めませんが、地域社会が持続されますので事業コストの面でも効率がよいと思われまます。このような人口増は大きなメリットは望めないけれども、デメリットは少ないと考えまます。

以上でございます。

○5番 高阪康彦君

町としては基本的にはやはり人口はふえたほうがよいと、ケースによってはいろいろなデメリットが考えられると、こういうことだと思います。私はやはり人口がふえたほうがよいという考えで質問いたしますので、よろしく願いいたします。

まず、この人口のふえない原因と考えられる1つに、少子化の問題があります。平成17年には明治32年より始めた現在の統計の形で初めて全国で1万人ほど自然減になったということです。自然減とは、赤ちゃんの数が亡くなられた人の数を下回ること。今後30年ぐらいは団塊の世代が高齢化をしてきます。また出生率も上がらないと考えられ、自然減になると推定をされています。しかし、このことは全国的な傾向であり、当町だけの問題ではありません。

また、町の統計からは平成14年から18年の5年間で516名の自然増があります。比較の年度が少しずれていますが、全体の伸びより上回っていることになり、今の時点では主たる要

因とは考えられません。そこで、同じような環境を持っている甚目寺町、大治町、七宝町を調べてみますと、国勢調査が行われた平成17年の統計からは平成12年から17年までの5年間で蟹江町は510人増加があります。甚目寺町は2,647人の増加があり、大治町は1,428人の増加があります。七宝町は433人の増加と出ています。この違いはどこにあるのだろうと調べてみましたが、1つには市街化区域率の関係があるように思います。

すなわち、市街化区域率の高い町が人口増をしているということです。考えてみれば当たり前のことかもしれませんが、ちなみに平成18年の市街化区域率は甚目寺町では79.3%、大治町では92.8%、七宝町では28.4%、我が蟹江町は37.5%です。これからわかるように、市街化区域率に比例して甚目寺町、大治町は大きく増加し、蟹江町、七宝町は同じくらいの増加になっています。参考に市街化区域率の低い美和町、愛西市は人口減になっています。

そこで、質問をいたしますが、将来を考えた市街化区域の設定に対して、町はどのような基本的な考えを持っているのか、お尋ねをいたします。

○都市計画課長 志治正弘君

では、私からご答弁させていただきます。

ご質問をいただきました市街化区域設定に対する町の基本的な考え方でございますが、ご質問の本旨であります蟹江町の人口の伸びと、それから市街化区域の割合、市街化率でございますね、これは大きくかかわっているものと考えております。

居住環境の整備を行った上で、市街化区域がふえれば、住宅などの建設も促進され、宅地化が進むことによって人口増にも大きな影響を及ぼすものにとらえております。人口の増加の伸びだけのことをとらえれば、確かに市街化区域をふやすことは大きな要因となると思われませんが、6月定例会の議員からの一般質問にお答えした中でも触れておりますが、市街化区域に編入する場合、編入する区域の市街地盤整備が必要とされ、またそれが条件ともなっております。

現在、町では将来の都市計画の指針を示す新たな蟹江町都市計画マスタープランを平成22年度の公表に向け今年度から実質的な作業に取りかかったところでございます。策定に当たっては都市基盤整備の手法を含め、将来の蟹江町を見据えた市街化区域の見直しが必要であると考えております。

具体的には現在近鉄蟹江、富吉駅の南側が市街化調整区域であり、JR蟹江駅南側も一部調整区域が残っております。名古屋市ベッドタウンとしての地理的条件を生かした位置づけからも、町の玄関口であります3駅周辺地区は市街化の促進を図るべき地区にとらえております。

しかしながら、むやみやたらに、無秩序に市街化の区域を広げるものではなく、農地の保全、景観形成などの観点もかんがみながら、総合的に検討していかなければいけないものとも考えております。

また、マスタープランの作成に当たりましては、近々に住民意向調査、アンケート調査ですが、実施する予定でおりまして、この結果を踏まえながら民意を反映する将来の蟹江町の都市計画の策定を目指してまいりたいと考えておりますので、ご理解くださるようお願いいたします。

○5番 高阪康彦君

6月の議会でも同じようなことを言ったことがございます。町が幾らここは調整区域だ、市街化区域だというふうにしても、やはりそこに交通の便があって、道路があってとなりますと、当然市街化区域でも調整区域でも沿道サービスというのがありまして、商店は建つんですね。そこに商店が並ぶと、その地主の新家うちさんとかなんか家が作られて、調整区域でありながらも市街化区域のような様相を示しておる。現に蟹江町でもあるじゃないですか。それが今市街化区域にしようと思ってもできないという、そういうことじゃなくして、初めからもうきちっとしたそういう計画を持ってほしいなということを言おうとしたのですが、また後に質問しますので、次に移ります。

次の問題は社会減の問題です。統計では平成14年から19年の5年間では毎年転出された方のほうが多く、総計で281人の社会減があります。数字的にはそれほど大きくないので、横ばいと考えたほうがよいのかもしれませんが、しかし、私は現実には社会増となっているのではないかと思います。それは平成14年に近鉄蟹江駅に急行がとまるようになりました。これは1日に1万人以上の乗降客があるということが条件だと聞きました。事実、平成17年のデータでは、近鉄蟹江駅の乗降客が1万3,106人、同じ年の富吉駅では6,827人、JR蟹江駅では乗車だけで2,933人というデータがあり、倍にしますと、乗降客ですから6,000人弱があると思います。

総計、17年は3駅で約2万5,000人程度の乗降客があったこととなります。現在はもっとふえていると思います。もちろん駅を利用する人は蟹江町の人ばかりではありません。他町村の方も多数お見えになりますし、統計をとった時期などでも数字は変わってきます。しかし感覚的には社会増になってはいないだろうかと思えるわけです。

このことと関係してお聞きをするのですが、町内には実態はあるが町民ではない、未届けで居住してみえる方がおられます。そこで、町が町内会を通じて配布する広報は、全町で何部配布をしているのかお尋ねをします。

○住民課長 犬飼博初君

現在広報は1万4,985部配布しておりまして、配布数は町内会の申し出によるものでございます。

○5番 高阪康彦君

ちょっとそれ、数字違っておるんじゃないの。というのは、平成20年7月の町のホームページから見ますと、外国人の世帯を含めたのが本年7月では1万5,071世帯あるんですよ。

1万5,071世帯。1万4,000じゃ全部の家庭に回っていないじゃないですか。広報に……。では印刷は何部出されているんですか。印刷は。

○総務部次長・総務課長 加藤恒弘君

印刷につきましては1万5,500部かと思います。

○5番 高阪康彦君

1万5,500部なら7月のデータでは各世帯に回るはずなんですけれども、お聞きをしますとどこの町内でもちょっと1部や2部を減らすもんだから、10部とか20部余分に取られるんですわね。そうしますと、1万5,500部というのはぎりぎりなんですよね。

私になぜこんなことをお聞きしたかといいますと、町内でもこれが一番社会増か社会減の問題になるんですが、町内でも実際の町からもらう世帯と町内会長さんが町費をもらっている世帯には、ずれがあるんです。ずれが。このずれが結構大きな数字なんですよ。これがやはり町にカウントされないから、社会減になるんじゃないかということなんですけれども。

この方たちは町内ではいわゆる幽霊住民、幽霊と言っていますけれども、この方たちはもとの住所で、いわゆる単身赴任者だと思えば単身赴任者、この方たちはもとの住所で納税をされ、社会的な立場ももとの自治体にあります。転入届を出さないのは短い期間だとか手続が面倒だとか、単身赴任で転入届をする必要性が余りないなど、いろいろな理由が考えられます。

単身赴任者は大部分の人が転入届を出していないのが実態だと思います。このことは違法ではないとしても、その人の住民税はもとの地に納められます。そこには家族が住んでおり、家族がその自治体からサービスを受けているので、その地に納税は当然と思いますが、単身者の住んでいる自治体でごみ、水道、道路、救急などそれなりのサービスを受けているわけでありませぬ。

また、災害など不測の事態が起きたら、届けのない人の実態がないので、先ほど松本議員が質問されていましたが、不測の事態が起きたときに、その人の姿はありますけれども、実態はないんですよ。そういった場合の対応には非常に困る場合があると思います。

そこで、質問ですが、非常にこれは難しいんですが、未届け転入者の実態、実数は把握しておみえになるのか。また、実際の法的な取り扱いはどうなっているのかお尋ねをいたします。

○住民課長 犬飼博初君

未届け転入者の実態は把握しておりませぬ。あと、法的な取り扱いとはということになります。転入者の方も転居される方も、住民基本台帳にのっとして、転入された方は転入した日から14日以内に届けを出さなければならないということに、住基法ではなっております。よろしく申し上げます。

○5番 高阪康彦君

法的なところで私がちょっと調べましたんですけれども、住み始めてから2週間以内に転入届をしないものは5万円以下の科料に処する。科料というのは罰金じゃなくして、裁判所が決めるんだそうですけれども、そういうことです。

それで、どういう人かという、1年以上継続して生活の根拠を移す場合はそうしなさいと。先ほどの単身赴任者の場合は、生活根拠がやはり妻と子供がおれば、やはりもとの地が生活の根拠とされるわけですから、この場合は違法ではないという判例もあるそうです。

それから、週に2回も3回も帰っている人はそこに生活実態があるということで、それも転入届をしなくてもいいというような判例もあるそうです。

しかし、一般的には1年以上継続して、生活をその地で生活しておれば転入届をしななければならないと、こう法律にはございます。間違いありませんか。

○住民課長 犬飼博初君

さっき議員が言われましたとおりでございます。生活の根拠がどこにあるかということが問題になってくると思いますが、民法上で生活の根拠、生活する根拠が住所地ということになりますので、住基法でも住所地というのはそういうことであるというように明記されております。

○5番 高阪康彦君

法律的なことは主たる質問ではありませんので、人口がふえないという質問でございますので、そのぐらいにしておいて、単身赴任者はやはり住民票を移すのはいろいろ大変ですから、単身赴任者に届けを出してもらい、単なる居住証明書といえど大げさですが、そんなようなものを発行して、町が、実態を把握することはできないだろうか。

また、そのとき、町民の最低額の均等割額の年間3,000円を徴収したらどうかということをお聞きしましたら、これはもう二重課税でだめだということをおっしゃったので、これはちょっと難しいかもしれませんが、とにかくいろいろなことを想定してある程度の把握は必要だと思うんですがどうでしょうか。

幽霊住民の把握をするにはできないか。

○税務課長 長尾彰夫君

それでは、私のほうから今高阪議員が言われました居住証明者については、町のほうで最低額の均等割額を取ったらどうかというご質問につきましては、私のほうから回答させていただきます。

通常市町村税の納税義務者は地方税法に基づきまして、住民基本台帳に登録された市町村で均等割等の課税をすることになっております。

今、ご質問で住民票もなく、実際に居住している方に均等割課税をとる件につきましては、既にこの件につきましては地方税法によりまして市町村の住民基本台帳に記載されていない個人が当該市町村に実際に住所を有する場合には、その者を当該住民基本台帳に記載さ

れているものと見なして、市長村民税を課税することができるという規定がございます。

その関係で、新しく私も蟹江町で条例をつくる必要もなく、当町でも既にこの規定によりまして、既にご本人または会社のほうから、会社のほうは当然1年以上単身赴任でかわられる場合は、会社のほうはわかってみえますので、私どものほうに実際の居住が蟹江町であるので、蟹江町で課税してくださいという通知が私どものほうにございます。そういう申し出がありました場合、私どもは実際の住民基本台帳に記載されている市町村長に対して、この方については私どもで課税をさせていただきますので、という二重課税防止の手続を行わせていただいた後、蟹江町におきまして住民登録外として課税をさせていただいているところでございます。

それと、あと、そのほかに町内に寮や事務所、事業所などを有する個人の方も結構お見えになるんですが、実際にその中でも蟹江町に住民登録をしていない方につきましても、同様にいわゆる事業所課税として均等割の3,000円を課税させていただいておりますので、以上です。よろしくお願いたします。

○5番 高阪康彦君

税のことは税務課長が一番詳しいし、会社なんか確かに住んでいるところに課税をするということもお聞きしました。だから蟹江で払えば向こうのほうに、もとのところに連絡して、こちらで払っているからということ、それは免れるということですが、そうじゃなくて、基本的に税を払うとか払わないじゃなくて、単身者が2年も3年も蟹江町において、何もサービスはそのように受けるわけですよ。ごみも出すし、水道もありますし。当然アパートに入ってみえますから固定資産税も大家が払うし、多分そういう方は町内会費も払ってみえるんですよ。意外とそういう方も多いです。それはいいんですけども、そういうサービスを受けているから、何がしの負担は考えられないかといって申し上げたんで、税を取るか均等割というような言葉を使いましたが、税じゃなくして協力金といいますか、別にお金を取らなくてもいいんですわ。本筋はそういう人たちが何人ほどいるかということなんですけれども、実際にそれは大家さんか何かにある程度こう協力を求めれば、多分そこに住んでみえるんで大家さん知ってみえますので、ある程度の把握はできるんじゃないかと思えます。どうでしょうか。まあいいや、これ質問してもしょうがないな。

この前輝来都かにえ懇話会というのがございまして、そこで資料をいただきましたんですが、今志治課長が答えていましたけれども、今度住民のアンケートでこの中にA、Bとありまして、人口減少時代だし、自然環境を損なうので、市街化区域はなるべく小さくまとめ、周辺での住宅開発はできる限り抑制すべきだというアンケートと、B、人口が増加し、町の活性化につながるので市街化区域の拡大は考えていくべきだと、A、BがあつてAに近い、BかどちらかというのとBに近いとかAに近いとかで4項目のアンケートがあるんですが、町もこういうことを考えているということは、それなりの人口ということを考えてみえるし、

市街化区域率のことも町民の意見をとりとうということではありますが、私は今言ったように蟹江町はベッドタウンと言われてきたのは、都市部に近く、駅があるので、鉄道会社が沿線に専ら住宅供給を目的として近郊住宅地をつくり上げてきたことによると思います。

今までのイメージは、混雑した電車で都市部の職場に通勤し、自宅には寝に来るだけというものでした。これからのベッドタウンというのは、働く場所と計画的に配置された住宅地が近距離にあり、良好な住環境が構築されているところになると思います。

また、最近では都市部の地価が下がったということもありますが、都市回帰という現象が起きています。その意味で、蟹江町はまだまだ発展途上であり、町の特性を生かし、生活を主としたおしゃれな住宅、住みやすい住環境が構築できれば、蟹江町の人口はまだまだふえていくものだと思います。

人口のふえていくことが町の発展につながると思いますし、そういった施策が必要だというふうに思います。

最後に、町として人口がふえない原因は何と考えるか。また世帯増は何によるのか。町の将来の人口はどのように推移するととらえておられるか、お尋ねをします。

○行政改革推進室長 飯田晴雄君

それでは、ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

これはあくまでも推測でございます。人口がふえない原因は転勤などで蟹江に定住できない、また結婚して他の自治体に移り住むなどの要因があると思われまます。

世帯増につきましては、親と子の同居を望まない家族が町内の別のところに住むためにマンションを購入したり戸建ての家を建てたりして、核家族化が進んでいるのが要因だと思われまます。そうすれば転居となりますので、世帯はふえることとなります。また、何らかの事情での世帯分離もその要因かもしれません。

今後の人口予測でございますが、名古屋駅周辺のオフィスビルの増加によって、そこに働く人が住む需要が発生しておると思います。住みよい条件等によって各自治体に分散すると思われまます。蟹江町も利便性のよさからマンションなども建設され、また、蟹江今駅北特定土地区画整理事業によりJR駅周辺の整備がされ住環境整備が整ってくれば、わずかずつ人口は増加するだろうと考えております。

以上であります。

○5番 高阪康彦君

ありがとうございました。

いろいろと見解があると思ひます。すけれども、やはり蟹江町はベッドタウン、そのベッドタウンも最良のベッドタウンを提供することによって、やはり発展をしていくというふうに考えております。そのような施策をぜひお願いを申し上げまして、質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長 奥田信宏君

以上で、高阪康彦君の質問を終わります。

質問5番 小原喜一郎君の1問目「町財政の今後の見通しを問う」を許可をいたします。

小原喜一郎君、質問席へお着きください。

○7番 小原喜一郎君

議席番号7番 日本共産党の小原喜一郎でございます。

「町財政の今後の見通しを問う」ということが私の質問の趣旨でございますけれども、本音はもっと奥深いと、こう思っていたくといいいと思うんですが。ですから、最初にまず、ざっと伺っておくわけでありませう。

去る6月27日に福田内閣による骨太の方針2008、経済財政改革の基本方針2008が閣議決定されました。福田内閣は今や過去の存在になりつつあることというふうに思いますけれども、骨太方針は消えるわけではありません。その証拠に、歳出改革、削減路線については堅持の立場を明確にしており、あわせてこれまで行ってきた歳出改革の努力を決して緩めることなく、国・地方を通じ引き続き基本方針2006、基本方針2007にのっとり最大限の削減を行うと明記しています。この骨太方針と蟹江町の財政の将来方向とどうかかわるかを念頭に置きながら、町財政の今後の方向について伺います。

もう一つは、基礎自治体への権限の移譲の推進でございます。都道府県から市町村への権限の移譲という問題が、やはり骨太方針の中にうたわれているわけでありませう。359項目が列挙されていますが、そのうち市町村の一部については28項目となっているということは、これ一つ問題ですけれども、この問題は後に、またいずれかの時点で明らかにするといたしまして、いわゆる町村へは28項目という項目が譲られることになっておるわけでありませう。これに対する人材の確保だとか、あるいは財政の確保、こういう問題もあるわけでありませうので、そのことも忘れずにご答弁をいただければありがたいなと。

新しく監査委員さんの健全化判断基準及び資金不足比率審査意見書でも明らかなように、平成19年度から財政健全化法に基づく地方財政の診断制度が実施されましたが、私がかねてから主張しているように、町財政は良好で蟹江町にとっては極めて縁遠いことだということですが、この監査委員の審査結果から見ても明らかにされたのではないかとこのように思うわけでありませう。しかし、このことも、政府がなぜ自治体財政健全化法を実施したか、これも十分留意した上で検討しなければならないことだと思ふんです。そういう立場から伺っておきたいと思ふわけでありませう。

そこで、まず第1に、毎年社会保障費が2,200億円も削減されてまいりました。構造改革と規制緩和で大きな社会的ひずみが生まれました。ワーキングプアの問題や医師不足で地域医療の崩壊だとか、あるいは高齢者福祉の削減と負担増、障害者や母子家庭施策の切り下げ、介護分野での労働条件の悪化と人材不足が広がっています。今や国民各層や有力な自民党の

国会議員の、いや保守層の皆さんまでが、この抑制と削減路線の転換を求めています。この状況を町長はどのようにとらえているのか。この状況打開のために、地方自治体の首長としての立場から可能な努力を図るべきだと思うが、町財政の今後の方向性とあわせて伺いたいと思うのであります。

また、福田内閣は、こうした現状と国民世論に押されて一定の路線修正を余儀なくされているところでありますけれども、町長もこれまでの行政改革第一主義を修正して、住民の暮らし、福祉優先の路線に転換をしてはどうかと思うんですけれども、いかがでしょうか。半年後には町長選挙でございますけれども、町長選挙に向けた政策を検討中だと思っておりますけれども、この構造改革路線一本では住民の皆さんの不安が、あるいは不満がうっせきするだけかと思っております。

ちなみに、先ほども山田邦夫議員が触れていましたけれども、私、住民に直接かかわる行政改革で実施されたこと、つまり削減をですね。あるいは行政改革を行ったこと、これを列挙しますと、行ったこととこれからまだ19年度にまだやる人が多いようですけれども、数えると42項目あります。住民の皆さんはこれらを通じて、さらに申し上げますと、これは私、別途の計算でございますけれども、蟹江町の人口をその年々の年度の調定額で割ってみますと、1人当たりの、生まれた赤ちゃんも含めて1人当たりの税額が出るわけでありまして、これは平成15年からずっと見てみますと、15年が4万6,086円、16年が4万5,747円、17年が4万8,172円、18年度になると5万円台になります、5万2,214円、19年度は6万3,774円になっています。つまり、これだけ蟹江町の住民の皆さんが税負担を強いられている状況が生まれておるわけでありまして。戸数で見ましても22.1%の増になっていますから、ふえていますね、戸数がふえているけれども、やはり1戸当たりの税の負担率はふえています。こういう状況を見てみますと、これはまさに住民の皆さんが大変な状況に追い込まれているという象徴的資料ではないかと思うんです。

もう一つ申し上げます。それは滞納額、つまり収入未済額ということで上がっている数字を挙げますと、国保税と住民税合わせて11億を超えます。これも今までにない記録的な数字であります。まさに、暮らし的に大変な状況に追い込まれているというふうに思うんです。

行政改革で住民いじめをやったというその象徴は、やっぱり保育料の値上げ、水道料金の値上げだと思うんです。その上さらにこの行政改革を進めていくという、痛みを強いるということは、これはやはり今自民党政府、自公政権も考えているように、これは何とか修正しなければと。良心的な自民党の国会議員でさえも言い始めていること。これをこころで修正する必要があるのではないかなと、このように思うわけでありまして、お考えの一端を承りたいと思うのでございます。

問いの2番目でありますけれども、町財政の今後の見通しを占う上で、会計上でいきますと一般会計と下水道会計と国保会計、これが非常に重要な内容になるかというように思いま

すんで、ここを重点的に承りたいと思うんです。ざっとこの会計の将来的な見通しと現状について承っておきたいと思うんです。

3つ目、老人保健特別会計が後期高齢者医療の広域連合に切りかわりましたですね。今まで一般会計から毎年億以上のお金が空を飛んでいました。1年間1億を超える、2億に達するような、そういうお金が遊んでおったわけでありましたが、これがなしになりますね。迷惑を受けるのは広域連合になるんじゃないかというふうに思うわけでありましてけれども、蟹江町は難を逃れることになるわけでありまして。このことによって、やはり財政的に非常に有利な条件というのが今までに比べて生まれるんじゃないかと思うんですけれども、この点についても聞かせておいていただきたいと思うんです。

4つ目は、あと介護保険会計と水道会計は、ざっとでいいのでご答弁をいただきたいと思うんです。

まず、とりあえず伺っておきます。

○総務部長 坂井正善君

それでは、町財政の今後の見通しを問うということで、大きく分けて4点のご質問をいただきました。私からは、質問1つ目、2つ目について答弁をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

まず、質問の1つ目でございます。社会的に大きなゆがみが生じている等々、その状況の打開と町財政の今後の方向性についてのご質問ということでございます。

これにつきましては、先ほど議員が国の方針等を述べられました。私も若干その辺のところを調べた結果、財務省がこの8月末日に歳出額の概算要求基準の考え方を示した平成21年度予算の概算要求、それから要望を今回この8月末で締め切り、この予算編成作業に入ったということは、これはもう議員もご承知のとおりだというふうに思っております。その中で、特に社会保障費、これが議員も言われましたが2,200億円の削減などによるということでございます。そういったことを主に指摘をされたわけでございますが、特にワーキングプア、これ私も初めて耳にしたわけでございますが、やはりこれNHKの特集の番組でもやっております。その中で、ぎりぎりの生活さえ維持が困難、いわゆる生活保護の水準以下の収入しか得られない就労者というようなことで、これが非常に多いと、こういったことの問題。それから、医師不足による地域医療の崩壊等が社会問題化していること、こういったことにつきましては、我々も一応行政を預かる立場で十二分やっぱり認識をしておるわけでございます。また、この抑制と削減路線のみで社会全体がうまく機能していないことも十二分理解をしているところでございます。

そこで、町といたしましても、できる範囲において諸問題を解決できる方向で考えたいと思いますが、いかんせんこれは社会全体でのやはり構造的な部分もあるわけございまして、私どもの一自治体で何か解決できることは難しいと、こんなふうに考えておるわけござい

ます。

なお、ただいま私どもの町長、町村会の会長をやっております。そんなことで、今後、町村会、また並びに市長会等、そういった県等を通しながら国にこういったことを働きかけていきたいと、こんなふうに思っておる次第でございます。

次に、町財政の今後でございますが、昨年の議会、特に6月と9月でございますけれども、この折にもお話をさせていただきましたが、現在の当町の財政状況は、この定例議会開会日に新しくご報告をさせていただきました健全化判断比率等でお示しをしたとおりで、議員も先ほど述べられましたが、健全と言える域にあるというふうに私どもも思っておる次第でございます。

しかしながら、今後、下水道会計等特別会計への繰出金は増加の一途をたどるというふうに考えられます。そこで、一般会計における普通建設事業費、これはもう言うまでもなく建物の建設、それから道路の建設等、並びに用地の購入等に係る経費でございますけれども、こういった費用並びに、先ほど山田邦夫議員のときにも私どもの次長からも一応答弁をさせていただきましたが、人件費等々の抑制、こういったことに加えて、行財政改革の推進を図りながら健全財政を維持できるように心がけていきたい、こんなふうに思っておるわけでございますので、よろしくご理解のほどをお願いを申し上げます。

それから、質問の2つ目でございます。これは3つの会計でございますが、私のほうからは一般会計の見通しについてのご答弁をさせていただきたいと思っております。

まず、一般会計については、毎年財政調整基金から3億から5億円ほど当初予算に繰り入れをして編成をしておるわけでございます。現在この財政調整基金でございますが、本年9月末現在の残高、これが7億7,000万円ほどになる見込みでございます。一応この20年度末には10億円程度を予測をしておるということでございます。なお、この金額につきまして前年度同期と比較しますと、2億円ほどの残高が減少するという基金であります。

そこで、今後予定しております蟹江南保育所の建設並びにまた学校の耐震補強事業等、こういったことの普通建設事業費、また、これから一応計画をさせていただきます公共交通機関の主要駅のバリアフリー化等々、また各特別会計への繰出金を考えますと、先ほどの答弁でも述べさせていただきましたが、一般会計の普通建設事業費及び人件費等々について抑制していかなば、やはり健全財政を維持できないというふうに私どもも考えておる次第でございます。

しかしながら、当然必要な普通建設事業については実施していく所存でございますので、その時期においては、また議員の皆様方にはご理解とご協力を賜りますよう、重ねてお願いを申し上げます。

それから、先ほど滞納の関係で若干お話が議員からございました。私どもも一応この数字を、今回主要成果とかそういった数字を見ますと、本当に心が痛むわけでございますけれど

も、いずれにしましても、収入額については若干今回、18年度に比べますと3億5,000万ほどふえております。ただ、一応徴収率につきましては0.6%減少しておるとというのが現状であります。これは一応町税に限ってでございますけれども。

そこで、私どもこういったいわゆる率の減少につきましては本当に申しわけなく思っております次第でございます。これからやはりこの徴収率の向上につきましては、今いろんな形で私どもも精査しながら、またこういった手法をとると少しでも上がるのかというようなことで、いわゆる徴収につきましては、今滞納金につきましては過年度から徴収をしておるというようなこともございまして、これにつきまして何とか納税者の理解が得られるということであれば、何とか現年度分と過年度分をフィフティー・フィフティーとか、そんな感じで一応納入という徴収をしていただければと。よく昨年も議員からいろいろとご指摘をちょうだいしましたけれども、まず現年度分からちゃんと気合いを入れてやれというようなこともございますし、私ども町長からもそこら辺は叱咤激励をされております。そういったことで、そういったこともいわゆる施策の変換、こういったことを今最終的な段階の詰めに入って十二分検討しておる段階でございますので、来年本当に少しでも徴収率のアップを図ることができればというふうに思っておりますので、何とぞあわせてご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

私からは以上であります。

○産業建設部長 河瀬広幸君

それでは、お答えをいたします。

町財政の今後の見通しを占う上で、一般会計に密接な関連のある公共下水道事業特別会計、この見通しについてお尋ねでございます。

この事業は、平成14年度に着手をいたしてございまして、第1期供用開始、これを平成22年目指して現在中心市街地、これを優先的に進めております。総事業費は、さきの議会でもお答えしましたように、総額252億円を予定してございまして、その中で本題の一般会計と下水道会計との関連であります。この事業の主な財源、これは午前中に担当課長が申しましたように、国庫補助金と地方債、それと一般会計からの繰入金となっております。この一般会計からの繰入金、一般会計からいけば繰出金になりますが、総務部長が先ほどお答えしたように、今後どんどんふえてくると、増加の一途をたどるというようなお答えをしております。

その理由といたしましては、現在は建設費が主なものであります。ほとんどが財源、国庫補助金と起債で、一般財源は少のうございまして。しかし、供用開始、要するにもうしばらくしますと、建設費に充てた起債の元金・利子、この償還額もふえてまいります。また加えて、下水道施設の維持管理経費、この維持管理経費も必要となってまいります。収入面でいきますと、使用が開始されますと、当然公共設置のための受益者負担金、それから使用料をいただくこととなります。しかし、この財源は主に維持管理経費に充てるものでございまして、

建設費の下水道布設費用、要するに今市街地整備をやっています工事費、これに充てますことにつきましてはちょっと無理があると考えております。

なお、借入れを行った起債の償還費用、これも含めて使用料の設定をやりますと、かなり利用者の負担増となりますので、理解がかなり難しいと思います。こんな理由から、相当の繰入金も生じてくるというふうに考えております。

また、加入率の問題もございまして、供用開始をいたしますと、なかなか全国の施設を見えますと、加入率も低うございます。当然下水道担当としましても努力いたしますが、その加入率の低さも想定しながら、一般会計の繰入れをお願いするものでございます。

ただ、今回の財政健全化法に基づく地方財政診断制度、これは連結決算ということで特別会計も含めて健全な財政体質を図れということでございますので、十分下水道担当といたしましてもその辺を考慮いたしまして、例えば使用料の適正な設定の考え方、それから現在行っております事業の施工方法の見直しなど十分精査をいたしまして、できるだけ効率的な事業の推進を図り、一般会計に負担がかからないような努力をしていきたいと、このように考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○民生部長 石原敏男君

それじゃ、私のほうから所管事務の3会計についてご答弁させています。

最初に、国保会計でありますけれども、この事業につきましては私が申すまでもなく、要するにこの会計に必要な経費につきましては、被保険者が負担する保険税、国の負担金とまた県の補助金、町の繰入金、被用者の保険等で保険者が拠出する療養給付費等の交付金等によって賄われておるところでございます。特に、近年、介護保険の納付金とか後期高齢者にかかわる支援金など、また医療保険制度の改正の影響と医療費等の増加が見込まれますが、制度の改正により現在混迷しているのは現状であります。この中で長期の見通しをすることは大変困難と思っております。

特に、議員が今回このようなご質問をされたのは、また、きのうもニュースで言っておりましたけれども、健保組合が最近解散しているというようなニュースも流れております。きのうもこのような健保組合解散、また先月にはこの近辺での陸運業界の大手の組合も解散ということで載っております。この数字というものは、4月以降について13の健保組合が解散したということも言われております。これについて、特にこの健保組合につきましては、今年度から始まりました、65歳から74歳までの前期高齢者の医療費を現役世代が負担するという新しい仕組みが導入されたわけでありまして、この負担をすることが大変ふえてきたということで、それぞれの健保組合で現在平均的に保険料率を8.2%から10%以上に引き上げなければこの健保組合が成り立たないということで、健保組合が解散されているところでございます。

今回、この制度によって、特に国保につきましては、それぞれの政府管掌とか、今言いま

した健保組合の保険組合が国保のほうを負担してくれるということで、国保会計のほうは若干前年より多くいただけるというものです。これにつきましては、各保険組合での前期高齢者の大体平均しますと12%ということが言われております。その中で、政府管掌の保険につきましては5%、それから健保組合については2%の方が被保険者とか被扶養者とかになっておるわけですけれども、健康保険の場合ですと28%という大変高い平均を上回る数字でありますので、このオーバーした部分だけが交付金という形でいただけるということになっております。

参考までに申しますと、若干決算額と予算額とで異なるかもしれませんが、19年度の決算でいいますと、従来からいただいています60歳から74歳までの方で年金等いただいている方、一定の条件ありますけれども、そういう方のために退職者の被保険者等の療養給付費交付金をいただいております。これが約7億8,850万ほど19年度はいただいていたわけでございます。20年度におきましては、この予算でありますけれども、今言いました退職者の被保険者の療養給付費の交付金につきましては、60歳から64歳までということに変わりました関係で、これにつきましては3億9,200万ほどの金額でございます。そして、今年度からできました前期高齢者の交付金、65歳から74歳までの方で5億5,100万ほどいただきまして、この60歳から74歳までの方に対する交付金というものを合わせますと9億4,370万ほどでございます。したがって、予算額と決算額では比較になりませんが、今年度は前年より、この60歳から74歳までの方の関係でいただける交付金につきましては1億5,500万ほど余分な収入ということを見込んでいますところでもあります。

ですから、先ほど大変見通しが難しいといいますが、こういうもの等も入ってきますので、できるだけ今後の情報と国等の変化にも対応できるように、きちんと先を見通しながら、国保会計の運営に当たっていきたく思います。

それから、2点目の老人保健の特別会計と後期高齢者との関係でございます。

この老人保健の医療制度につきましては、ご承知のとおり、19年度をもって終了したわけでございますけれども、特別会計といたしましては、20年3月の診療分が20年度で決済されますし、また、今後請求漏れとか過誤による修正などが考えられますので、時効の関係から5年ほどはこの老健の特別会計も存続することと考えております。

この保険の運営でございますけれども、医療費の法定負担でありますけれども、さきの今定例会で補正予算を上げさせていただいたときも説明させていただきましたけれども、19年度では町の法定負担といたしましては1億6,279万5,000円、18年度では1億5,100万5,000円、17年度では1億5,006万5,000円の負担をしておるわけでございます。

また一方、後期高齢者の医療制度につきましては、平成20年4月から愛知県の後期高齢者医療広域連合の保険者として後期高齢者の医療制度を運営していくものであります。したがって、後期高齢者の医療の確保に関する法律等の法令に基づき、必要な保険者としての運営

を行うもので、蟹江町としても医療費の負担が決められておるわけでございます。医療給付費の半額を公費、国・県、それから市町村が負担するものでございます。残りの半分を後期高齢者の保険料と若い世代の支援金で賄うこととされております。このうち、公費のうち市町村の負担として広域連合のほうへ支出する金額は、平成20年度は療養費として2億658万7,000円、それから事務費といたしまして834万2,000円、合わせまして2億1,492万9,000円が予算措置がされております。これも決算額と予算額とではまだ比較すべきものでないかもしれませんが、19年度の老健の決算と今年度の後期高齢を仮に比較しますと、約5,200万ほどふえているのが現状でございます。

それから、最後でございますけれども、介護保険の特別会計でございます。

議員この後ご質問されます予定の第2問にも関係してありますが、介護保険の運営に関しては、3年ごとに事業計画を策定し、その3年間を通じての予算を策定できるよう求められております。今後の見通しにつきましては、万一資金不足に陥ることなく、3年間の計画年度の途中での保険料の値上げのないよう、十分慎重に計画すべきものと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○水道部次長 大河内幹夫君

それでは、水道事業会計の見通しについてでございますけれども、平成20年度に水道料金の値上げをさせていただきましたことによりまして経常利益がふえてまいりますので、水道事業は安定した経営が見込まれております。

今後におきましても、水道施設の更新、老朽管等の布設がえを計画的に進め、使用者に安全・安心な水道水の供給に努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長 奥田信宏君

小原喜一郎君、再質問は休憩後にいたします。

これから暫時休憩をいたします。3時20分から開会をいたします。

暫時休憩といたします。

(午後 2時58分)

○議長 奥田信宏君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時20分)

○議長 奥田信宏君

それでは、小原喜一郎君の質問から入ります。

○7番 小原喜一郎君

質問を続けさせていただきます。

そこで、今、総務部長からの一般会計の内容、将来方向についてご答弁があったわけでありましてけれども、なるほど、将来に向けて起債がかさむことや他会計への繰り出し等もある、だからあながち安全とは言えないという意味のご答弁であったと思うんですけれども。

問題は、監査委員さんの評価でもありますように、これ見てみますと、例えば実質公債費比率ですね。これは、私が前々から言っておるように、25%危険の境と。ところが、これを超えている自治体は全国無数にあるんですよ。夕張市なんかは32%を超えていますけれども、まだ頑張っていますよね。この夕張市が悪いほう、つまり上からまだ8番目なんです。その上にもっと悪いところがある。これは中国地方ですけども、光ファイバーの事業をやって、それが大変なお金になっちゃってというところがあるんですけども、そういう自治体もあるんですよ。ところが、蟹江町は3年間平均しても5.5でしょう。私、やってみたんですけども。つまり、ここ5年間を見てみたら、最高で平成18年、7.7ですよ。ですから、25%になるには相当なものです。そういう意味で、この実質公債費比率というのは他会計も含めて、いわゆる特別会計も含めて危険度の度合いを示す数値でありますから、その点でいいますと財政健全と言わざるを得ません。

それから、将来負担比率ですね。これは、19年度マイナス0.9%ということになってますよね、監査委員さんのご指摘は。早期健全化のこの基準というのは、350%でしょう。途方もない数字ですよ。これも全く安全と言わざるを得ませんよ。

それから、健全化判断比率が、14.24%が基準ですね。ところが、これは算定できないと、監査委員さんの評価はそうになっていますよね、計上できないというふうになっておるわけで、当然つまりそんな状況じゃありません、いい状況ですよということを申し上げておると思うんですよ。あるいは連結実質赤字比率というのも、これももちろん良好だということを監査委員さんは述べていますよね。資金不足という問題についても、これは問題ないということをご申し述べておるようでございますけれども、どこに危険な問題があるかということですね。ここを聞かせていただきたいと思うんです。

あわせて、下水道への一般会計からの繰り出し云々ということをおっしゃいました。これは河瀬部長のほうからも言われたというように思うんですけども、私ここに、当初あなた方がお示しになった下水道の計画の数値を持ってきておるわけでありましてけれども、流域下水道1,500億、それから各町村の合計額ですけども、事業計画費用が1,500億、合計3,000億という計画になっていますよね。その中で蟹江町がどれだけの負担をするかということになると、県の下水道、つまり流域下水道では28億8,500万円ということになっていますよね。それから、蟹江町の単独公共は252億ということになっております。そのうち国庫補助金が102億5,320万ですね。それから、起債が163億9,060万円、こういうふうになっていまして、これ若干数字が変わっているということを絹川課長にこの前答弁していただいたわけでありましてけれども、しかし総額では変わっちゃいない、こういうことでございました。町費の持ち

出しは4億8,800万になっておりますよね、これは県のほうですけれども。それから、町のほうは14億5,320万円になっていますよ。これが、つまり繰り出し分になるわけですよ。

その他でいえば、一般的この計画の内容をいいますと、40年間にわたる返済計画も示されました、これは佐野課長のとき。その内容を見てみますと、使用料などから、毎年多いときで2億円ぐらい、大体平均して2億円前後のところが入っていました。使用料というのは、先ほど河瀬部長が言われるように、加入率の問題が影響するでしょうが、しかし大体概要としては水道会計に似たようなものになる可能性が高いという状況になると、その中からの返済金というのは十分生まれてくるということは、これはもう当初の計画からそういう計画になっていますので、なると思うんですよ。

だとすると、途方もない数字が下水道会計に、いつかは入れなければならん事態もあるかもしれません、いわゆる国庫補助金とのかかわりだとか起債とのかかわりだとか、そういう点でそういうことになる場合もあるかもしれませんけれども、普通にいけば、あの計画で十分いけると。しかも、その上、事業の今までの結果は、計画立てた事業費の6割ないし7割で上がっておるということ、絹川課長から答弁を前にいただいておりますね。だとすると、結果というのは、非常に良好なやっぱり下水道会計の方向じゃないかと言わざるを得ないわけでありませう。

そういう点でいうと、この蟹江町の財政状況を取り巻く状況というのは極めて良好な環境にあると。これから将来国がどんな施策をやってくるかということはあるわけですけれども、しかし、現況からすると極めて良好な内容になっているということを目指せざるを得ません。

ただ、国の関係でいいますと、先ほど山田邦夫議員が指摘しておりました、いわゆる行政の移譲ですね。県からの地方分権改革による移譲ですね。これが、どの程度のものが移譲されて、そのためにどれだけの財政とどれだけの人材を確保する必要があるかという将来の展望ですね。これはちょっと考慮しなければならん部分、部面だと思うんですよ。それはどのようにお考えになっていらっしゃるか答弁いただくといいんですけども。そういう一抹の不安があるということはあると思うんですけども、財政的には極めて現状は良好と。

だとすれば、少なくとも愛知県下で平均的な福祉、暮らしに役立つ細かな行政を強めてしかるべきではないかと、私思うんですよ。何も地方自治体というのは金ためるだけが芸じゃありませんから。本来の地方自治法第2条によれば、住民の暮らしや健康や福祉を守るために行政を行っているというのが自治体の本来の役割でありますのでね。そういう点でいえば、大変貧困な状況に追い込まれている町民のために、そういう暮らしに役立つ行政、あるいは健康保持や福祉に役立つ行政を強める必要があるんじゃないかなと、このように思うんですよ。

だけど行政改革にこだわっておられるんでは、これからさらに住民の皆さんに痛みを負っていただかなければならんことになるわけでしょう。これ挙げてみるだけでも、心身障害者

扶助料の給付の見直しだとか保育料、保育基準の見直しというのは、これは子供、赤ちゃんの面倒を見る保育士さんの数の制限ですね、これを強めるという意味でしょう。保育料は値上げして、さらに保育の内容も改悪していくという、こういう方向でしょう。あるいはまた、そのほかにも既にやったのはたくさんあるわけですからね。保育所の民営化はこれから、先ほど論議がありましたけれども、南保育所はとりあえず解消したようですね、しかし保育所の民営化はうたわれておるわけだし、児童館や学童保育の民営化、民間委託もうたわれてますね。防犯灯の維持管理交付金の引き下げを検討するのは、19年度になってますよね。あるいは保育所保護者会連合会への補助金の廃止、これ20年度になってますよ。子ども会への補助金の廃止、これ20年度になってますよ。合併浄化槽清掃費補助金の廃止、これも20年度になってますよ。私立学校授業料補助の減額、私立幼稚園運営費補助の廃止、修学旅行費交付金の削減、公衆浴場促進事業費補助金の減額、これ19年度になってますね。この間公衆浴場へ行きました。灯油、石油、油の値上がりでもうどうしようもありません。もうしょうがないから9時で営業をストップするようにしましたと言っておられましたので、すけれども、こんなところへまたこういうことをやるということになると、これまた大変なんですよ。

こういうところを、もっと住民の皆さんが本当に安心して暮らしていただけるような、そういう行政を、せっかくのこういう財政状況ですから強めてはどうかと。何も私は愛知県の最高の行政をやれと言っているわけじゃありません。少なくとも平均的な行政できないかということなんですけれども、財政の内容とあわせてご答弁をいただきたいと思うんです。

○総務部長 坂井正善君

私から答弁をさせていただきます。

特に健全化比率の関係で非常に一応数字的には良好であるということでありまして、その中でどこが危険なのか、まずこの点につきまして私から答弁をさせていただくわけでございます。

ただ、先ほど下水の関係で建設部長のほうからも一応説明、お話がございましたけれども、やはり下水道が本格化し償還が始まる、一番重い時期にかかると、本当に5億円ぐらいのまた支出になると。ただし、これにつきましても、私は当初、やはり供用開始をした当初の段階では、やはり加入率につきましては当然、私はまだまだ100%に充足しない、本当に60、70というような加入率で出発するというようなことになりまして、当然維持管理費だけでいわゆるその使用料なんか消えちゃう。あとのいわゆる建設した部分の償還額については、やはりこちらのほうで面倒を見る。そういったことによりまして、やはり私も先ほど答弁の中で申し上げましたが、それぞれの、特に下水道関係についての特別会計の繰り入れにつきましては、やはり多額の資金が当分の間は必要になるというようなことを申し上げ、そういったことから、いわゆる現在は健全な域にありますが、これからいろんな施策、そういった

事業の遂行等を踏まえますと、やはり慎重に事業の遂行に当たると。そういったことによりまして、いわゆる健全財政を保っていくということを先ほど私が申し上げたわけでございます。

健全化比率の値につきましては、これは私、ことしが初めての試みでありまして、率につきましては、もう来年以降についても、それなりに改善というか数字的な見直しはされるというふうに私は思っております。ただ、あの数字に近い自治体もやはり全国ではあるということで、ああいったような、私のほうからの財政の比率から見れば、何だこんな高い自治体だと関係ないがやというような数字になっておりますけれども、それなりのそれぞれの自治体のいわゆる財政事情を一応ある程度国が数字をつかんだ段階で、多分数字的な、私は変更が多分あるだろうなど、こんなふうに私自身は感じております。

私からは以上であります。

○7番 小原喜一郎君

部長、今の答弁ですけれども、数値を変えられるだろうと思うんですけども、これ以上厳しくしたら全く通らない自治体ももうたくさんになってしまうんですよ。この前の質問の中で、横浜市の例を挙げたんですけども、ここはもう起債受けられないということで、25%を超える状況になっているんですけども、しょうがないから外国に借金をしようという試みが研究されておるようなんですよ。こんな自治体だってあるんですよ。何とか市民の要求にこたえたいと、こういうこともあるんでしょう。しかし、物の考え方で、それは冒険だということもあるかもしれませんけれども。

蟹江町はその逆で、もうしぶちんというか何というか。これは歴代だと思っておりますけれども、行政的には、私は前々から主張しておるように貧困だと思っております。先ほど高阪議員も人口とのかかわり言われておったんですけども、私は行政が貧困だから長く蟹江町に住もうという人が生まれぬよということを前から言っているんですけども。出ていかれる方々も千数百人あるわけですね、毎年。せっかく住んでみたけれども、ちょっと余りということで出ていかれるのかどうか知りませんが。一方では、外見上は都市近郊でベッドタウンとしていいだろうからということで、どんどんマンションなんかも建設されます。もう前にも指摘したように、ライオンズマンションなんか7つにもなっていますよね。それなのになぜ人口ふえないかということは、私は蟹江町にそういう新しいから、変わってくるでしょう、住んでみて、これはということになるのではないかと。だから出ていく人口も多いのではないかとというふうに思うわけですけども。

これを、本当にここは住みやすい町だなど、いい町だなど、こういう行政になれば、これはやっぱり定着すると思っておりますよ。そこにやっぱり都市づくり、まちづくりの妙味があるんじゃないかというふうに思うんですけども、いかがなものでしょうか。特に福祉、暮らしを助ける行政、これを強めるということについては、これは町長さん、あなたが答えるし

かないじゃないですか。ちょっと、だから答えていただきたいと思いますが。

○議長 奥田信宏君

残り5分です。

○町長 横江淳一君

財政の面で大変ご心配をおかけをいたしました。健全化の値からいえば、大変健全な財政ではあります。ただし、先ほど来部長が答弁いたしましたとおり、今後住民サービスを十分担っていこうと思いますと、財政調整基金の健全化、そして臨時財政債、これが21年でとりあえず打ち切りになるわけですね。これを3億組んでの実は予算措置をしているわけでありまして。先ほど来、財調の話をさせていただきましたが、私といたしましては2けた以上の財調を持って次の新しい期に入っていきたいという、基本的な財政に対するお願いをしております。しかしながら、これも大変無理な話でありまして。

1つ言いますと、例えば40メートルはしご車がNO_x法でもう使えなくなってしまう。こんな状況の中で、我々は当初これは機材の使い回しをすればいいというお話であったものですから、冒頭これは予算の中には入れておりませんでした。しかしながら、1億6,000万近い財政出費がそこで急にかかってくるということがわかってまいりました。しかしながら、蟹江町には、今おっしゃいましたように、住みやすいまちのためのいろんなマンションが今できております。役場の前の大膳線の突き当たり、これ蟹江町の私ツインタワーと言ってもいいぐらいの今マンションができております。この辺は本当にじわじわと人口の増加が見られると思いますし、高いビルがたくさん乱立してまいったときに、やはりはしご車がないことには、何かあったときに尊い生命と財産を守ることができないということで、これはもう起債をし一般財源から財政出費する以外にない。こういう突発的なことも実はございますので、我々としては決して健全化にあぐらをかいているわけではございません。いつ何どき、どんなことがあるかもわからないからということが一つございます。

それと、ご存じのように、多分十分おわかりになって質問してみえると思うんですけども、急激な扶助費が出てまいりました。例えば、医療費の問題につきましても、7月1日から小学校6年生の医療費を無料にいたしました。いや、何を言っておるんだよ、弥富は中学校だぞと言われる方もあるかも知れませんが、蟹江町の財政規模で大変これはありがたい、蟹江町に住みたいと思ってみえる方はたくさんあるやに私は聞いております。

今後十分な財政力を確保しつつ、2、3年の財政を我々が見るのは、これはもう当たり前のことでありますので、何とぞそこはご理解いただきたい。そんなふうに思っておりますのでよろしくお願ひしたいとともに、下水道のことにつきましても、先ほど来部長が申し上げました。確かに30年間250億という計画は、国・県、我々も承知いたしておるわけでありましてけれども、今現在、町村下水道推進協議会の支部長という立場にある中で、いろんな陳情を申し上げる中で、国の補助率は下げないでください、なおかつもう少し短期間に、そして

安価にできるような方策を国としても考えてください、そうすると我々も起債も少なくなります、金額も少なくなりますし償還の期間も少なくなります、ぜひともお考えをいただきたいという国に対しての陳情も申し上げているわけであります。

できるだけ、今の財政状況を堅持しつつ、皆様方の住民サービスにできる限りお応えをしたい、これが基本的な考えでありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、答弁といたします。

○7番 小原喜一郎君

今の医療費の無料制度の一定の前進には感謝をさせていただいております。

ただ、やっぱり暮らしの問題ですね。あと次の質問で、これまた介護保険料がどうなるかということがあるわけですけれども、そういう暮らしを守る施策を強めていただくことが、これは本当に大事なことだと思うんです、今の時点です。とりわけ一昨年の住民税の増税ですね。これももろに、この財政状況にあらわれているわけでありますから。税金の滞納問題もあるわけで、とりわけ国保にしても介護保険にしても弱者の皆さんを救済する制度が必要じゃないかなということをおもっておるわけですけれども、こういうことを念頭に置いて行政を進めていただくことが極めて重要な段階に来ていると私は思います。

そんな意味で、ぜひこれからの行政に、そういうことを絶えず念頭に置いていただいて、福祉、暮らしを守る施策を強めていただくよう要望いたしまして、質問を終わらせていただきます。

○議長 奥田信宏君

以上で、小原喜一郎君の1問目の質問を終わります。

引き続き、2問目「介護保険の見直しを前にして」を許可をいたします。

○7番 小原喜一郎君

質問の2番目でございますが、「介護保険制度の見直しを前にして」という内容で、ご承知のように来年度は介護保険の第4期事業計画の年でございますね。町当局では、既に基本的な考え方などが厚生労働省から示されて事業計画づくりが始まっているかというふうに思うわけでございますけれども、事業計画は、特別養護老人ホームなどの整備計画を定め、どのような種類の給付をどれだけの量を介護保険で提供するか定めることになっておりますよね。

2006年に介護保険法が改悪されました。改悪と言わせていただきます。この法律は、自民党、公明党、民主党も加わって賛成、成立したものでありますけれども、以下の4つの特徴を持っておりました。

まず第一に、食費、居住費の全額自己負担化などの利用者負担増でございました。この負担増に耐えられない多くの高齢者が、施設を退所する例が相次ぎました。また、ショートステイやデイサービスが利用できなくなるなど、深刻な事態が広がったのでございます。2つ

目の特徴は、新予防給付ということで、自立支援や介護予防を口実に、軽度と決めつけた人から介護の取り上げが進められたことでもあります。つまり、要支援1、2、要介護1という軽度者は、原則として利用できなくなったことでもあります。3つ目の特徴は、介護予防や高齢者の保健福祉事業を地域支援事業として介護保険に吸収することによって、高齢者福祉における公的な責任を大きく後退させたことでもあります。4つ目の特徴は、介護を支える人々の労働条件を大きく後退させて、人材不足を深刻にいたしました。この4つが、この介護保険法改悪の特徴ではなかったかと思えます。

今度の事業計画の策定に当たって、この4つの特徴点がどのように解消されるか、改善されるか、これは一つの焦点だと思います。その点で、この4つに照らして、まずお考えを承りたいし、特にこの介護保険事業をめぐって最近の状況をどのように町当局としてはとらえていらっしゃるのか承りたいと思うのであります。

質問の2つ目でございますが、厚労省は3つの目標を挙げているようでありますね。その1つ、1つのまず1番目でありまして、施設の抑制、施設に居住系サービスの利用者数を要介護2以上の認定者の37%以下に抑えること。それから、1の2になりますけれども、施設利用者の重度化、重いということですね。介護保険施設利用者のうち要介護4、5の人が占める割合を70%以下に抑えること。1の3番目になりますけれども、介護施設の個室化、介護施設等の個室、ユニットケアの割合を定員数で50%以上に、特別養護老人ホームのユニットケアの割合を70%以上にするよというふうな基準といいますか、指針といいますか、ありますね。その指針の2つ目は、介護報酬が改定されることになっておるんですけれども、事業者に対して支払われるもの、これはどんな内容になるかということですが、伺いたいですね。それから3つ目でありまして、これは保険料ですね。保険料の改定もされることになっておるわけでありまして、その方向性ですね。厚労省の方向は、中心が介護従事者の賃金の改定もあるようではありますが、どういう方向になっていくかということ。保険者は町当局ですから、考え方を聞いておきたいと思うんです。

問いの3になります。

介護報酬の引き上げなどをどのようにするかということですね。介護従事者の不足が大きな社会問題になっておりますけれども、人材不足の原因は相次ぐ介護報酬の引き下げであったことは、これは多くのマスコミで報道しているところであります。どのように改定しようとしているか伺いたいと思うんです。この点では、指針や新法があるんですよ。あるんじゃないかと、あるということで聞かせていただきたいと思うんですが。この指針や新法との整合性のある改定が望ましいというように思うんですけれども、どのようにお考えか承りたいと思います。

問いの4番目でありまして、介護保険の被保険者、受給者の範囲の見直しとあって、若年者も介護保険を障害者福祉より優先して利用することにして、介護保険料の徴収対象を

40歳以下に広げようというふうにしておるようですね。これが具体化されるかどうかという問題があります。やるべきではないというふうに思うんですけども、そのことについてどうお考えか承りたいと思います。

問いの5番目ではありますが、格差と貧困です。ワーキングプア、高物価や相次ぐ増税で保険料や利用料が払えない、こういう人々への保険料、利用料の減免制度ですね。私先ほどの質問は、実はこれが言いたくて質問したわけでございますけれども、今本当に弱い方々、暮らし的に弱い方々の手助けを行政がやってあげる必要があるんじゃないかということをつくづく痛感しているわけでありましてけれども、この減免制度についてこの機会に具体化してはどうかということをお聞きしておきたいと思うんです。

そこで、もう一つ伺いたいのは、料金設定に当たっても、少し今までの従来の料金のあり方を細かくして、弱者の皆さんの救済を考えたほうがいいんじゃないかというふうに思うんです。何か、佐世保市では12段階に分けておるんだそうですけれども。この愛知県下でも8段階に分けておるところもあるようですね。つまり、そういう暮らしに役立つ保険料の内容に改定することも極めて大事な課題じゃないかというふうに思うんですけども、この点についても聞かせていただきたいと思うんです。お願いいたします。

○民生部次長・高齢介護課長 齋藤 仁君

お答えいたします。

介護保険の見直しを前にしてという題材で種々多数の質問をいただきました。

まず、平成12年度から始まりましたこの介護保険制度は、もうはや9年目を迎えておるところでございます。平成21年度からは第4期の介護保険事業が実施されることとなっております。

この間、蟹江町では大きな問題もなく順調に推移しているわけですが、とりわけ基準となります月額保険料、これにつきましては、第1期については全国の平均からおおよそ100円、第2期ではおおよそ600円、現在の第3期では1,100円も下回っておるところでございます。こういった低廉な保険料でも何とかサービス供給に関し混乱もなく無事事業を行ってこられたのも、住民各位のご理解とご協力のたまものと深く感謝をいたしております。

また、この9年間のうちに種々多くの法令等の改正もあり、その運用に適切に対応されてきましたサービス提供事業者の方に対しまして、お礼を申し上げるところでございます。

第3期からは、保険料負担の5段階制を6段階制に拡大をさせていただきました。そのうち、第1、第2段階の方に対しましては、減免措置にも意を注いでまいったところでございます。

施設居住費の自己負担、先ほど議員が申されました、滞在費から食費の関係でございますが、世帯非課税の方には申請によりまして国基準までの軽減を行っており、町ではこういった負担増を原因とした施設退所に至ったという例は聞いてはおりません。

また、福祉用具に関しまして、従来からケアマネジャーさんなどの意見を十分お聞きし、必要と認められる場合については給付を行ってきたことは、以前この本会議場の場で小原議員のご質問にお答えしてきたとおりでございます。

第1号被保険者数は、毎年4から5%程度増加をしております。今後はいわゆる団塊の世代と称される方々が第1号被保険者となられ、対象者は大きく増加するということが予想されております。高齢者の方ができる限りお元気で過ごしていただくことは重要な施策であります。町の責任において地域包括支援センターを設置し、運営に関しましては社会福祉法人カリヨン福祉会に業務委託をして活動を行っていただいております。したがって、公的な責任を大きく後退をさせたとは私は考えてはおりません。むしろ、高齢者を支える一貫したサービス提供につながるものではないかということを考えておるところでございます。

町といたしましても、今後とも、この中に含まれております介護予防事業、地域支援事業などに力を注いでまいりたいと考えておるところであります。

保険給付に関しての人数、費用につきましては、ここ数年間、要支援、要介護認定を受けられた方、およそ10%程度の増加が見られております。そのうち受給されてみえる方、認定を受けられサービスを利用してみえる方も同様な傾向がうかがわれております。このため、介護給付費も増加傾向ではあります。国では、この給付単価の検討を行い、事業者の方の給与、そういうようなものに対して何らかの措置を行うというような新聞報道もございます。

今後はこういったことにも十分留意しながら、介護保険の策定審議会で検討していただきたいというふうに考えるところでございます。

そのほか、認知症の増加が懸念されてはおります。このため、認知症の方に対する支援者を増加させるよう養成講座なども行い、地域でできる限り支える体制の整備も行っていきたいと考えておるところであります。

このように、第4期の事業計画の方向性といたしましては、現在その計画立案のため鋭意打ち合わせを行っておるところであります。この中ではアンケート調査等も考え、それをもとに、国から提供を受けます見込みに関する諸係数による算定シート、いわゆるエクセルシートでございますが、これを活用して算定準備をすることとしております。また、第3期までにもいろいろアンケートを行っておるところでございます。こういったアンケートなども踏まえ、新しい制度等に関してご意見もちょうだいしながら今後詰めてまいりたいというふうに今考えておるところであります。

議員のご指摘されました3点でございます。

まず、18年度の改正で、この第3期の事業計画の策定時に示された数値でありますので、初めにそれをお断りさせていただきます。

1点目に、37%以下にしろということのご指摘をいただきました。国では、今後とも対象者の増加があるということで、要介護2以上の方の利用割合は増加するというふうに考えて

おるところであります。ですから、従来40%程度あったものでございますが、約1割程度下げた37%程度というふうに見込んだほうがいいのではないかと、ただし利用される人数はふえるよという説明をしております。

次に、2点目の70%以下というふうにご議論申されましたが、これは70%以上にしろということでございます。より重篤な方をより多く入所していただくようにしていただきたいという方策でございますので、誤解のなきよう、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

次に、ユニットケアの関係でございますが、これは昨今、個人としてのプライバシーの配慮、そういうようなことが強く求められておりました、国に対してもこういうようなことを考えられ、こういった考えでなるべくふやすようにということで配慮されていただきたいということの通知でございます。

次に、介護報酬の詳細でございますが、これは国が定めることでございます。ですから、私どもについてはまだその詳細が、まだ内容が全然届いておりませんので、どのような内容にされるのかは、先ほど申し上げたように、人件費等に配慮されることになるであろうという程度のことしかまだわかってはおりません。

それから、介護保険料の改定についての方向性でございます。

今申し上げましたように、詳細はまだ決定されておりませんので、指針ですとか新法、そういうようなことを議員言われましたけれども、まだ素案程度のものしか聞いておりませんので、どのようになるかはまだ不明ということでございます。ただ、この介護保険料というものは利用に対しての給付費の負担の関係でございますので、利用が多くなればなるほど保険料も当然上昇するという連動の関係がございます。ですから、保険がふえて利用が減ればいいんですけども、そういうわけでもないものですから、無茶な見込みのこともできませんので、そういったような基準が示されればきちんと対応してまいりたいというふうにご検討しております。

大きな質問の介護報酬の見直しは、今申し上げたようにまだ内容が来ておりませんので、通知を今待っておるという状況であります。保険料の改定につきましても、今申し上げましたように、状況がまだ判然としておりませんので、きちんとお答えできない状況でございます。申し訳ございません。

また、こういった内容につきましては、介護保険の事業計画の策定審議会を立ち上げていただきまして、そこで十分ご審議をいただくことであろうというふうにご検討しております。

それから、保険料の減免、先ほど第1段階、第2段階は減免制度を対応させていただいておるというふうにお答えいたしました。これについて拡大するのはいかがでしょうか、また保険料の多段階化、今6段階でございますが、8段階、10段階、いろいろ方策があるわけでございます。そういったようなことで保険料を算定するのがいいのかどうか、このようなことにつきましても審議会のほうでご審議いただけたらというふうにご検討しております。

最後に、利用料等の減免についてでございますが、同じく審議会でご審議いただくべきものというふうに考えておりますので、よろしくご理解をいただきますようお願いいたします。以上でございます。

○7番 小原喜一郎君

私は、確かに団塊の世代がふえるということで、加入者がふえるということはあるだろうということは思います。しかし、これ見えるかどうかちょっと分かりませんが、これこうグラフです。認定者数のグラフなんですね。全国統計です。それで、平成15年4月がここのななですけれども、この平均の介護認定者数の率ですが、16%なんです。蟹江町はどのぐらいだと思います。これ、見てみますと、7.82%なんです。それで、この16%、それから平成15年から19年度まで、これは18年度までになっていますけれども、ここまでの間にこの16%すら一番低い、この蟹江町の認定者数は達していないんですよ。最高幾らになっていますかといいますと、平成19年度、今年度で13.13%ですね。課長、実績報告がありますから、わかりますよね、13.13%。つまり全国平均の当初の16%よりも、もっと低いんですよ。つまり、蟹江町での介護保険の認定者数がそれほど少ないということは、極端に言えば、それほど健康者が圧倒的に多いのかなと、よその自治体に比べてですよ。いや、それは考えられないんじゃないかなと思いますね、私は。私はどちらかという、介護事業の貧困さがあらわれている数字だと思うんです。そう言わざるを得ない状況だと思うんですよ。これをもっともっと旺盛にして、その上で介護保険料の値上げだとか、どうしても事業計画する上で足りないねということであるんならまだわかるんですよ。こんな貧困な上で、よそ並みに介護保険料を上げられたんでは、住民からすればもたんですよ、あれはね。

それで、私は、今の時点で介護保険の積立金と合わせて1億3,000万でしたかな。執行残と合わせると1億3,000万になりますね。そういう状況になっている、1億3,537万7,303円ですね。そういう状況になっているわけでありますから、十分にまた、これまた余裕がある状況だと思うんですよ。

そういう中で、私はやっぱり。いいですよ、例えば生活支援の減免制度や利用料の減免制度をつくったあげくで、どうしてもこれはということならわかります。確かに一方で、介護従事者の賃金を引き上げるというもう課題があるかというふうに思うんですけども、しかしそれを入れてもまだ余裕のある状況じゃないですか。私、皆さんの賃金の引き上げやったって1億円はかからないと思いますよ。いや5,000万だっただけかかると思いますよ。私は、そういう点でいいますと余裕があるんじゃないかなというふうに思うんですけども。

その点について、利用料の減免、それから保険料の段階を細かくして、弱者の皆さんのために役立つような保険料の内容にしていくという方向性について聞かせていただきたいし、指摘した中での方向性ですね。今、課長の答弁では、まだまだ国の資料云々ということがありましたけれども、私はこういうのを重視しているということは、そんなはずはないという

ふうと思うんですけどもね。私は具体的に、新法まだとか、あるだとか、具体的にこれだけの指針が国から出ているということは知っておるわけですから、そんなはずはないというふうと思うんですけども、できたら聞かせていただきたいと思うんです、再度。

○民生部次長・高齢介護課長 齋藤 仁君

まず、介護保険の状況が貧困ではないかというご指摘をいただきました。

私どもは介護保険の利用の申請等に当たりまして十分対応させていただいておりますし、サービスが使えない状況にあるという苦情をいただいたこともございません。ですから、その内容が貧困であるというふうには今はとらえておるところではございません。

次に、支払準備基金のことをご指摘いただきました。

これは1億3,000万ほどということがあったんですが、8,000万円程度取り崩しをさせていただいておりますので、現在はそんなに多くない、ぎりぎり残った程度というふうになっております。繰越金を入れてでも、1億3,000万を十分下回っております。

次に、介護報酬の関係は、これは当然国が決めてまいりますので、私どもでお話をするだとか、差っ引くだとか、そういうようなことができる問題ではございません。これは国のほうが考えるべきことでございますので、どのようになるかは、先ほど申し上げましたとおり、ちょっとお答えができないということでございます。

それから、利用料の減免につきましては、先ほどお答えしたとおり、審議会でご審議をいただきたいというふうに考えておるところでありますし、保険料の多段階化についても審議会でご検討をいただきたいというふうに考えております。

ただ、今現在の介護保険の策定の関係で、いろんなシミュレーションがされることと思っております。今現在の6段階から8段階、そういうようなことも当然私どもも視野に入れながら、こういうふうにしたときにはどのようにするのか、それから多段階化するには一定の基準が必要でございます。その基準をどこに持っていくのか、ほかの例。例えば、後期高齢者医療の所得の関係の例もございますので、そういうような例も含めてどのように基準を持っていて、どのようにしたら皆様方にご満足いただけるような多段階化ができるのかということも、他市町村の状況も踏まえながらいろいろ検討しておるところでございますので、ここらにつきましてはご猶予をいただきたいと思っております。

また、新法ですとか指針、議員は既に入手されたとおっしゃいますけれども、私どもはあくまで素案しかございませんので、それをもとにどうこう言うことは明確な答弁としてはできかねますので、そこらをご勘弁いただきたいと思っております。

以上でございます。

○7番 小原喜一郎君

介護報酬と、それから介護従事者の賃金とは違いますよね。いわゆる事業者に対して支払われる介護報酬、それから介護従事者の賃金とは性格が違うわけで、先ほど答弁があったの

は事業者に支払われるほうのことではないかというふうに思うんですけれども。今焦点になっているのは、介護従事者の賃金をどうするかという問題のようですね。

それから、私は愛知県のこの自治体の中で保険料の減免、その他の減免をやっているところは結構あるんですね。私は、少なくとも先ほど財政の中で平均的な行政をどうかということと言ったんですけれども、それに近づける努力があってもいいんじゃないかと思うんです。特に、住民の皆さんの暮らしの実態というのは、この前は私の知り合いで月10万5,000円の年金の方のことを申し上げたんですが、この間訴えがあったのは、10万2,000円ぐらいの人ですかね。介護保険料も来るし、住民税も来ると。ところが、この間、実は腸に潰瘍ができて入院したと、払えないと。もう医者にも行けないと言うんですね、行きたくても。行けば、払っていないもんだから請求されるし、行けないとおっしゃるんですよ。そういう皆さんが保険料をまた取られるわけだ。という状況になっているわけですね。

実際、こういう皆さんの生活の実態というのをよく調べた上で、方向性を出していただきたいと思うんですね。そういう保険料の減免はもとより利用料も含めて、ぜひ検討をしていただきたいなと。もちろん、先ほど言いました保険料の段階も検討していただきたいなということをお願いを申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

○議長 奥田信宏君

以上で、小原喜一郎君の質問を終わります。

質問6番 林英子君の1問目「再度保育料の見直しを求める」を許可いたします。

林英子君、質問席へお着きをください。

○6番 林 英子君

議長のお許しをいただき、一般質問をいたします。よろしくお願いたします。

私の一般質問は、「再度保育料の見直しを求める」です。

今の住民の暮らしはどのようになっているとお思いでしょうか。これは全体によって大きな質問であります。差別と貧困の拡大の中で、安心して子育てができる社会環境をつくり、経済的保障の充実を図ることが重要な課題だと思います。子育てにかかわる経済的負担の軽減を一番必要だと言っている若い世代の方たちの不安定雇用、増税、社会福祉の切り捨ての中で、子供の医療や保育料、学校教育費など子供を育てるのに経済的負担が家計費を圧迫しています。幸い、蟹江町は医療費については6年生まで通院が無料で、本当にうれしいと皆さんから喜ばれているところです。子供の成長に従って子育て費用、特に教育費にお金がかかると言われています。給食費が払えない、保育料が払えないという事態も生まれています。ふえ続ける児童虐待の背景には、深刻な親子心中なども言われております。子育て家庭の経済的貧困があるというふうに思います。取り巻く生活実態をどのように認識されているのか、まずお聞きをしたいと思います。答弁をお願いします。

○福祉・児童課長 佐藤一夫君

それでは、お答えをさせていただきます。

住民の生活実態ということでございますが、ゆとりがあるとか、苦しいとか、個人の感覚の問題がございまして大変難しいことという感じがいたします。

そこで、小学校就学前の保育が必要な児童がいて町内の公立保育所に入所中の児童がいる世帯ということで見えますと、保育料の課税区分でいきますと、第4階層、所得税が3万円未満の階層でございます、それから第7階層、所得税が15万円以上21万円未満の階層でございますが、この4つの階層の世帯が約70%近くということでございます。中でも、第5階層、これは所得税が3万円以上9万円未満の世帯でございますが、34%、約3分の1でございます。これは今年度でございます。

ということで、階層の中ほどの世帯が多いということが、これでこのような状況になっております。家族構成など世帯の状況はまちまちでございますので、保育が必要な、どちらかという若い世帯について今の状況でいうと、こういう状況であります。

以上でございます。

○6番 林 英子君

では次に、保育料の連続の値上げで、当町には悲鳴が聞こえておりませんかという問題です。

昨年12月の定例会では、課長はこのように答弁をいらっしゃいます。2年連続で値上げをしなければならない理由は何ですかと私はお聞きしました。課長は、「当初から21年度の改正案が今回の保育料の見直しの案であるということで、それに至るまでの段階として20年度に改正ということで、一度に上げると保育者の負担が大きいために2年にわたって上げるというふうに考えたものでございます。次に、2番目の2段階区分をゼロ円にという点でございますが、第2段階の保育料につきましては、20年度が現在の保育料の2倍、21年度が20年度の2倍というふうにしておりまして、20年度が1.5倍、21年度がまたその1.5倍ということで修正をさせていただきました。できる限り負担が大きくならないように、額や上昇率を修正したものでございます。」そのように答弁がございました。

私は、ここに私の家に届いた1通の文書があります。よく聞いてください。「保育料が高過ぎます。家計が苦しくて働いているのに、ひど過ぎます。蟹江町は、子育て支援は後回しで一体何にお金を使っているのですか。できることなら別の町に引っ越したいです。」こういう投書が家に来ております。

本当に2年連続というのは大変な問題です。当町にはこういう値上げなどについて困ったというような相談は来ていないのでしょうか、まずお聞きをします。

○福祉・児童課長 佐藤一夫君

蟹江町のほうに金額について保護者から投書等来ていないかというお尋ねでございますが、1年前の平成19年9月の議会で全員協議会、それから常任委員会などで協議をいただきました。

て、その後、平成20年度の入所の申し込み、これ11月の初旬からでございました。そして、平成20年3月の入所決定の通知の段階、そして20年度になりましてから約6カ月になるわけでございますが、この間に窓口等におきまして、保育料が高いですとか安いですとか、この金額のことについてということでは保護者からは何も聞いておりません。

以上でございます。

○6番 林 英子君

他の自治体では、住民の暮らしを考えて値上げを極力抑えておりますが、他の自治体と比べてどのように思っているか、お聞きをします。

その前に、蟹江町が今度出しました3歳未満児です。それを見ますと、この4段階では、ことは1万4,690円で、来年は1万9,500円。愛西市は6,900円で、弥富市は7,300円。この差は一体どのようにお思いでしょうか。3歳児ではどうでしょうか。4段階、蟹江町では1万2,190円が、来年には1万6,260円。愛西市は5,800円、弥富市では5,600円。この差はどうでしょうか。これでも一言も文句を言わない蟹江町の住民の人たちが、どのような思いで保育園に子供を上げていらっしゃるか、皆さんどうでしょうか。行政というのは、こういう苦しい人たちにこそ耳をかすべきではないでしょうか。

そして、じゃこの方たちの一体生活の実態はどうでしょうか。先ほども課長さんのほうから言われましたように、3歳未満児では、一番たくさん預かっている区分では、3万から9万です。この方たちの生活費といえは27万4,000円、4人家族です。そして、この方たちは現在63名入っています。これが一番蟹江町で多い区分です。2番目に多い区分は、市町村民税非課税世帯、25人。3番目に多いのが、9万から15万の18です。

そして、私は、こういう値上げをどのような苦しみも感じなく上げる行政というのは、本当に私は他の市町村へ行ってこれを見せるのが恥ずかしいです。ある議員の方も、ちょっと上げ過ぎだわな、そういう声を私は聞いております。来年、本当に下げるべきではないかというふうに私は思っております。

そして、先ほども私が読みましたように、他の町に引っ越したい、こんな人たちが蟹江町に生まれていること自体、行政として恥ずかしくはないでしょうか。今、蟹江町が、人口がちっともふえてこない、少子化対策、そういつて言っている中で、できるなら別の町に引っ越したい、こういう思いこそ私たちが受けとめるべきではないかというふうに思います。

先ほども言いましたように、他の自治体と比べてどうかというふうにお感じになるか、課長お答えください。

○福祉・児童課長 佐藤一夫君

保育料は、自治体によってその金額や階層区分が違うものでございます。これは、国の保育徴収基準額以内、階層によってはその保育単価限度以内であればよいことになっておるのでございまして、それぞれの自治体の状況に応じて決定をしているものでございます。

近隣の市町村、海部、津島地域を見ても、階層が国の基準と同じ7階層、これは東部の町が多いわけですが、7階層から8階層、そして蟹江町のように9階層、弥富市などは11階層ということで、保育料もまたすべてまちまちでございます。そしてまた、保育が必要な世帯の負担を考えてということで、平成19年10月から、第3子保育料の無料化、そして平成20年4月からは、早朝・延長保育料を時間による定額から保育料の1割にということで改正をさせていただきました。これらとあわせて平成20年度の改正及び平成21年度改正を考えているものでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○6番 林 英子君

では、他の自治体でも値上げして、この結果が生まれているわけです。

それでは、第9区の階層で言ひます。3歳未満児保育料、蟹江町はことし4万5,240円、来年は5万1,790円、そして愛西市は8階層で3万1,000円です。そして、3歳児のところで見ても、8段階で蟹江町は2万70円、来年は2万2,140円、愛西市が1万8,400円、弥富市が1万5,000円。本当に、逃げ出したいというふうなこの投書が来たこと、私は心に本当にわかるというふうに思ひます。来年こそ値下げを考えていただきたいというふうに言っておきます。

当町は、こんなに大幅に保育料の値上げをしなければならぬほど大変な財政状況でしょうかということが次の質問です。

住民にとっては、民間給与所得で年収200万円以下の方が2006年1年間で40万人ふえています。1,022万人に達したと国税庁が言ひています。しかも、最近の原油、穀物市場の高騰を受けた生活必需品や原料の値上がり、家計に追い打ちをかけています。賃金は一向に上がらないのに、物価だけが上がり続けています。

昨年12月定例会の町長の答弁では、適正な保育料で納得いただいたというように我々は思っている、また保育所の修復などいろいろなことに多額の資金が要ると述べています。確かに西保育所の増改築では約4,300万円使ひます。そのうち、どうですか。地方債3,700万円の一般会計で579万円、そして、借り入れ先は2カ所だと書いてあります。去年ですよ。そして、この返済も3年据え置きで、今度の実績報告書を見てください、3年の据え置きで20年の返済。もう一カ所も、3年据え置きの10年返済です。町長は、この改定を今の時期にやっていかないと、これから蟹江町は立ち行かなくなってしまうのも目に見えておっしゃいました。本当にそうでしょうか。

この9月の議会でも監査委員の説明を受けて、皆さん、この場所で聞いてよくご存じだと思います。蟹江町は健全な財政である。私は、インターネットでこの総務省の実態を調べてみました。蟹江町は財政力指数でも、類似団体の153ある中での15番目という総務省の報告です。蟹江町は、金がないどころか健全財政であると、このように報告をされておりますし、

皆さんもよくご存じの監査委員の説明にもありましたように、蟹江町は健全財政にある。黒字であるので赤字比率は計上されない、そのように述べております。こうしてお金があるということは、本当に喜ばしいことです。もちろん、町長初め職員の皆さんも一生懸命努力をされた結果だというふうに、私は思います。住民の声、高過ぎる、暮らしが大変です、値下げをしてほしい、この声に今こそこたえるべきではないでしょうか。21年度の保育料の見直しをすべきだと思います。お金がないわけではありません。

町長も来年の選挙を控えて、住民の皆さんにしっかりとこたえる責任があるというふうに思います。町長のお考えをお聞かせください。

○町長 横江淳一君

それでは、お答えをさせていただきたいと思います。

この保育料の値上げにつきましては、委員会にも2度修正をさせていただき、皆様方にご意見を賜りました。ただ私は、そのときに、これ私の弁だということで、立ち行かなくなってしまうのが目に見えている、そういう言い方をしたかどうかはちょっと別でありますけれども、健全財政の中でこれからやっていこうと思うと、弾力徴収率の中で余りにも低い保育料ではこれらいかがかないことは言った覚えがございます。しかしながら、皆様方にご審議をいただき、これが絶対であるという言い方はしておりません。今後また改定することがあるかもわかりませんが、今現在はこの状況で進めていきたい、これを皆様方にお願ひしたわけでありませう。

それと、先ほど来担当が申し上げましたとおり、確かに近隣の市町村では保育料にばらつきがあるのも事実であります。蟹江町が、じゃ高いから住みにくいところだというふうに一概に言うてしまうのは、これはどうなのかなということも非常に私は思いますし、実際今現在蟹江町がこの状態でこれからどれだけ推移するか、また、ほかの市町村があのままの状況でやっていけるかどうかということも含めて、我々は様子を見てみたい。これも自分の考え方の中にあるわけでありませう。

しかしながら、21年度の保育料の見直しというのは、基本的には考えてはおりませう。しかしながら、先ほど言いましたように、最終的に段階の見直し、それから料金の見直しについては、全くこの先考えないかと、そうではございませう。まず視野に入れてやるということとはつけ加えをさせていただき、皆様方にご了承をいただいたというふうには理解をいたしてあります。

以上です。

○6番 林 英子君

先ほどからも言っていますように、本当に格差と貧困、大変な生活の中だからこそ値下げをすべきではないかなと。先ほど私が言いましたように、私は前の議事録を全部見て、ここに書いて、佐藤課長の言われたことも、町長の言われたことも書いてまいりました。

そして、本当にこの中でこういう方たちの、先ほども言いましたように、3歳未満児で3万から9万、この方たちが来年、今2万510円が2万4,200円になるわけです、63人。そして、2番目に多い市町民税非課税世帯、この分については愛西市も弥富市もゼロです。蟹江町においては、2,920円になるわけです。この差で、蟹江町に住んでよかったと言えるでしょうか。それは、先ほどの私のところへ来ました話にも書いてありますように、他の町村へ本当に行きたい思いがする、値下げをしてほしい、これが本当の気持ちではないでしょうか。

なぜ2年も連続で上げなければならないほど、お金がないわけではないのに、上げてしまったのか。私は前の質問にもずっと続けて言っております。私は、こういうお金がないなら仕方ありませんが、監査委員も言っているように、この審査意見書を見ても、本当に蟹江町は健全財政であると言われております。そして、17年の総務省の発表でも、全国1,880自治体のある中で、蟹江町の財政力は165番目、1,880以上ある中で165番目とっております。こういうときに、こんな高い保育料を上げて、この方たちにとってどこに依拠したらいいでしょう。行政に値下げをしてほしい、頼むしかないじゃありませんか。ここに書いてありますように、夫婦共働きをしてお金があれば、そのようにまた保育料も上がります。病気もできない。そんな生活を、私たちがこういう場できちっと取り上げて変えていく以外に、どういう方法がこの方たちにはあるのでしょうか。滞納者が出た場合、どうでしょうか。そのお母さんやお父さん、子供さん、どんな顔して保育園へ来るでしょうか。私は、そんなもの、林さん、ここでどなっていればそのうちに過ぎていくわ、じゃない。私は本当にこういう人たちのためにこそ議員がいるし、行政が手を尽くさなければいけないというふうに思います。

先ほど町長は、今すぐに変えようと思っていない、そうおっしゃいました。改めて、そのようなお考えかどうか、もう一度返答をお願いいたします。

○町長 横江淳一君

再度申し上げましたとおり、皆様方に十分ご審議をいただき、ご納得いただき、結論を出させていただきました。猫の目のように、1年、1年、例えばですよ皆様方にご審議いただいたのが、あ、それはだめだからこうだ、これは我々の施策の中では不適切だと思っております。

しかしながら、再度申し上げますが、これがすべてとは申しておりません。ある議員さんからは、段階によってはもう少し考えてみてもいいんじゃないかと、このご指摘もいただいております。林議員もそれ十分ご承知で、今聞いておみえになるんでしょう。ですから、我々としても今現在見直したばかりなのに、もう少ししばらく様子を見させてくださいとお願いしているじゃないですか。

ですから、確かに生活が本当に困った方、そういう方がおるんでしたら、当然これはご相談いただいてやるべきだと思っております。決してそういう方を放置して、どうのこうの言

っているわけじゃございません。先ほど来担当課長からございましたように、本当に保育料が払えずに、滞納で何ともならないようなことのご相談があれば、我々はそれは相談に応じる、十分その用意はございます。しかしながら、今そういった、林さんのところにはそういうお話があったかもわかりませんが、我々の窓口には残念ながら聞こえてきておりません。

しかしながら、この保育料については、とりあえず皆様方にご審議を賜って、我々としては決定をさせていただき、弾力徴収率国の60%までとは言いませんが、そこまで改定をさせていただき、そして様子を見、それからまた皆様方のご意見を賜って、最終的にまた落ち着くところに落ち着く、このお約束を前回させていただいたということでご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○6番 林 英子君

これからも住民の声をよく聞いて行政に反映し、蟹江町から抜け出したいと思うような方がないように、しっかりとよろしく願いをいたします。

これで、保育料についての見直しを求めるについては終わります。

○議長 奥田信宏君

以上で、林英子君の1問目の質問を終わります。

お諮りをいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会をしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、本日はこれにて延会することに決定をいたしました。延会とします。

(午後 4時38分)